令 和 ７ 年 度

東峰村議会決算審査特別委員会会議録

開会：令和８年９月　８日
閉会：令和８年９月１０日

福岡県東峰村議会

令和７年度東峰村議会決算審査特別委員会

招 集 年 月 日	令和８年９月８日開議	
招 集 の 場 所	東峰村役場議場	
開会日時及び宣告	令和８年９月８日	９時３０分
	委 員 長　梶 原　伯 夫	
閉会日時及び宣告	令和８年９月１０日	１０時１６分
	委 員 長　梶 原　伯 夫	

応招議員

議席番号	議　員　名	出欠	議席番号	議　員　名	出欠
１番	大喜多 賢 治	○	２番	野 寄　和 秀	○
３番	小 川　利 勝	○	４番	和 田　将 幸	○
５番	樋 口　朗	○	６番	佐々木 孝	○
７番	伊 藤　均	○	８番	大 蔵　久 徳	○
９番	梶 原　伯 夫	○	１０番	髙 橋　弘 展	○

不応招議員

議席番号	議　員　名	議席番号	議　員　名
	なし		

出席議員

１０名

欠席議員

なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職	氏　　名	職	氏　　名
村　　長	眞 田　秀 樹	副 村 長	野口　善 規
教 育 長	梶 原　秀 昭		
総務企画課長	岩 橋　俊 典	ふるさと推進課長	梶 原　孝 司
農林建設課長	前 田　薫	災害対策室長	樋 口　修 一
住民福祉課長	國 松　直 美	教育課長	前 田　光 輝
総務企画課長補佐	矢 野　正 己	総務企画課係長	泉　　健 人
ふるさと推進課長補佐	和 田　勲	ふるさと推進課係長	岩 下　玲 礼
ふるさと推進課係長	熊 谷　貴 範		
農林建設課長補佐	杉 野　秀 行	農林建設課係長	金 光　健 二
農林建設課主査	梶 原　真有子	災害対策室係長	和 田　貴 弘
住民福祉課長補佐	坂 本　浩 志	住民福祉課係長	熊 谷　英一郎
住民福祉課係長	森 山　敦 史	住民福祉課係長	井 上　美由紀
住民福祉課係長	井 手　絵 美		
教育課指導主事	土 橋　亮 太	教育課長補佐	眞 田　しのぶ
教育課係長	阿 波　正 治		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏　　名	職	氏　　名
議会事務局長	古 賀　英 彦		

村長提出議案の題目

認定第　１号	令和７年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第　２号	令和７年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について
認定第　３号	令和７年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第　４号	令和７年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議事日程

委員長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第２１条）

会議録署名議員

会議録署名議員は東峰村議会委員会条例第２９条第１項による。

９番　梶原伯夫議員

東峰村議会決算審査特別委員会会議録

令和８年９月８日
（　第　１　日　）

東　峰　村　議　会

令和７年度　東峰村議会決算審査特別委員会議事日程

令和８年９月８日開議

開会宣言
議事日程の報告

日程第　１　議席番号の指定

日程第　２　会期の決定

日程第　３　認定第　１号　令和７年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第　４　認定第　２号　令和７年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について

日程第　５　認定第　３号　令和７年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第　６　認定第　４号　令和７年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

開　　会	
委 員 長	おはようございます。 決算審査特別委員会を始めます。 （９時３０分）
委 員 長	決算特別委員会の委員長に推薦いただきました梶原です。 本委員会に付託を受けました案件は、重要な案件でございます。皆様方のご協力よろしくお願いいたします。 ただ今の出席委員数は、１０名です。 なお、樋口委員におきましては、監査委員でありますので、本来であれば本委員会への出席を要しませんが、従来より本委員会は、全員で構成することといたしておりますので、最後までよろしくお願いいたします。 それでは、定足数に達していますので、ただ今から決算審査特別委員会を開催します。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
日程第１	
委 員 長	日程第１　議席番号の指定を行います。 議席番号は本会議の議席番号とします。
日程第２	
委 員 長	日程第２　会期の決定を議題とします。 本決算審査特別委員会は、本日８日から１０日までとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 （異議なし）
委 員 長	異議なしと認めます。 よって、本特別委員会の会期は、本日８日から１０日までとすることに決定いたしました。
日程第３～ 日程第６	
委 員 長	日程第３　認定第１号「令和７年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」 日程第４　認定第２号「令和７年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について」 日程第５　認定第３号「令和７年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 日程第６　認定第４号「令和７年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」 を一括して議題といたします。 本日、室井代表監査委員に、令和７年度東峰村一般会計・特別会計決算、東峰村簡易水道事業会計決算並びに基金運用状況審査の報告をお願いします。 （室井代表監査委員　入場） 室井代表監査委員、お願いいたします。
代表監査委員	皆さん、おはようございます。代表監査委員の室井でございます。よろしくお願いいたします。 本日は、令和７年度の決算審査特別委員会ということで、将来を見据えた審議になるよう重ねてお願いを申し上げます。 それでは、ただ今から令和７年度一般会計・特別会計及び簡易水道事業会計の決算審査報告をいたします。 お手元に東峰村一般会計・特別会計及び簡易水道事業会計決算並びに基金運用状況審査意見書が配布されていると思います。これに基づきまして、説明を申し上げ

	たいと思います。 　まず、１ページをお開きください。審査についてでございます。 　審査対象につきましては、令和７年度東峰村一般会計歳入歳出決算、令和７年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、令和７年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、証書類及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、並びに財産に関する調書を審査対象として行っております。 　決算書の調整及び提出期日につきましては、法定内の期限内に提出されたことを認めております。 　審査期間につきましては、令和８年８月４日、５日の２日間で行っております。 　この審査にあたっては、次の事項を重点に置いて行いました。 　まず、一つ目は、歳入歳出決算額は証憑書類と一致しているか。 　次に、決算書、その他の付属書類の係数は正確であるか。 　支出済額は証憑書類と一致しているか。 　支出済額は証憑書類と一致しているか。 　会計年度独立の原則は守られているか。 　会計間の独立は侵されていないか。 　違法または不当な支出はないか。 　事務の合理化、経費の節減に努力しているか。 　予算の流用は適正に処理されているか。 　財産管理は適切に行われているか。 　財政運営は健全かつ適正になされているか。 以上の項目を審査しました。 　審査結果並びに決算の概要については、２ページ以降に記載をされているところでございます。これにつきましても一読願いたいと思います。 　続きまして、３０ページをお開きください。 　審査対象につきましては、令和７年度東峰村簡易水道事業会計決算であります。審査に付された決算報告書、損益計算書、余剰金計算書、余剰金処分計算書、貸借対照表、その他決算付属書類を審査対象として行っております。 　決算書の調整及び提出期限につきましては、法定内の期限内に提出されていることを認めております。 　審査期間につきましては、令和８年８月２６日の１日間で行っております。 　この審査にあたっては、当事業が経営の基本原則に従い経済性を発揮し、公共の福祉を増進するよう運営されたかどうかを検討するため、決算の内容、事業の進捗状況等について、関係職員から説明を聴取するとともに、事業の経営分析を行いました。 　審査結果並びに決算の概要については、３０ページ以降に記載をされているところでございます。これにつきましてもご一読願いたいと思います。 　決算審査の内容につきまして、４０ページに結びとして総括まとめをしておりますので朗読いたします。 　令和７年度東峰村一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び東峰村簡易水道事業会計決算の４会計並びに基金の運用状況の審査に付された決算書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、係数に誤りもなく正確と認めるものである。 　また、財政も健全に運営されていて、財源の確保、健全な財政運営を図り、財政収支の均衡保持に努められた結果が伺える。 　日本経済の状況について、内閣府「月例経済報告」によれば、先行きについては、

	雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を引き続き注視する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響などに注視する必要があるとされている。 　景気の緩やかな回復の中にも、中東情勢による不安定さがみられ、自治体の財政運営にも少なからず影響がみられると考えられる。 　このような状況下で村においては、平成２９年の九州北部豪雨から令和５年７月豪雨による災害の復旧復興が進み、一定の成果が図られ、また、河川砂防、治山施設についても充実が図られ、確実に災害に強い村へ変わりつつあるが、昨今は異常気象により災害の頻発化、激甚化など、災害がいつどこで起きるか予測できない状況であり、今後も我々の次の世代が住む将来に向かって、健全・堅実な行財政運営を行う必要がある。 　特に、村税等の自主財源確保に努め、第３次東峰村総合計画、及び東峰村人口ビジョンの、東峰村が目指すべき将来像と第３期東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略等の各種計画のもと、成果・効果を検証し、次世代に受け継いでいける行財政運営の効率化に取り組んでいただき、産業の振興や人口減少対策、子育て支援、高齢者福祉の向上と、更なる村政の発展に寄与されるよう一層のご尽力を望むものであります。 　以上をもちまして、監査の報告とさせていただきます。ありがとうございました。
委 員 長	ただ今、室井代表監査委員から決算審査等の報告が終わりました。 　ここで室井代表監査委員には退席していただきます。お疲れ様でございました。 （室井代表監査委員　退席）
委 員 長	次に、各課長からの補足説明を求めます。 　令和７年度東峰村一般会計歳入歳出決算について 　令和７年度東峰村簡易水道事業会計決算について 　令和７年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について 　令和７年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について 補足説明を求めます。 総務企画課長
総務企画課長	総務企画課からの補足説明はございません。以上です。
委 員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	ふるさと推進課からはですね、徴求資料についてご説明申し上げます。 　徴求資料のほうよろしくお願いいたします。１ページからでございます。 　徴求資料につきましては、６項目でございます。 　２ページをお願いいたします。 　東峰テレビ、株式会社プリズムへの令和７年度の委託実績の一覧でございます。内容はお読み取りください。 　３ページをお願いいたします。 　地域おこし協力隊とプロジェクトマネージャーの給与と報酬の違いについてでございます。 　地域おこし協力隊、プロジェクトマネージャーとともに、身分は会計年度任用職員となっております。 　給与と報酬の違いについては、勤務形態によるもので、パートタイム職員には報酬、フルタイム職員には給与を支給しております。 　その根拠につきましては、資料の一番下に記載しております東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第２条の規定によるものでございます。 　４ページをお願いいたします。

	協力隊の相談体制についてでございます。 相談業務につきましては、個人事業主の方に委託し、相談対応をお願いしております。 面談の対象者は、地域おこし協力隊本人、及び派遣先の代表者となっております。 面談の頻度は、協力隊本人については年４回、派遣先については年２回を基本としておりまして、必要に応じて随時相談にも応じております。また、相談内容等の情報管理につきましては、プライバシー等に配慮し係長以上で情報を共有しております。 この取り組みは、協力隊が抱える悩みや問題を早期に把握し、解決に繋げることを目的として実施しているものでございます。 ５ページ、６ページは、面談を行う際に協力隊本人、それから派遣先に送付している通知の写しを参考までに添付しております。 ７ページをお願いいたします。 空き家バンク、令和３年度から令和７年度、５年間の実績でございます。 バンクへの登録件数は３１件で、その内訳は家屋が２５件、土地が６件となっております。このうち契約が成約した物件は２１件で、内訳は家屋が１９件、土地が２件となってございます。表は、各年度の内訳を記載しております。 ８ページには、令和６年度、７年度分を記載しております。 また、８ページの一番下には、成果説明書でご質問いただきました令和７年度の売買実績３件の内訳でございますが、すべて家屋となってございます。 ９ページをお願いいたします。 ８月６日に空き家１３５件の所有者を対象としてアンケートを郵送しております。１１ページから１８ページにお送りした書類一式を添付しておりますので、お読み取りください。 １０ページをお願いいたします。 東峰村移住コーディネーター設置要綱でございます。内容についてはお読み取りください。 １９ページをお願いいたします。 テレワークテラス宝珠の利用者内訳でございます。内容についてはお読み取りください。 また、その下にテレワークテラス宝珠における委託業務の見直し、及び経費縮小の経緯について記載してございます。結果として、村からの経費削減の要請に応える形で、受託者が人員体制を見直したことにより、委託料が減額となったものでございます。内容についてはお読み取りください。 ２０ページをお願いいたします。 ニンテンドースイッチを活用したプログラミング教育の内容及び成果でございます。これは、児童の倫理的思考力、創造力、主体性の育成を図ることを目的として、ニンテンドースイッチを活用したプログラミング教育の実証的な取り組みを実施したものでございます。令和７年度は６年生１０名を対象として、体験授業２回、夏休み期間中にいずみ館において実施しております。 主な成果としましては、５項目あげてございます。これらについては、体験授業終了後に参加した小学生、先生及び学校教育関係者を対象にアンケートを実施し、その結果や意見を成果としてまとめたものでございます。資料には、その内容を抜粋して記載しておりますので、以降の内容についてはお読み取りください。 ２２ページをお願いいたします。 令和７年度の観光プロモーション事業の実績一覧でございます。実績として５団

	体、計１７０万５千円の補助を実施しております。 ２３ページをお願いいたします。 ほうしゅ楽舎に関する資料でございます。 まず、有償ボランティアの時給は、１時間当たり１千円となってございます。 次に、ほうしゅ楽舎の宿泊料及び食事代の入金についてでございます。 支払いについては、すべて現金のみの対応としております。ネット予約の場合も現地での現金払いとしており、クレジットカード決済は行っておりません。そのため利用者から受け取った現金につきましては、翌々週にふるさと村から東峰村へ入金をいただいております。 また、ネット予約の際にじゃらんポイントが利用された場合は、ポイント利用分について、じゃらんから直接村へ入金される仕組みとなってございます。 最後に、請求書の明細及び領収書の名義につきましては、写しのとおり東峰村役場と記載しております。以上でございます。
委 員 長	農林建設課長
農林建設課長	農林建設課のほうからは２４ページからの、農林建設課の徴求資料をもとにご説明していきたいと思います。６項目あります。 ２５ページをお開きください。 まず、令和７年度の河川浄化報償金についてです。この河川浄化報償金は、福岡県が河川愛護団体などの実施する河川の清掃活動などに対して支払われるものです。 この報償金の事業自体は下のほうに書いてますけども、県事業名としてはクリーンリバー推進対策事業ということで、活動実績が年２回以上あるとき、１年に１回につき７万円を上限として、河川浄化報償金として交付されるものです。 東峰村におきましては、県営河川の大肥川と宝珠山川におきまして年２回ですね、５月、６月の河川愛護と９月の環境美化において清掃活動を行っておりまして、各団体がその活動の報告を行い、各団体に対して報償金が支払われる制度になっております。 団体としましては、宝珠山地区が宝珠山川を守る会、福井地区、大肥川を守る会と、この２団体になります。 実際清掃活動に必要な草刈り機の燃料費やボランティア活動の保険料は村が負担していることから、令和７年度につきまして、河川愛護団体から村が委任を受け、県から直接補助金として、村の歳入として受け入れましたので、７万円×２団体として１４万円を計上した次第です。 続いて、２６ページをご覧ください。 主要施策説明書２０ページの１７款４項雑入の２２目の福岡園芸農業振興協会負担金戻入についてであります。 この公益財団法人福岡園芸農業振興協会の行う事業は、野菜生産出荷安定事業なんですけども、対象野菜の出荷機関を通じた販売価格が、過去の平均価格から算出された一定の基準額を下回った場合、その差額を補填することにより、野菜農家の経営安定や新鮮な野菜の安定供給、産地を育成するものとなります。 東峰村からはチンゲン菜を対象に、ＪＡから当該事業に加入していましたが、令和７年度からは出荷量の要件が利用要件を満たさなくなったことから、加入していない状況です。 これを受け、当協会のほうから、これまで村より負担を行っていた負担金の残余金についての払い戻しの通知があったため、令和７年６月に払い戻しを依頼し、令和７年度の決算の歳入、雑入として計上したものです。

	２７ページに協会のほうから残余金の返戻意思確認が来たときの金額と、それに対して村から、２８ページになりますけども、資金造成残金の払い戻しについて文書を通知したときのものを添付しております。 続いて２９ページをお願いします。 主要施策説明書の２０ページ、１７款４項雑入の３６目の荒廃森林再生事業の実施に関する協定の解除に伴う違約金と、主要施策説明書のページ５７、６款２項８目の荒廃森林再生事業協定解除に伴う交付金の返還金について、というところです。 令和７年度の決算説明において荒廃森林再生事業協定解除に伴う交付金の違約金返還金について、以下のような経緯で手続きを行い、決算の歳入歳出をしたものとなります。 経緯につきましては、３３ページに付けてます令和７年９月１９日の分ですけども、こちら平成２９年２月１日で協定を締結した東峰村と森林所有者の荒廃森林再生事業の実施に関する協定について、下記の理由によって森林所有者により協定の解除の申し出がありました。 協定解除の理由は、対象森林におきまして、開発等による転用が計画されており、荒廃森林再生事業の実施に関する協定書第８条４号、こちらは協定期間中に対象森林の主伐、開発等の転用を行わないこととされておりますけども、これを遵守することが困難になったため、所有者より解除の申請があったものです。 こちらを受けまして、令和７年９月２２日、３４ページのほうになりますけども、村と森林所有者との間で、平成２９年２月１日に締結した協定書の第１２条の協定に基づく協定の解除及び第１３条の２項の規定に基づきます違約金について合意をして、この違約金が９６，３０３円となっております。 最後になりますけども、令和８年２月２５日、ページでいきますと３０ページ、３１ページが参考資料になりますけども、森林所有者から解除申請を受けまして、申請の内容について確認協議を行った結果、協定の解除に資することに至り、福岡県荒廃森林再生事業交付金交付要綱第１２条に基づきまして、当該事業協定者から支払いを受けた違約金のうち対象となる森林の整備費用の返還金として、返還金８７，５４８円を県のほうに返還したという流れになっております。 続いて、３５ページをお願いします。 主要施策説明書５４ページ、６款２項４目の水稲収穫促進支援金についてです。 こちらの事業につきましては、水稲収穫後乾燥調製を行ったときに費用を補助するものです。令和２年度から令和５年度で、この中で創設された緊急経済対策地方創生臨時交付金事業の使途として、村では水稲収穫促進、乾燥籾摺り調整の支援金の補助を開始しました。 ６年度からは、先ほどの交付金がコロナ対応の地方創生基金交付金から再編され、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として変わりまして、継続して水稲収穫促進支援金の補助を行ってきておりましたが、この交付金により助成としては、村としては６年度までとなっておりました。 令和７年度に入りまして、交付金としての財源はなくなりましたが、引き続き農業者からのニーズの高い助成制度のため農業振興対策費に水稲収穫促進支援金を予算計上し、引き続き水稲の乾燥籾摺りに係る助成を村としては継続中ということで、以下の表のほうに経過として令和２年度から令和６年度までは交付金として、２款１項のほうに計上しておりましたけども、令和７年度からは６款１項４目の農業振興対策費のほうに計上して事業を実施しているところでございます。 最後に、３６ページをお願いいたします。 ライスセンターのですね、正規職員人数、臨時職員人数、売り上げの状況につい

	て、先般の説明のときに状況を聞きたいという、議員さんのほうからのお話がありましたので、少しまとめております。 人員については、令和８年９月１日時点ですけども、正規職員２名で、非正規職員１名、地域おこし協力隊１名で、地域おこし協力隊については、現在の協力隊は９月末退任となってまして、新たな協力隊募集中となっておりますけども、ここは募集予定です。臨時職員については１５名ということで、これから稲刈りの時期になりますけども、９月、１０月につきましては、臨時職員１５名を来てもらって、乾燥籾摺り等、稲刈り等にですね、入って行くということで伺っております。 最後に、ライスセンターの令和７年度の売り上げについてですけども、一つがライスセンターの収益として１，５８７万９千円、次に育苗収益として３２２万６千円、受託農業収益として４８３万７千円、園芸業務収益として２千円、加工業務収益として３９２万９千円となっております。以上です。
委 員 長	災害対策室長
災害対策室長	徴求資料の説明をさせていただきます。 ３７ページをお願いいたします。 １１款１項１目の災害における民間への技術支援業務委託の内容についての資料提出がございました。この業務委託につきましては、平成２９年災を受けまして、平成３０年から民間への業務委託を単年度契約で実施しているところでございます。 まず、令和７年度の業務の内容につきましては、３８ページから４６ページにかけて①の支援業務計画書にあります内容のとおり、主に平成２９年災及び令和５年災の被災箇所の工事積算、工事変更に伴います積算、それから同資料の作成、並びに工事監督の補助等を行っております。 また、令和７年度の実施のスケジュールにつきましては、４３ページ②の支援業務実施工程表のとおりでございます。 最後に、委託費の内容につきましては、４４ページから４６ページにかけましての国土交通省によります③の積算技術業務積算基準書を適用しまして、４７ページから５７ページにかけましての業務委託設計書により委託額を積算しております。 その後、設計額の範囲内におきまして、仕様書により見積書を提出させ、契約させていただいております。以上でございます。
委 員 長	教育課長
教育課長	徴求資料の説明をいたします。 ５４ページをお願いします。４項目ございます。 まず、次の５５ページをお願いします。 教育委員さんの出席状況ということで、定例会、理事会が１３回ございまして、出席状況を記入しているとおりでございます。 その中で費用弁償、１回１千円で４４万７千円、その他旅費、研修負担金というふうになっているところでございます。 ５６ページをお願いします。 浄化槽保守点検、浄化槽保守点検及び清掃ということで記入がございましたが、表記は異なっていますが、内容的には同じものなります。２８万１，３９７円につきましては村民グラウンド浄化槽保守点検委託料、１５万４，６６５円につきましては村民センター浄化槽保守点検の委託料となっておりまして、維持管理と浄化槽検査を行っておるところでございます。 それから、体育施設の利用者数についてということでございますが、村外の利用者につきましては、村民センター、小石原体育館を利用しているということでござ

	います。 パーセントをあげろということでございましたので、村内が９６．５％の利用、村外が３．５％の利用となっているところでございます。 続きまして、５７ページをお願いいたします。 お獅子まわし伝承記録保存ということでございます。６年度につきましては９１万４，９８０円、聞き取り調査と撮影映像の仮編集、ただしですね、天候不順のため契約変更で工期の延長をしているところでございます。 １地区の聞き取り調査と４地区の記録撮影と聞き取り調査と納品のために映像等の仮編集を行っているところでございます。 ７年度につきましては６１万６千円、聞き取り調査のみ、今まで記録した全地区の映像編集。７年度は１地区聞き取り調査と、今まで記録した全地区お獅子まわし記録保存の成果物として編集しております。 成果物として聞き取り調査内容、映像資料、画像の記録保存として納品されております。 業者につきましては、佐賀県のとっぺんさん、というところになっております。以上でございます。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	徴求資料の５２ページをお願いします。 成果説明書の９ページの１款１項の分でございます。決算書につきましては７ページでございます。 村税等の各徴収の件数をあげるようにということでの徴求資料の求めがございましたので、徴求資料の５３ページでお願いいたします。 村税等の滞納関係調査というところで、令和７年度の決算額を、決算状況をこちらに上げているところでございます。主に村民税それから関連の税金等の調定額、収入額、収納率、不納欠損額、次年度繰越額というところに、それぞれ件数を計上しております。詳細はお読み取りいただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。
休　憩	
委員長	補足説明が終わりました。 １０時２０分まで休憩いたします。 （１０時０６分）
再　開	
委員長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 （１０時２０分）
委員長	日程第１　認定第１号「令和７年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」 質疑を行います。 課ごとに質疑を行いたいと思います。 なお、最終日の総括質疑につきましては、全体及び各課にまたがる質疑のみといたします。また、各課における答弁で回答が得られていない件については除きますので、特段のご協力を賜りますよう心からお願いいたします。 最初に、総務企画課の質疑を行います。 歳入に関する質疑に関しましては、それぞれ所管の歳入費目についてとします。歳出については、お手元に配布しております、費目ページ一覧表のとおりです。 質問者は、最初にページ数を指定して、質疑を行っていただきたいと思います。 なお、質疑については、簡潔明瞭にお願いいたします。 質疑のある方は、挙手をお願いします。

	２番　野寄委員
２　　番	主要施策の成果説明書２５ページ、２款１項１目一般管理費の中のですね、一番上段部分にございます地域コミュニティ協議会設立検討ということで、この中にあります委託料ですね、地域コミュニティ協議会設立支援業務、この業務の内容をですね、概要を教えていただきたいと思います。
委 員 長	泉係長
総務企画課係長	地域コミュニティ協議会の委託業務の内容ということですが、委託業務の内容としては、目的がですね、村に４カ所ほどのコミュニティ協議会を設立するため、村全体のですね、検討委員会や村職員の研修会、大字ごとの地区の検討会の実施を目的としております。 その行うことによって、協議会設立に向けてですね、村民の皆さんの機運を醸成していくことを目的としております。 内容としましては、全体の検討委員会のほうを２回ほど、それから職員の研修会を年に１回、それから地区検討会の開催、大字ごとの地区の検討会ですけれども、４地区４回、それから地区検討会のですね、視察それから講習等を１回、それから地区担当職員の意見交換会ということで、職員の勉強会のほうを実施する。それから先進地の事例の調査、それから次年度のですね、実施する内容の検討という内容になっております。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	大体の概要を理解したつもりです。 たぶん数年にわたってですね、同じ業者さんかもしれないんですけど、その中で醸成していく、この設立に向けてですね、何かフェイズというか段階的な達成というものは、業務の中でステップ的なものというのは、何か定義されているんでしょうか。
委 員 長	泉係長
総務企画課係長	ステップという形で、令和６年度からですね、本格的にこの業務を実施しておりますけれども、令和６年度に関しては、各行政区を回って、村がですね、この地域コミュニティ協議会という事業に取り組んでいく、そういう説明をさせていただいております。 それから、令和７年度に関しては、先ほどの全体の検討委員会、それから職員の研修会を行いながら、大字ごとにですね、地区の検討会ということで村民の皆さんに呼びかけをして、大字ごとに集まっていただいて、村の現在の課題であるとか、現在ですね、自分たちが必要としているものであるとか、自分の住んでいる地域のですね、良いところとか、そういうことを話し合っていただいて、村の将来像について検討して、取りまとめをいたしております。 １０年後、２０年後にですね、こういう地域であれば自分たちが住みやすい地域になるのではないか、そういう将来像をですね、取りまとめたところになります。 引き続きまして本年度も実施をしておりますけれども、本年度に関してはもう少し、令和７年度はですね、全員に呼びかけて集まってもらいましたが、令和８年度においては、地区ごとの検討会に関しては、１地区２０名から４０名の方に案内を送りまして、各地域の代表の方であるとか、行政区から出ていただいている全体検討委員会の委員の方であるとか、そういう方に集まっていただいて、この協議会の中身について話していくようにしております。 本年度中にですね、地域コミュニティ協議会の設立準備委員会を、立ち上げを目指しているところです。
委 員 長	２番　野寄委員

２　　番	将来像というかですね、完成する形として具体的に明記ができるように、ぜひ進めていただきたいと思いますし、立ち止まって考える部分もあるかもしれません。 ただ、そこはしっかりですね、検討のうえ進めていただきたいと思うんですが、１点だけあれですけども、やはり以前から島根、中国地方からの先生、それから大分県の竹田市のほうからも講師の方がですね、実際に運営されている方のお声をいずみ館等で研修を受けて、実際の姿が見えてきたというかですね。 ただ、とはいえ、東峰村においての形がまた違うことで、コミュニティ協議会が醸成されるかもしれません。 そうした中において、やはり来ていただくということもありがたいんですが、やはり現地に出向いて、その現場でその空気感というかですね、協議会を今から作っていくということでですね、効果的な手法もあるんじゃないかなというふうに思います。 ぜひ、その辺りお願いしてですね、この質問を終わりたいと思います。何かコメントがありましたらお願いします。
委 員 長	村長
村　　長	地域コミュニティ協議会の設立については、先ほど担当申しましたとおり、６年度から取りかかっております。 本年度についてはですね、先ほど申したとおり、さまざまな先進の事例の勉強、学習を行ったところでございますが、実際に準備委員会という形が見えていく、そのときに、実際に近隣でも構わないと思っています。 実際にはどういう形で、課題を解決するためにどういう構成で、どういう人たちで始めたのかとか、そういった実務的、要するに作り上げていくための実務的な手順というか、そういった部分について、しっかり学習、研修を行ったうえで、じゃあ東峰村における協議会のあり方、どういう形がいいのか、どういう機能を持たせるのがいいのか、その辺りについてですね、しっかり今年度協議、研究、学習してまいりたいと思っておりますので、皆様方、村民の皆様、設立準備委員会の委員の皆様とですね、共有しながら行っていきたいというふうに思っているところでございます。
委 員 長	８番　大蔵委員
８　　番	委員会ですね、先日ありました委員会におきまして、やはりメンバーも代わってくると、最初から全然分からない人たちもおるような感じで、２年間経っておるのに、また最初から出直しじゃなかろうかと、そういった感じがありますので、やっぱりそういった交代するときには、新しい方には今までのことをレクチャーするとかですね、そういったことも大事だと思っております。 それと、私この頃行政懇談会、大行司地区は最後のほうでしたけれども、大行司地区で私質問したときに、各地区で地域コミュニティについて質問がありましたかと言ったら、全然なかったと。 だから、住民にとって、この地域コミュニティが喫緊の、私たちの村にとって大事なことだという、そういった気持ちがまだないと、醸成されてないと思うんですよね。 だから、そういったことをすることのほうが、コンサルの方たちの動きもよく見えないんですけれども、そういったコンサルの方たちもですね、住民のために周知するような、そういった方法を見つけるようにお願いしたいと思いますが、いかが思いますでしょうか。
委 員 長	泉係長
総務企画課係	議員のおっしゃるようにですね、村民の方の意識を持っていただく、機運を醸成

長	していくということがですね、このコミュニティ協議会を作っていく中で一番大事なことだと思っております。 　そのためにですね、もうちょっと広報とかですね、周知とか、そういうのを広く実施をしていきたいと思っているところです。 　村としてはですね、地域が住みやすいような体制を作っていきたいと考えておりますので、頑張っていきたいと思っております。
委 員 長	８番　大蔵委員
８　　番	総務常任委員会の所管課でありますので、その総務常任委員会の中で話しましたけれども、総務常任委員会以外の方たちですね、経済の方たちからも意見が出ました。その部分は総務企画課のほうに渡しましたけれども、そこの辺りをですね、十分検討していただいて、進めていただきたいと思います。答弁は結構です。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	説明書の２８ページです。協働の村づくり事業の状況です。 　活用実績が９２、９３ページということで実績が載っておりますけれども、この活用団体を見ると、昨年度も同じ団体が活用しているようなんですが、これについては、回数とか、なんかそういった制限的なものはあるのでしょうか。 　いきいき資金についてはですね、以前、続けて使うことはできないようなことを聞いたことがありますけども、この村づくり事業はどうなっているのか教えてください。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	こちらはですね、地域協働の村づくり事業におきましては、基本的に同一団体であればですね、３回まで、３年までというところでですね、一旦しているところでございます。同一内容であればですね、の制限というのは付けさせていただいているところでございます。以上です。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	同一団体は３回までということですけれども、そのあと、例えば１年、２年あけた後、また申請するとかいうようなことは可能ですか。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	基本的にはですね、同じ内容であれば３年までというところではございますけれども、そのあとですね、内容等がですね、どういったふうになるか。村の公共的なところにどう影響があるかとか、資するかというところを判断しましてですね、また、その辺のところは検討していく、全くできないというふうに切り捨てるとか、そういったことではございませんので、内容等をまた見直していただいて行っていただくとかですね、そういったところでいけるのではないか、こちらも検討させていただきたいというふうに思っております。
委 員 長	８番　大蔵委員
８　　番	成果説明書２７ページ、企画振興対策費の繰越明許分、第３次総合計画・総合戦略の委託費ですね、これも執行部にとって、業者が病気になったということで思惑が外れたということもあったと思いますけれども、最終的にこの委託料は、当初の予定とどのくらい変更したのか、お聞きします。
委 員 長	泉係長
総務企画課係長	この委託料に関してはですね、当初から変更があっておりません。
委 員 長	８番　大蔵委員
８　　番	私も最初の業者のときに説明会に行きました。そのときにイラストを使って、非常に見やすい総合計画・総合戦略を作りたいと言っておりましたので楽しみにして

	おりましたけれども、ご病気ということで仕方ないんですけれども。 　その後のできたやつには、ちゃんとイラストはあるんですけれども、私が思う思惑と全然違ってたなと思うんですけれども、執行部としてはどんなふうにお考えでしたかね、そのイラストについて。
委 員 長	泉係長
総務企画課係長	この、途中でですね、業者が変わったというか、業者自体はですね、変更になってないんですけれども、内容的なものをですね、再委託させていただいたという形になっております。 　そのイラストに関してはですね、元の業者の関連団体が一緒に作ったという形になっておりまして、内容をちょっと検討したところとイラストを作ったところが、ちょっと別になっておるような形になっております。 　ただ、この色味的にですね、非常に明るくて、いろんなですね、今まで作ってきたような計画とは少し違ってですね、見やすくなっているのではないかと感じているところではあります。
委 員 長	８番　大蔵委員
８　　番	私が思ったのはですね、文字の羅列ではなくて、イラストで分かりやすいというようなふうなことを、方が言ってらしたからですね、そういったことじゃ思惑が外れたんじゃなかろうかと思ってですね、質問しましたけれども。 　執行部として、現状で納得しているならば、こちらは納得いたします。以上です。
委 員 長	７番　伊藤委員
７　　番	成果説明書の１８ページ、１３款２項財産売払収入のところなんですが、一番下、乗合タクシー事故売払収入４５万円という形で出ておりますけれども、これについては、本来言う車の廃車の下取りの価格というところで理解していいんですかね。 　この自動車自体にですね、保険等加入はしてあるかと思います。それは車両まで入っているんですね。この保険が別にまたあるのか、全くないのか、その辺りを教えてほしいんですが。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	こちらのですね、乗合タクシーの事故売払収入に関してはふる推の管轄ではございますが、基本的にこちらは事故車でも一般の事業者のほうで売払いを行って、収入のほうをしているというものと、あと、保険のほうはですね、村の保険のほうに加入しておりまして、そちらのほうは雑入のほうで、２０ページの１７款４項雑入の９番公有財産損害共済金ということで、保険金のほうは歳入をさせていただいているというところになります。以上でございます。
委 員 長	７番　伊藤委員
７　　番	そうしますと、ちょっと確認しておきたいんですけど、公用車たくさんありますよね。結局、一般的な対人、対物とかいうようなものについては加入はしてあるかと思います。 　公用車全部、結局車両と、一般的な言葉で言えば車両保険という形があるかと思います。そのものに全部加入しておるという理解をしていいんですかね。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	基本的には村が購入して所有している車両、こちらにつきましては保険のほう加入させていただいているというところになっております。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	先ほどの関連質問になってしまいますけれども、９３ページの地域村づくり事業の実績の中で、ネコ活動隊の活動があります。 　実質３０万の補助になっておりますけども、これは、世話のえさ代とか避妊手術

	とかも含めたところでのものでしょうか。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	こちらにつきましてはですね、ネコの捕獲それから去勢とかですね、不妊ですね、そちらの手術とか、そういった経費の中身というふうになっているところでございます。 経費のほうは住民福祉課の分と、必要な分をこちらのほうで出させていただいているというところになります。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	ここは、申請しているのは１団体なんですが、個人で飼っている分は別として、個人的に世話をしている方も村の中にはおられますが、役場としては把握しておられますか。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	基本的に総務課としてはですね、個人的にネコが誰が飼っているかとか、そういったところは把握はしておりません。担当等も違うのかなと思っております。
委 員 長	１０番　高橋委員
１０　番	監査意見書の１８ページと決算書の２９ページ、２款１項５目財産管理費の公共用地等活用検討委員会に係る部分について、併せてご質問させていただきたいなと思います。 監査意見書のほうにおいては、この１８ページの中で、経常収支比率等の話が出ております。今後の財政運営について経常収支比率、令和７年度の決算においては８７．９％となっていることについて、令和６年度からこの数値上がってきておりまして、数値としてはかなり高くなってきているというところで、この数値においては、財政の弾力性、要は、財政の自由度をはかる部分かと思われます。 そこについて、監査委員の意見のほうでは、一番下の３行になるんですけど、「今後公債費の増加が懸念され、財源確保とともにより一層の経常経費の削減を目指すうえで、公共施設等の除却等も含めた今後のあり方についても検討が必要である。」という意見が出ております。 その中で、村でも令和７年度から公共用地等活用検討委員会立ち上げまして、公共施設において、今後の利活用だけではなく、除却等も含めた検討を進めてきているかと思っております。 今後重要になるのは、個々の施設において、今後も維持、改修して使い続けるのか、それとも役割を終えた施設として除却するのか、具体的な方向性を決定していくことだと思っております。 今後施設のあり方についてはどういうふうな手順、基準でですね、個々の施設の更新決定に繋げていくのか、その方向性についてお伺いしたいと思います。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	まず、基本的にはですね、村の公共施設全体につきましては、公共施設の管理計画ですね、そちらのほうに基づいて行っているところではございますが、特に大きなものとか重要なもの等につきましては、今、今年も行っておりますが、公共用地検討委員会等でですね、今後の活用とか、または除却等も含めてですね、意見等をいただきまして、村のほうで決定していきたいというふうに思っております。 かなりですね、老朽化が進んで、使えないとはっきり分かるようなものであればですね、村の財政等とか予算等の兼ね合いを見ながらですね、除却等も判断していくようなことになるかとは思いますけれども、主要な施設につきましては、やはり一旦委員会等で意見等をいただいて、それの後決定していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

委 員 長	１０番　高橋委員
１０　番	ぜひ、その方向性を進めていっていただきたいんですけれども。 その方向性について、実施をしていくには、先ほど総務企画課長が申されたとおり、やはり財源が必要になってまいります。 特に、今まで施設改修基金等はありますので、改修等については、そういった基金の活用というのはできるかと思うんですけれども、除却については、なかなか有利な財源が今まで見当たらないという議論もされてきたかと思います。 その中で、施設の除却についてなんですけれども、いろいろ調べたんですが、福岡県内、八女市では令和８年度から１２年度の過疎地域持続的発展計画、いわゆる過疎計画ですね。その中の過疎地域持続的発展特別事業、いわゆる過疎ソフトの中で、旧小中学校校舎解体事業と公共施設等解体事業を明確に位置付けをされております。 公共施設等解体事業については、公共施設等を解体し公有地の有効利活用を図るというふうな記載がされております。 一方で、将来の公共施設の改修や除却に備えて、過疎ソフトを当年度に使い切るのではなく、基金として積み立てている事例もございます。 秋田県の五城目町では、令和６年度に過疎債ソフト枠を活用して、公共施設等総合管理基金に５，０００万を積み立てていたりします。 この基金の使途は、公共施設等の改修及び除却とされ、今後増加する改修費や施設統廃合に伴う解体費に備え、年度間の財源の平準化のため、基金積立を活用するという考えが明確にされています。 また、山形県の鶴岡市でも令和８年度から１２年度の過疎計画の中で、過疎ソフトの中で基金積立として公共施設整備基金事業と位置付けて、公共施設等の整備及び除却等の財源として活用する、というふうな事例も出てきております。 調べたところ他にもそういった、基金の積立であったり過疎ソフトを使ったこういう除却、あるいは施設の整備にあたる部分の過疎ソフトの基金積立という形も出てきておりますが、東峰村でもこの公共施設の改修、除却について、このような過疎ソフトの直接活用や基金化を財源手法の一つとして検討していく考えはあるのか、お尋ねをいたしたいと思います。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	ソフト枠の分ですね、こちらのほう、そういった例があるということは、申し訳ございません、勉強不足でちょっと把握をできておらなかった分はございますが、そういったものに使えるというのであればですね、そういったところの検討とか情報収集、そういったのはさせていただきたいなというふうなところはございますが。 現状ですね、ソフト枠につきましては、今の村の他のソフト事業でですね、限度額等はかなり上限まで使っておるというところが一点はございますので、ちょっとその辺のバランス等は、やはり見ていかなければならないかなと思っております。 その辺も含めましてですね、勉強のほうと検討のほうを一緒にさせていただければと思います。以上です。
委 員 長	１０番　高橋委員
１０　番	まずは、この東峰村でも制度上しっかり可能なのかどうかというのを、確認をいただきたいなと思っております。 現状として八女市、福岡県の八女市でもそういった形で、過疎計画の中に乗っているということで、県もその辺を認めていると言いますか、確認済みかなというところもございます。 そういったところで、先ほど過疎ソフトの上限額ということもございました。

	しかしながら、やはり公共施設に対する財政負担の考え方をしっかりと持っていていただきたいなというところ、少し申し上げさせていただくと。 公共施設は、建設したときだけに費用がかかるものではございません。今まで村においても、建設のときには有利な補助金あるいは過疎債等の起債をしてきたかと思います。 しかしながら、長期間使用する中で維持管理や改修が必要となり、最後は除却費まで発生するということは、今まで見てきた事実であるかと思います。 にもかかわらず除却が必要になった時点になって、その年度の一般財源や新たな起債だけで一度に対応することになれば、将来の特定の年度、さらにはその年度の住民の皆様に大きな負担が集中することになるかなと思います。 これに対して、施設を使用している段階から将来の改修や除却まで見込んで基金を計画的に造成していけば、施設のライフサイクル全体で財源を準備し、年度間の財政負担を平準化することもできるのかなと。五城目町が基金の設立を目的として、財源の平準化を明確にしているのも考え方だと思います。 単に将来の財政負担を軽くするということだけでなく、施設を実際に利用してきた期間から、将来の除却費までを少しずつ準備をすることで、除却時点の世代だけに負担を集中させず、施設から便益を受けてきた世代も含めて負担を平準化できるのかなという考えでございます。 そういったところで、今、施設改修基金もこの９月定例会の補正予算において、繰越金の中から積立という予算も上がってきているかと思いますけれども、それも含めて公共施設の建設、使用、改修、除却まで、しっかりとこのライフサイクルを捉えたですね、施設運用、財政運営をですね、転換していかないと、一番最初に戻りますが、現状この９０％近い経常収支比率において、やはり必要なときに除却であったり単年度かかる経費というのが、捻出が難しいのではないかというところで、今後人口減少していく中での財政運営の捉え方について、最後に、この公共施設を含めたうえでの財政運営の考え方、お尋ねしたいと思います。
委 員 長	副村長
副 村 長	ご意見ありがとうございます。財政運営に関して、ご意見もありがとうございます。 令和７年度で申しますと、好材料だったものとしては、財政調整基金の取崩し、当初予算では２億超ぐらい積んでたんですけれども、結果として取崩しをする必要がなくなって、今回の９月補正で繰越金の積み立ても若干行いました。 ただ、一方で議員ご指摘のように経常収支比率が、目安としては大体７５％って一般的には言われるんですけれども、これがうちだと８８％ぐらい行っているというところは、弾力性という部分もそうですし、要は、村のほうでＤＸの流れの中で事業見直しなんかも進めていくんですけれども、それをちまちまやったところで、なかなかやっぱり抜本的な解決にならないということで、ご指摘にあるように、やっぱり管理にかかる経費、毎年度義務的にかかってくる経費を、しっかり見直していくということは非常に重要だと思っております。 そういう中で公共用地活用検討委員会においても、２施設あげさせてもらって、今後の運営方法を考えていくというところで進めております。 こちらについても、まだ使っていくとか除却するとか、前提を置かずに議論はしていっているんですけれども、我々としましては将来にわたってですね、東峰村の子どもたち、次の世代の方々に負担を残しすぎることのないように、まずはしっかり議論をしていきたいと。 その中で方向性が決まったところについてはですね、方向性が決まったから即と

	いうわけではなく、ご指摘のように、年度ごとの財政の平準化というのを意識した形で、計画は作っていければと思っております。以上です。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	説明書の３２ページ、２款１項２８目のまち・ひと・しごと創生事業ですが、外部検証委員会の委員報酬、旅費ということしか使ってないところを見ると、この事業はもうなくなったというふうに捉えていいんでしょうか。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	こちらで上げさせていただいているのは、あくまで委員会に係る経費というところで、こちらは毎年度行わせていただいております。今年度も行うところでございます。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	成果説明書の２８ページ、２款１項９目交通安全対策費の高齢者のですね、急発進防止装置促進事業費、７年度は０名ということですが、これまでの実績、把握してありましたらお願いいたします。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	こちらの事業ですね、令和元年から開始されたというふうに思っておりますけども、実績としましては、令和元年が２件、２年が１件、５年が１件というところで、事業のほうを行っているというところでございます。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	その上の段のですね、自主返納１５名ということで、こちらのほうも推移がありましたらご紹介をお願いしたいと思うんですが。 やはり全国ニュースでもですね、このアクセルとブレーキの踏み間違いということで、高齢者だけに限らないのかもしれませんけども、そうした状況があるということを踏まえて、自主返納の数字も把握しておられましたらお知らせ願いたいと思います。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	申し訳ございません。自主返納の分については手元に資料等を持ち合わせておりませんので、以前の分のほうは、ちょっとお答えできかねるというところでございます。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	数字が分かりましたらご紹介いただきたいと、いずれですね。 ただ、やはり先ほど申し上げましたように、いきなり通行して、交差点だとか店舗だとかでですね、そうした事故を、減少傾向にはあるかもしれません。サポートカーとかですね、そうした高齢者対策の性能を持った車の販売とか自主返納が進んでいるとかという傾向があるかとも思いますので、そうした高齢者に限ったことではないんですが、ここではそうした補助金があるということでですね、ご紹介なり周知、広報等を通じてですね、そうしたことが発生しないように、事故ができるだけ未然に防げるような対策をお願いしたいと思いますので、何かコメントがありましたらお願いいたします。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	こちらにつきましてはですね、補助金一覧には載せて周知を図らせていただいているところではございますけれども、なかなか単独でですね、目に留まるというところは、確かに少ないのかなというふうに思います。 こちらについては改めてですね、また広報等をさせていただければと思っているところでございます。以上です。
委 員 長	８番　大蔵委員

８　　番	関連ですが、返納した方には３万円のタクシー券だと思いますけれども、やっぱり返納した人から聞くと、やはり運転免許がなくなると不便だなと。その意味でこの３万のタクシー券なんでしょうけど、額的にいかがなものかと。 できればもうちょっと増額するとこの検討はできないか、お聞きします。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	こちらの額の検討というところではございますけれど、基本的に免許返納されて、こちらのほうの助成金のほうを行ったあとはですね、外出支援タクシーとか高齢者等のタクシー券、こちらのほうの制度もございますので、こちらのほうと絡めてですね、ご使用いただければというふうに思います。 また、村内には乗合タクシーのほうもですね、整備をされていますし、定時で杷木とかそちらのほうにも行っておりますのでですね、こういったものの利用も併せてお願いできればというふうに思っているところでございます。以上です。
委 員 長	８番　大蔵委員
８　　番	おっしゃるように、村にはそういった施設がありますので、のるーと等がありますので、それを使えばいいというところなんでしょうけれども、これ、１回返納したらもう終わりですよね、また再度取得ということができないのでですね、できればもうちょっと高額にしてもらうか。 それと、のるーとがあって、それで簡単に安価で乗れますので、タクシー券じゃなくてもいいかなとか、地域通貨でもいいかなと思ったりするんですけど、そういった検討、もしできればお願いして、答弁は結構です。
委 員 長	４番　和田委員
４　　番	高齢者急発進防止装置の補助金なんですけども、これ後付けのやつで、今の対応している、最初から付いているセーフティーサポートとか新車とか、そういうのには利用できないんですよね。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	こちらにつきましては、議員おっしゃるようにですね、後から追加で装備をしたものが対象というふうになっております。以上です。
委 員 長	４番　和田委員
４　　番	これ後付けをするタイプは、なかなかその装置を探したり、メーカーに聞いて対応可能かとか探すと結構手間だったり、現実的に付けれなかったりすることが多いんで、今、中古車でも新車でもセーフティーサポートが付いてるのがいっぱい出てます。 やっぱ高齢者による急発進の踏み間違いが、たぶんその息子とか家族からしたらそこが一番怖いとこであるんで、そういう後付けじゃなくてもサポートできるようなやつにできないかなと思います。考えをお聞かせください。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	こちらにつきましてはですね、あくまで現有している車が、こういった危険を防止するという目的で行っているものでございますので、新しく購入して付いているものにつきましてはですね、やはり対象とはならないというふうに、こちらとしては考えているところです。以上です。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	説明書の６４ページ、この消防施設費のですね、G空間のことについて、ちょっとお尋ねしたいんですけども。 これは改めての質問でございますけども、G空間については、閲覧はできると思うんですが、投稿はどの範囲できるんでしょうか。
委 員 長	総務企画課長

総務企画課長	こちらのG空間につきましては、G空間のほうに入っていただければですね、どなたでも投稿のほうはできるようになっているところでございます。以上です。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	やはりこの災害発生とかですね、なんか事故それから倒木とか河川が異常があるとかというところで、現場に近い方がですね、そうした投稿してもらうと情報共有ができるということで、非常にいいシステムと思います。 これに係る業務委託、使用料等でですね、金額が出ておりますので、ぜひ多くの方に利用ができるように、普及もこれお願いしたいと思いますし、だれもがという部分においてですね、何か最近の、これはＳＮＳの一つにジャンルとしてそうなるか分かりませんが、そうしたあたりのですね、フィルターというかですね、何かそうした対策というのはいかがでしょうか。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	こちらのほうもですね、防災会議とか避難訓練等ですね、そういったところでの周知等は図らせていただいているところではございますけれども、基本的に入力等がですね、手軽にできるのはやはりスマートフォン等から入力するというのが、非常に手軽かなというふうに思っております。 こちらにつきまして、今、ふるさと推進課等と協議して、スマホ教室とかを行っておりますので、そういったところで、村民のほうにですね、利用の周知、利用率の向上をですね、こういったところを併せて図っていければというふうに思っているところでございます。以上です。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	ぜひ、普及を図っていただきたいと思いますし、いわゆる一般的に使われる言葉でいくとフェイクというかですね、そうしたもののフィルターというか、これは人的手作業になるかもしれませんが、できるだけ正確な情報を現場の方がですね、伝えられる手段として非常にこれ有効だと思いますので、その辺りの対応もぜひお願いして、質問を終わります。
委 員 長	３番　小川委員
３　　番	成果説明書の２８ページの上から２段目の自衛隊のことについて、お聞きいたします。 東峰村は自衛隊家族会の会員１３名おられます。大変心強いことでございます。今日全国で災害が起きております。わが村でも２９年にはですね、甚大な被害が起きました。そのときの自衛隊の力というのは本当に心強いものでございました。東峰村からでも若い力を注いでほしいと思います。 なかなか消防団と一緒でなり手が少ないと思いますが、村としては広報紙とかポスター、パンフレットとか掲示して勧誘をされていると思いますが、近年の入隊状況というか、何名か入隊されたかどうか、その確認だけお願いしたいと思います。
委 員 長	村長
村　　長	自衛隊の入隊状況ですが、もうここ４年か５年ほど新規の入隊という方はおりません。最後、自分がなったぐらいのときに２名入隊があって、激励会というのを開きました。 ただ、今年度１人ですね、入校という形で自衛隊の福岡校のほうにですね、入学をして、今頑張られている方が１人おります。 あと１人今年度中にちょっと定年になるという方で、自衛隊を退任される方はいるということは報告を受けております。 状況としては、現状のような形になっております。
委 員 長	３番　小川委員

３　　番	１人入校で、１人退官ということで、私も兄弟が入隊しとってですね、辞めて家族会というのを退会したんですけど、やっぱり今度１人入って、あんまり変わらないですかね、１３名ですからですね。ありがとうございました。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	２６ページの２款１項５目の財産管理の真ん中あたりにですね、災害伝承館リニューアルということで、これまで災害伝承館で各地からですね、多方面からこちらに見に来られて説明を受け、２９年災を中心とした災害の照会を受けていると思いますが。 利用状況というかですね、今現在の形ですね、これは、これからのことだろうと思いますけれども、今までの状況、詳しい数字は別としてですね、その利用状況をお知らせいただきたいと思います。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	こちらの利用状況、詳しい数字はちょっと手元にございませんのでお答えできませんけれど、基本的に各種地域づくりの団体とか防災組織の方、そういったところがですね、こちらに申し込まれて、研修というか施設のご利用をですね、されているというところで、年ですね、今記憶でございませんが、十数件、そのくらいは申し込み等があって、説明のほう等をさせていただいているというところになります。以上です。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	詳しい数字はともかくとしてですね、やはり２９年災、村はじまって以来の大災害、自然災害ということでですね、これを記録として残り、そしてまた説明し、研修等見に来られた方に伝えていくという大事な施設でありますので、ぜひ、またこの建設完成の際はですね、ＰＲなりご紹介していただいて、皆さんの利用が図られるようお願いしたいと思います。答弁は必要ありません。
委 員 長	村長
村　　長	ありがとうございます。 ２９年の災害直後から九州大学の復興支援団の皆様からですね、たくさんの力をいただいて、教授の方から伝承館を造りたいという話、その中で、今ですね、ちなみに今月は６つの団体から申し込みがあって、人数を単純に足したら１５０名ぐらいの方が、地域づくり団体とか防災士の団体とか自治会の方とか、そういう方が来られるという形で、ちょっとスケジュールのほうを確認したら入っておりました。大体月に３件から４件ぐらいの申し込みがあっております。それに対応する。 今回、伝承館のリニューアルということで、もっとより分かりやすい体感ができる、また、いぶき館という場所を使うということで、阿蘇４の関係また炭鉱の歴史、いぶき館自体の建物、そういった部分も相乗効果としてあげたうえでですね、たくさんの人に来てもらって、やっぱり災害というものを感じて、やっぱりそういった部分についてですね、しっかり学習をしていただける場としたいというふうに思っております。ありがとうございます。
散　　会	
委 員 長	これをもちまして、本日の審査は終了します。 明日９日は、午前9時３０分から再開します。 本日は、これにて散会します。 （１１時１３分）

東峰村議会決算審査特別委員会会議録

令和８年９月９日
（　第　２　日　）

東　峰　村　議　会

令和７年度　東峰村議会決算審査特別委員会議事日程

令和８年９月９日開議

開会宣言
議事日程の報告

日程第　１　認定第　１号　令和７年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第　２　認定第　２号　令和７年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について

日程第　３　認定第　３号　令和７年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第　４　認定第　４号　令和７年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

開　　会	
委 員 長	おはようございます。 ただ今の出席委員数は、１０名です。 定足数に達していますので、決算審査特別委員会を開催します。 （9時３０分）
委 員 長	議事日程は、お手元に配布のとおりです。 先日に引き続き、住民福祉課の質疑を行いたいと思います。 所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。 住民福祉課の質疑はありませんか。 ２番　野寄委員
２　　番	成果説明書の１８ページ、一番下のですね、１４款１項寄附金の中のふるさと納税ですけど、やはり制度から言いましでですね、こうした自治体というかですね、市町村にとっては大きな財源になってくるかと思います。 この７年度のですね、寄附金の予算額をまず教えていただきたいと思います。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	質問の趣旨がふるさと推進課ということですので、ただ今の質問は取り下げます。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	成果説明書の４１ページ、保健福祉センター管理費の中で、委託費関係のところで、設備機器更新及び建物劣化調査業務委託２２０万と上がっておりますけれども、先日、私、久しぶりに運動機器を使って運動させていただきました。 そしたらですね、ウォーキングマシンが１台壊れておりました。それから、汗をかいたので風呂に入りましたら、ジェットバスですかね、が壊れているということでした。 これは、壊れているのであれば、修理不能であればもう撤去するというようなこともあろうし、今回エアコンもですね、大規模修理しましたけれども、こういう小さいものも早く修理する必要があるんじゃないかと思いましたけども、そこ辺りどのようになっていますでしょうか。
委 員 長	坂本課長補佐
住民福祉課長補佐	先ほどご質問のとおり、いずみ館内のですね、器具でございますが、まず、ウォーキングマシンが２台ありまして、そのうち１台は故障して壊れているというのは実際でございます。取り替えるとなると１００万以上の予算が必要になりますので、その更新につきましては、今、検討中でございますが、ウォーキングマシンを使う方が増えてくれば、こちらは更新をしたいなというふうに考えておるところでございます。 それから、ジェットバスでございますが、こちらはもう壊れておりまして、撤去のほうで検討をさせてもらっているところです。撤去するという方向で考えておるところでございます。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	早めにですね、やっていただければと思いますが、私も久しぶりに行って、使っている方が少ないんじゃないかなという気がいたしました。今、課長補佐言われたように、使う人が多くなればですね、その分利用度も高くなって、取り替える必要性も当然出てくると思いますので、村の方たちをはじめですね、皆さんに使ってもらうのが大事だろうというふうに私も思います。 その中でですね、風呂に入りましたら、全然知らない方が何名か入っておられました。どちらかというと村の方よりも村外の方のほうが利用者が多いんじゃないかという気もいたしましたけれども、利用料を聞くと、私は６０代のときに使ってた

	ときは３００円でした。高齢者になりましたので、２００円という形でしていました。 　去年でしたか、なんかのときに、村外者の利用料は上げていいんじゃないかと、いうような意見もあったんじゃないかと思いますが、村外の方たち値上げする方向は考えておられないでしょうか。
委 員 長	住民福祉課長
住民福祉課長	佐々木議員さんおっしゃるとおり、昨年の決算委員会等でもそういったご指摘があり、検討しますということで、住民福祉課のほうは回答していたかと思います。 　そういった課内での検討及び委員会ですね、保健福祉センターの検討委員会、運営委員会のほうの開催が現在のところできておりません。至急に現状を整理しまして、課内での検討と、それから委員会の開催は、なるだけ早いうちに行いたいと考えているところでございます。
委 員 長	１０番　高橋委員
１０　番	先ほどの佐々木議員と全く同じところで、私も地域内と地域外の利用料金が同じというところに関して、もう少し再考すべきではないかなという意見でございます。 　これも佐々木議員がおっしゃってたとおり、以前の決算委員会等でも意見をしてきております。 　県内のいろんな市町村の状況を調べましたところ、本村と同じような料金体制をとっているところもあるんですけれども、やはり半分以上は地域外のですね、値段が若干高いということで、地域内は大体２００円から３００円、地域外については、やっぱり３００円から５００円という値段条件が出てきております。 　私も家族で出かけたときに、帰りにそういう、他市町村の福祉センターに寄って帰ったときに、やっぱりどこも高いんですね。でも、そんなに温泉に入るよりかは安いので、来られた方にとってもそこまで高いなっていうイメージ、持つほどの値段にはならないんじゃないかなとは思います。 　そういったところで、もう少しこの料金については、佐々木議員と同様再考すべきところと、令和６年度の決算データもちょっと見させていただいたところ、あんまり光熱水費は変わってはいないんですけれども、やはり人件費の上昇というのはですね、最低賃金もどんどん上がってきている現状から、何かしらか施設維持に対しての利用料負担というのは考えていかないといけない。 　しかしながら佐々木議員おっしゃったように、要は、村民の福祉向上のための施設であるので、村民の方にはしっかり低料金で使っていただくという目的を達しながら、前々から言ってきたキャンプ場とかで利用される方であったり、一元的に利用される方からは、しっかり利用される料金というのは頂くという仕組みを取ったほうがいいんじゃないでしょうか、という意見です。もう一度ご回答いただきたいなと思います。
委 員 長	村長
村　　長	議員さんの言われること、全くそのとおりだと思っております。 　昨年からの質問等を受けてですね、住民福祉課のほうとも、やっぱり料金に関する部分、村内、村外をどうするかという部分と、自分そのときの話としては、今、入浴とトレーニングが同じ、一緒の値段になっております。 　ただ、村内の方、村外の方の利用の形態を見る中で、本当に一緒でいいのか、別にするのか、そういった部分も含めて委員会の中でしっかり話して、実際のコスト感等も踏まえた中で、料金設定の見直しという部分については、行う予定だったんですけど、先ほど課長申しましたとおり、まだ会議のほうが開けてないということでございますので、いま一度自分のほうからも、先ほどの議員さんのご意見という

	か、質問等を踏まえた中でですね、しっかりそっちのほうについては、私としてもそのご意見に沿うような形での改正というのは、必要ではないかと思っております。以上です。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	同じく４１ページのですね、この保健福祉センターなんですが、先日からガスの取り扱いといいますかですね、ガス設備、バルク貯槽とかですね、大規模な事故もあっておりますので、これ法定的にですね、適合した施設ということで点検なされてあるかと思いますが、その状況を教えていただきたいと思います。
委 員 長	坂本課長補佐
住民福祉課長補佐	先ほどのご質問のとおり、今、いずみ館のほうには、大きなバルクというＬＰガスのタンクが２本立っております。これにつきましては、点検はですね、すべて農協の燃料部のほうがですね、法定に従いまして点検をしておりますので、村が直接点検の依頼をすることはございませんが、如何せんこちらのほうの異常があれば、そちらのほうから農協のほうの点検があった後にですね、またこちらのほうで取り替えなり、それなりの処置をさせてもらっているところでございます。以上です。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	先ほど私申し上げたように、事故の原因はまだはっきりしてないというところでありますが、そういう業者からのですね、臨時的な点検等は、今、回答のとおりですね、農協のほうで管理しているということでありますので、そうした状況をですね、きちんと報告等ありましたらですね、また教えていただきたいと思います。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	説明書の４９ページ、環境衛生費の中で地域ネコ対策補助金というのが３６万５，８００円ありますが、昨年から比べたら半減しているかなというところはありますが、これは、何に対する補助だったか、再度お聞きします。
委 員 長	熊谷係長
住民福祉課係長	お答えします。 ７年度の実績といたしましては、大行司地区のほうのみですね、ございまして、オスが１４匹、それからメスが２７匹の、計４１匹に対しましての補助を行っております。以上です。 内容としましては、オスに関しましては去勢ですね、それからメスに関しましては、妊娠の中絶の処置ということでの内容になりましての、４１匹の実績がございます。以上です。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	今、手術代ということで分かりましたけれども、これは、今、大行司地区ということで出ましたが、大行司地区のネコだけが対象になってたんでしょうか。他にもまだいろいろ個人的に世話をしているネコたちもおるようですけれども、そこ辺りも把握をされていますでしょうか。
委 員 長	熊谷係長
住民福祉課係長	今、おっしゃられるところでございますけれども、現在、竹地区それから中原地区、栗松地区、大行司地区が対象の地域になっておりまして、そのうち７年度につきましては、大行司地区からの申請があったということでございますので、その他に関しましては、まだ設定等はされておりませんので、状況としましては、今申し上げた４地区が設定地となってございます。
委 員 長	７番　伊藤委員
７　　番	成果説明書５２ページ、４款１項９目健康増進費の関係で、委託料で総合健診の委託料、これについてはですね、ここに数字で、別に委託料の金額をどうのという

	話ではないんですが、７年度からウェブ予約、それから今年度もやっておりますけどですね、この効果がどれだけあったのかと。 　実質、私個人からすると、なんかめんどくさいなと。今までのほうが、結局住民の人たちは行って、そのまますると。確かにコロナ禍以降にね、順番待ちとかなんとかいろんなことはあるのかなとは思いますけどですね、これについて、ウェブ予約までして、どれだけ効果があったのかということについて、ちょっと教えていただきたいんですが。
委 員 長	森山係長
住民福祉課係長	今、議員がおっしゃられたようにですね、令和８年度の総合健診からこの予約システムを導入しております。 　７年度にシステムの開発を行いましたので決算に上がってきているところですが、直近のですね、５月から７月までの今年度の健診に関しまして、予約をしていただいた方の割合というのが、平均でですね、５８．１％です。 　おっしゃられるようにですね、今までは自分が都合いい回に対してですね、その日の朝行って、先着順で受けていただくということで、非常にそれがもうなじんでいたのでですね、良かったんですけども、将来的にですね、この予約システムを入れた理由の一つとしましては、やはりですね、それでも日にちによってですね、やっぱり農業とかの関係もあると思いますけど、日にちによって、いっぱい受付で待たせるところもありましたし、別の日は少なかったりするので、その平準化を図るために予約していただくことでですね、空いてる日を認識していただいて、空いてる時間で行っていただくというのが目的でございました。 　また、最もですね、この特定健診を受けていただきたい世代としてですね、私どものような５０未満の者が、すごく健診を受ける者が少ないので、この方がですね、いつ行っても多いんだろうとネガティブなイメージもあったもので、それをですね、解消するために、予約を２４時間できることで受けていただくと、その入口づくりのためにも、この予約システムというのを導入したところです。 　ただ、おっしゃられるように、予約をしないと受けられないんじゃないかということをですね、来られた方も大変申し上げておりましたので、そこについてはきちんと、予約をしてない方も受けられますけど、ちょっとお待たせする必要がありますという説明を尽くしてですね、何卒この予約システムで予約していただくように、我々としては、これ非常にいいと思っておりますので、それを進めることによってですね、お電話でも大丈夫ですし、来院でも大丈夫です。 　また、去年受けられた方で、もう来年からになるかもしれませんけど、実際に予約をしてもしなくても、健診を受けられた方で、翌年度の同時期に、予約をされてない方にお電話でですね、「予約をされてないですけど、どうですか。」というコールセンターの動きもですね、準備しておりますので、そういったところで、ちょっとめんどくささよりも、行ってすぐ受けられたというですね、体験に変えていただきたいと、努力していきたいと思っております。回答は以上です。
委 員 長	８番　大蔵委員
８　　番	成果説明書４８ページ、４款１項２２目予防費、その中のヒトパピローマウイルスですか、これ、この頃また再開したんですけれども。 　予算説明のときですかね、定期接種を、機会を逃した方を公費でワクチン接種するキャッチアップ接種というのがあるということでございましたけれども、こういったことの呼びかけをして、どのくらいの方が接種受けられたか、お聞きします。
委 員 長	森山係長
住民福祉課係	ヒトパピローマウイルスの接種者については、定期予防接種の１２名のみが、今

長	のところ載ってる実績でございます。
委 員 長	８番　大蔵委員
８　　番	公費での負担が２６年の３月で終わったんですよね、たぶんね。 もし、そういった中で、この定期接種を逃した方たちですね、そういった方が村のほうにお願いしたいというときは、自費ということになるんでしょうか。
委 員 長	森山係長
住民福祉課係長	おっしゃられるように、自費での接種となっております。以上です。
委 員 長	８番　大蔵委員
８　　番	これはですね、国のほうがそういったことをしてこなかったから、そういった受けてない方が出て来たわけでございますけれども。言えば国の責任かもしれませんけれども。 村長、これ、村の単費で出すことはできませんかね、お聞きします。
委 員 長	村長
村　　長	すみません。質問の中での国の動向、村の考え方、そういった分については、まだ整理ができておりませんので、ここで即答というわけにはいきませんが。 実際にいろんな、これに限らず、例えば帯状疱疹とかいろんな部分、この年、６０とか６５の間しかできませんという部分でご案内をしている分とかはございます。 それについては、基本的には、やはりその期間に接種していただくというのが方針でございますので、それに漏れたからといって、それを救う部分については、今のところちょっと、今後の打ち合わせにはなりますが、現状といたしましては、そこをフォローアップをするというところの考え方までは持ち合わせていないというところになります。回答としては申し訳ございません。
委 員 長	８番　大蔵委員
８　　番	私がこれを質問するのは、マスコミのせいかどうか分かりませんけど、国が接種をやめましたよね、このヒトパピローマウイルスの定期接種を。 やめてなかった。じゃあ、取り消します。
委 員 長	１０番　高橋委員
１０　番	ワクチン接種に関しての付随するところで、インフルエンザの予防接種の助成に関してなんですけれども。 今、インフルエンザのワクチン接種の仕方が注射だけじゃなくて、鼻からの分も出てきているかと思います。子どもたちは注射は大嫌いでもございますが、案外新しい接種の方法に関しては、スムーズに行くという話もあります。 小石原診療所のほうで、現状どういった接種方法ができるのかというのと、そういった新たなワクチン接種のあり方等の検討はされているのか、お尋ねいたします。
委 員 長	井上係長
住民福祉課係長	まず、インフルエンザの予防接種のワクチンの種類につきましては、これまでどおり皮下注射で行う予防接種と、それから、議員さんおっしゃるとおり、経鼻ということで、鼻で吸引をして行うワクチン、それからまた、来年度以降には高容量ワクチンという新しいワクチンが出てくる予定になっております。 小石原診療所におきましては、今のところまだ皮下注射で行うワクチンで行っていく予定になっております。 経鼻、鼻で吸引をするワクチンにつきましては、対象年齢が子どもさんのみということになっておりまして、また、製薬会社のほうでの生産量もまだたくさん出ているというわけではありませんので、限られた医療機関、特に小児科さんとかでで

	すね、今、確保をされているところが多いというふうにはお伺いしております。 東峰村におきましては、国が認めるインフルエンザの予防接種は６５歳以上ということにはなっておりますけれども、東峰村は１歳から６４歳までの方に助成事業ということで、インフルエンザの予防接種を行っているところになります。 子どもさんにつきましては、３千円×２回の助成を行わせていただいておりますが、その分の１回のですね、接種を経鼻のインフルエンザに摂取されたとしても、３千円の補助は、これまでどおりしていただくことはできるようには、朝倉、筑前と協議をさせていただいて、そのような対応をさせていただくようにしております。以上です。
委 員 長	１０番　高橋委員
１０　番	子どもの絶対数が少ないので、入荷してロスが生まれる部分のリスクもございますが、村民への村立診療所ということでの医療のあり方という部分では、しっかりと検討のほうはしていただきたいなと思います。答弁は、なくて大丈夫です。
委 員 長	４番　和田委員
４　　番	近年インフルエンザの流行が少しずつ早くなっていて、今日の朝もニュースで言ってたんですけども。 東峰村は例年１０月ぐらいから、今から告知して１０月ぐらいになっているんですけども、それが早めるとかいう方向にはならないのか、その辺の考えをお願いします。
委 員 長	井上係長
住民福祉課係長	インフルエンザの予防接種につきましては、国のほうが準備が整えば、前倒しの接種をということで、通知のほうは出されているところになります。 東峰村においても、検討はさせていただいたところですが、まだワクチンの入荷状況がですね、製薬会社のほうから確保ができていないということ、それから、朝倉、筑前、朝倉医師会との協議の中で、１０月１日で準備を進めておりましたので、そこを早めるというところは、また３市町村協議は必要というところで、今すぐ前倒しで実施する結論には至ってないというところが実情です。以上です。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	説明書の４４ページ、児童福祉費です。 説明があったかと思いますが、扶助費の４２４万円、具体的にどういう内容だったのか、再度お尋ねいたします。
委 員 長	井手係長
住民福祉課係長	物価高騰子育て応援手当なんですけれども、世帯に対して、お一人当たり２万円の給付をしたものになります。一般世帯が１７９人、公務員世帯が３３人、合計２１２人の方に給付をさせていただいております。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	人数は分かりました。 これ、年齢的にはどういうふうになっておりましたでしょうか。
委 員 長	井手係長
住民福祉課係長	対象につきましては、児童手当を受給されている方が対象となっております。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	５２ページをお願いします。 健康増進、先ほど健康診断の関係も少し触れられてありましたけど、健康マイレージ事業ですね。私、初日に一般質問で、健康寿命の延伸ということで質問させていただきました。

	これがですね、商品券代１４８万７，５００円、この金額が、ちょっと比較としてですね、前年とか過去の分、少し分かれば紹介をお願いしたいと思います。
委 員 長	森山係長
住民福祉課係長	傾向としまして、今年がですね、１４８万７，５００円の商品券代と消耗品８万２，９６０円と、ちょっと多ございます。 その理由としましてですね、昨年度、令和７年度に、１０月と２月に、参加されている万歩計の方に対してですね、令和８年度末をおいて万歩計の利用が停止する旨の説明会を開催させていただきまして、その中で２０名ほどアンケートを取ったら、もうこのままやめたいとかですね、これを機にスマホに移行したいという方たちが、ちょうどポイントを清算するタイミングが非常に多ございました。 ですので、臨時的というよりも、ただただアプリを移行する際の機会として、この令和７年度は非常に多くの方がポイントの交換をされたということで、ポイント交換の金額においては例年どおりだと思ってたんですけど、令和７年度については、そういった事情がありまして、非常に多くの方がポイント交換したという状況にございます。 おそらくまた落ち着いたらですね、例年どおりのポイント交換になっていくのではないかと考えているところです。以上です。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	ありがとうございます。 この質問といいますのは、特定健診とか若いころからの健康づくりというところの目的、健康寿命の延伸というところがございますが、やはりこれを継続して運動していくというところの達成感とかインセンティブということであるかと思います。 ぜひ、このシステムがですね、継続できるようにというふうには思いますが、なかなか今、係長より紹介がありましたように、もうやめるとか、システムは残っても生活習慣的にずっと運動続けてある方もいるとは思いますが、やはりそこに上乗せして、何らか支援があると、より一層モチベーションとしてですね、上がってくるんじゃないかなと思います。健康維持増進のためにですね。 この辺りのシステム乗り換えに対する、検討されたところがあればご紹介いただければと思います。
委 員 長	森山係長
住民福祉課係長	確かにおっしゃられるようにですね、参加されている方が全体で３０３人いらっしゃいまして、このマイレージをですね、実際にですね、７月末においてポイントを稼がれている方はどのくらいいるのか調べたところ、２１２人の方がポイントをですね、この１カ月以内に加算されたということで、歩かれた方がいらっしゃったようです。 この方たちはですね、継続して使われているとは思うんですけど、言われたように、やめたいといった方たちとかのですね、をやめてもらわないようにどうするか、という検討を課内でしたところですね、やはりスマートフォンを持ち歩くことを嫌がる方が非常に多くてですね、まずはスマートフォンを持ち歩くための袋をですね、ポイントとは別にですね、携帯ができるような袋を、その方たちにですね、お渡しできるように準備をしたところです。 また、スマートフォン自体を持つことに、ガラケーからですね、スマートフォン自体に移行することに、非常にですね、負担感を持つ方もいらっしゃいましたので、一つとしては、ふるさと推進課にですね、そういった情報担当の方がいらっしゃいますので、その方にお繋ぎするように準備をしているところが一つ。

	もう一つは、スマートフォンのアプリの移行とかそういったものに関しては、サロンに来られている方が、結構話を聞いていると多いようですので、サロンに対して、集落支援員の和田さんをはじめですね、ご説明をして、そういった雑談の中で、スマートフォンでもポイントが稼がれることのですね、有効性等を説いてもらうようにですね、昨年度はしたところでございます。 こういったところでですね、参加者を減らさずに、むしろ増えていくようなですね、取り組みをしたいと考えているのが、今のところの現状でございます。以上です。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	今の場面でですね、多方面から検討いただいているということが分かりました。 ガラケーそれから万歩計、機器の廃止とか、いろんなシステムの乗り換えが難しいということは十分今の説明で分かりましたけど、例えばウオッチとか、他に媒体が、いいものが出てくればですね、都合のいい機器が出てくれば、村としての取り組みとしてですね、ぜひ、今後も検討をお願いして、この質問を終わりたいと思います。
委 員 長	３番　小川委員
３　　番	成果説明書の４０ページ、３款１項７目の障害者福祉費の一番上の段の報酬の件ですけど、障害区分認定審査委員会と東峰村身体障害者相談員の報酬ですけど、この委員さんと相談員さん、各何名おられるかお聞かせください。
委 員 長	井手係長
住民福祉課係長	障害区分認定審査会委員のほうが３人で、身体障害者相談員の方が２名というふうになっております。
委 員 長	８番　大蔵委員
８　　番	先ほどの５２ページの健康マイレージなんですけれども、これ１０年近くなるわけですね。考えてみたら、だいぶ尻すぼみになっているのかなと思います。 私は総務常任委員会で一昨年ですかね、ちょっと健康についての生活サイクルで行ったときに、東京のタニタの社長に来ていただいてですね、タニタの中で健康マイレージみたいなことをやっているということがありまして、この辺りでしたら飯塚とか、あちらのほうでやっている。そちらのほうは万歩計があるわけですね。 そっちだったらもっと安価にできるのかなと思って、一度提案したことがあったと思うんですけれども、そういったことの検討ができないか、お聞きします。
委 員 長	森山係長
住民福祉課係長	おっしゃられるようにですね、近隣では飯塚市さんと田川市さんがタニタと共同でですすね、この万歩計、タニタの専用設計のタニタの万歩計で今もやっているところがありました。 私ですね、ちょっと田川市のほうに聞いてみたところですね、これに乗り換えるとなると、初期システムと万歩計の貸与等いろいろと諸々でですね、ちょっと１千万近くかかるとのことでしたので、今現在、ドコモさんと私どもやっておりまして、この１千万をかけて乗り換えることについて、ちょっと費用がですね、結構大きなものになるのかなと。 読み取りがですね、これローソンとかのコンビニでもできるようなシステムを置いているそうです。なんかそこにすごくお金がかかっているというところで、今のところは、今のドコモとやっているこの健康マイレージのシステムを継続して使うことに、検討の中ではしたところでございます。以上です。
委 員 長	８番　大蔵委員
８　　番	高額になれば必要ないかなとは思いますけれど、現状のままで、ずっと前から言

	われておりましたけど、iPhoneが普通のアンドロイドみたいに、時計じゃできないということがありましたけど、それの改善はできないか、お聞きします。
委員長	森山係長
住民福祉課係長	iPhoneの方が以前はですね、このドコモのシステムを使うのが保証されているのが、このアップルウォッチのみで非常に高価だったんですが、今、ちょっと私も付けてますけど、このフィットビットというメーカーの分はですね、対応ができるようになったと聞いております。 ただ、非常にですね、iPhoneとアンドロイドに関して、このウェアラブルの機械というのは、スマホによって相性とかが非常に多々ありましてですね、なかなかそこまでの、私どもが知見を有してないもので、なかなか苦労しているところではあります。 ただ、アップルウォッチそしてアンドロイドの携帯の方に、このフィットビットが繋がったことの周知をですね、きちんとやっていきたいなと思っておりますので、その点に関しましては、しっかりやっていきたいなというところでございます。以上です。
委員長	７番　伊藤委員
７　番	成果説明書の３４ページ、賦課徴収費、２款２項２目ですか、この関係で、賦課徴収員報酬は変わらず形で出ておりますけれども、この徴収員さんに対して、７年度も代わっていないのか、６年度とですね、徴収員さんが代わっていないのかという確認とですね、それから、修正申告等に関する還付金と、これが２５５万からあります。昨年は１００万もなかったと思うんですよね。 還付が増えた要因、このことについて、まず教えていただきたいんですが。
委員長	熊谷係長
住民福祉課係長	まず、徴収員報酬に関してでございますが、こちらについては６年度と現在来ていただいている徴収員さんのほうは変わってはございません。 それから、修正申告等による還付金の増に関してでございますが、こちらにつきましてはですね、中間申告で納められた法人税割の金額がですね、大きかったということがありまして、それに伴って確定申告を行ったときに、そこの事業者に還付する金額がですね、１００万を超えるところが１カ所、それから５０万程度の事業者さんが２事業者ほどありましたので、それに対する還付を行ったためにですね、６年度と比べまして増額になったという要因でございます。以上です。
委員長	７番　伊藤委員
７　番	分かりました。 それでですね、徴収員さんは変わってないという形の中でありますけれども、毎年聞かれております不納欠損等の関係ですけれども、非常に少なくはなっておるんですが、この軽自動車税、これについて、なぜか減らないで増えると。不納欠損は出てきておると。未徴収という形がですね、件数が増えてきておるような形で毎年あるのかなと。 この辺りのところ特別にですね、何か、軽自動車税ですので、ある程度区切りがついて、整理ができていかなきゃいけない項目ではないのかなと。固定資産とかですね、いうものについては相続の関係で、どうしてもいろんなことがあったというのは、あり得る形は見やすいんですけれども、どうもこの軽自動車税だけが目立って増えているように見えるんですね。 結局７年度についても次年度繰越が１８件と、不納欠損６件と。あとの残りはまた増えるということですからね、実質言えばこの過年度分に。過年度分は増えて、もう年度が過ぎましたので、５年過ぎたから不納欠損が何件出ますと。

	そしたら結局、変わらず増えているという形になってくると思うんですよ。納税しないかぎり車検は受けられんとやけんですね。ナンバーはそのままになっているとかいうような話はありましたけども、これは、それに対する対策をもうちょっとすれば、この分については増えてこないんではないかと思うんですけれども。 その辺りのところも含めて、この件数が増えている現状を教えていただきたいんですが。
委 員 長	熊谷係長
住民福祉課係長	委員がおっしゃられている内容につきましてですけれども。 一昨年の不納欠損がですね、２０万円ほどございました。７年度がですね、３万７千円ということで、件数的には、金額的にも減ってはいるんですけれども、この一度ですね、６年度に欠損を行った方の分が今回もちょっと残っておりました。それについての今回欠損額として行っております。 ですので、滞納に対しての対策としましては、同じようにですね、行っているところではございますが、軽自動車につきましても、どうしてもですね、そういう事情のあられる方というのは、現在でもいらっしゃいますので、そこに対するアプローチとしてはですね、同じように執行停止をかけたりとか、それから催告とか、そういったものは当然行ってはいるんですけれども、なかなかちょっとそこの対象になられている方へのアプローチとしてはですね、現在ちょっとなかなかできていないというような状況ではございますが、いずれにしても滞納額が増えているということに関しましてはですね、きちんと受け止めて、これからも徴収対策に力を入れてですね、行っていきたいというふうには考えております。以上です。
委 員 長	７番　伊藤委員
７　　番	先ほどのね、不納欠損の説明、よく分からないんですよ。６年度に不納欠損しとって、その分が残っとってどうのといったような説明でね、じゃあ、何のためそのときと今度と、７年度にこれ繰り越さないかんかったのかと。 あなたの今の説明では、これ、忘れとりましたと、言わんばかりの説明の仕方なんよね。そこのところもう少しきちっとした説明をお願いしたいと思います。
委 員 長	熊谷係長
住民福祉課係長	基本的にですね、不納欠損を行うのに関しましては、時効関税といって５年経過したものになりますので、６年度の時点ではまだ５年を迎えてないものがございましたので、今回７年度につきましては、この時効を迎えたということになりましたので、この３万７千円という金額が不納欠損になったという内容でございますので、ちょっと私の説明の仕方が分かりづらかったかもしれませんけれども、基本的には時効５年を迎えたものを順次欠損しているというような状況でございます。
委 員 長	７番　伊藤委員
７　　番	不納欠損、分かりますよ、５年迎えたら。 ただ、今さっき言ってあったのは、結局１人の人がやっていると、みたいな言葉だったんですよ、説明が。 じゃあ、１人の人が７年度も不納欠損、６年度も不納欠損というような形でから、あったものですからというような説明だったので、そういうことがあるのかと。 それは個々にいろいろあって、そこの人たちがね、年度年度に不納欠損が出ましたと、いうことなら分かるんです。 そこのところちょっと説明がね、そういう説明やったら全然違うんじゃないかと、いうところがあるところと、結局言いたいのは、結局年度を越したものが１８件と、今度。 この１８件を、今までどおりやりますと、また不納欠損が出るまで５年間そのま

	まになるんじゃないかという心配もあるたいね。 この現年度のときにあるこの不納が、年度繰越が減らんことには、これ不納欠損だ、過年度分だというのが全く減るような形にはならない。 だから、今までどおりのやり方でというんじゃなくて、何かしっかりとした対策を打たんかぎり、この軽自動車税は、本当はなくなっていい税、過年度と不納欠損はなくなっていい項目なのに、全然なくなるような要素にはなってこないんじゃないかと、いうところを一つは言いたいわけなんです。 これについてもう一度しっかりお答えをいただきたいと思います。
委 員 長	熊谷係長
住民福祉課係長	委員おっしゃられるようにですね、滞納額が増えてきているというところの現状ですね、現状をきちんとこちらで一旦整理というか対策を立てて、今後進めていきたいというふうには考えております。以上です。 今回不納欠損を迎えた方に関しましては、６年度と、先ほど説明したとおり、同じ対象者だったということでございますので、これにつきましては今申し上げたように、時効を迎える時期が、そのあとですね、時効を迎えたものを欠損させていただいたというような状況でございます。
委 員 長	７番　伊藤委員
７　　番	もう一度確認します。 では、６年度も７年度も同じ人がこれだけあったということ、不納欠損、軽トラックで。今は、説明はそういうことで説明してある。 だから、７年度は７年度の人がおりました。６年度は６年度の人がおりました。不納欠損がありましたと、いう話なら分かる。同じ人が６年度も７年度もね、不納欠損出しましたと、いうような説明の仕方をすると、本当ですかと、いうことを私はしっかり言いよるとこ。もう一度お願いします。
委 員 長	熊谷係長
住民福祉課係長	すみません、大変失礼しました。 ６年度と７年度は、それぞれ同じ方と申し上げましたけれども、その他にもですね、当然不納欠損を迎えた方というのはいらっしゃいますので、ちょっと私の説明の仕方がまずかったんですが、それぞれいらっしゃる中での不納欠損を迎えてのものになるということで、ご理解いただければと思います。失礼しました。
委 員 長	１０番　高橋委員
１０　番	あと１問だけ、すみません、ご質問させてください。 成果説明書の５１ページ、母子保健事業費、４款１項８目です。 昨年度の決算委員会の折に、乳幼児健診の先生というか、来られる方々の確保というのが難しくなってきている。総務常任委員会でもその際説明があっていたかと思います。 なかなか村での集中的な開催も今後難しくなるということも示されておりましたが、現状のところどうなのかというのと、今後これからも出生数というのは減っている傾向というのは変わりがないと思いますが、もし村でですね、乳幼児健診、医療を受けられる体制をもっていくという観点から、どういった状況かお尋ねいたします。
委 員 長	井上係長
住民福祉課係長	ご質問ありがとうございます。 乳幼児健診につきましては、議員さんがおっしゃっているとおり、乳幼児健診を行うにあたっての専門職の確保というのが、ここ数年の大きな課題というふうにはなっております。

	まず、乳幼児健診に必要な専門職としましては、小児科医それから歯科医、管理栄養士それから看護師、臨床心理士というような職種を、まず東峰村までお越しいただいて、集団で健診のほうを行っていくというのが、今の東峰村の健診の実情になっております。 数年前までは、こころホスピタルの小児科医の先生のほうにお越しいただいておりましたけれども、東峰村のほうまでお越しいただくのが難しくなりましたので、なんとかつてをたどって、久留米大学の小児科医の先生のほうに年４回お越しいただいているような現状になっております。 この先生も、できるだけ来れる間は協力をしたいというふうにおっしゃっていただいておりますが、年間出生数が今１０人を切ってきているという現状の中で、１回の健診に参加していただくお子さんの数が、今１０人に満たない健診の場合も増えてきているところになります。 そういった中で人件費それから経費等を考えながら、集団検診というのがこのまま維持できるのかどうかというところは、検討していくべき内容になってくるのかなと思っております。 私個人としては、できるだけ東峰村で健診が実施できるように、体制を整えていきたいと思っているところです。以上です。
委 員 長	ないようですので、質疑を終結します。 引き続き、認定第３号「令和７年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について」、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
委 員 長	ないようですから、質疑を終結します。 引き続き、認定第４号「令和７年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について」、質疑を行います。 質疑はありませんか。 １０番　高橋委員
１０　番	決算書の１１５ページをお願いいたします。 数字の部分のお尋ねです。 １款１項１目の中で収入未済額がマイナス７万１，７３０円ということで、備考の欄に還付予定分という記載もあるんですけれども、収入未済額がマイナス計上されているところの説明をお願いいたします。
委 員 長	森山係長
住民福祉課係長	７万１，７３０円の還付分につきましては、こちらですね、特別徴収で、既に貰われている分というのが、年度をまた越して入ってまいります。 偶数月に年金から引き落としますので、それを計算してお返しするんですけども、ちょうどですね、この４月分が返ってきて、この還付する先というのがですね、ご本人に、この状況というのが亡くなられたときですね、亡くなられたときに、ご本人様に返す金額なのか、これは特別徴収ということで、年金機構が代わりに納めていますので、そちらにお返しするべきなのかを把握できるのが、基本的に４カ月ほどかかります。 ですので、この出納整理期間を超えてもまだ還付先の確定していない、収入が多く入ってきたものに関しまして、こういった表記になっておりますので、こちらを８年度に状況が分かり次第お返しして、８年度予算からお返しするということで、こちらの表記になっているところでございます。以上です。
委 員 長	７番　伊藤委員

７　　番	歳入のほうのですね、この保険料の関係、特別徴収については年金から直接引かれておりますので、有無を言わさず払うという形になるのかなと思います。 ただ、普通徴収保険料、これ特別徴収になってないから自主的に払わないけないという形になるかと思います。 その中でですね、結局督促手数料見ると８６件あると、督促しているのが。過年度１７万６千円入っておるんですけれども、実質じゃあ、この普通徴収がどういう状況なのかと、村において。 多くの人は特別徴収ですのであれなんですけれども、この普通徴収であるものについてですね、非常に金額的にも１千万からの徴収の金額になっておるので、この辺りのところの状況をですね、ちょっとお願いしたいと思います。
委 員 長	森山係長
住民福祉課係長	歳入のですね、この普通徴収の状況についてですけども、基本的にはその年に前年度からですね、７５歳になられた方が、年金から特別徴収をされるまでの期間がですね、恐らく平均で半年以上かかります。ですので、どうしてもですね、その年になられる方の普通徴収が、新年度に入ってもなっているという状況でですね、基本的にはそういった方が普通徴収で出てくる方です。 ただし令和７年度につきましては、一昨年からですね、年金の収入のですね、住民福祉課の関係でもございますけども、年金のですね、情報とかがやり取りができていなかった方たちがいらっしゃってですね、その方たちが一度特別徴収から普通徴収に落ちたケースが去年はございました。 この方たちの分がですね、非常に多かったためにですね、令和７年度については、この普通徴収の金額が増えているところでございます。 議員がおっしゃられるようにですね、基本的には、特殊なケースで言えば、年金を受給されていない方が、後期高齢者に移行される方の場合は普通徴収になりますし、また、金額が非常に大きくてですね、７５歳超えても収入があって、年金の介護保険料とこの後期高齢者保険料の金額を足したところで２分の１を超える方についてはですね、普通徴収になったり等もございますけど、基本的に令和７年度は特に多かった理由としましては、令和７年中に諸事情によって普通徴収になられた方がいたために、その方が一人当たり９期に分かれておりますので、人数×９期分の普通徴収ということで増えております。 また、督促手数料も８６件ということでですね、やはり納付書になったということで払い漏れが多かったことについても、特に７年度は多かったというのは、こちらとしても把握しているところでございます。以上です。
委 員 長	ないようですから、質疑を終結します。 次に教育課に移ります。
休　　憩	
委 員 長	１０時４０分まで休憩します。 （１０時２９分）
再　　開	
委 員 長	休憩前に引き続き、教育課を行いたいと思います。 （１０時４０分）
委 員 長	認定第１号「令和７年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」 質疑を行います。 所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。 教育課の質疑はありませんか。 ６番　佐々木委員

６　　番	全員協議会の折に質問をし、また今日も質問するということを伝えておりましたので、質問させていただきます。 まず、成果説明書の６９ページ、公民館費の中で図書購入費、毎年私はこのことについては言っております。金額を上げてはどうかというようなことも申し上げたこともありましたけれども。 最近また新刊図書が入って、充実してきているというふうにも思いますし、図書コーナーにおいては、かなり工夫をしていただいているというところはあるんですけれども、以前より村の図書館が欲しいという意見も多々ありましたけども、なかなかこれは、現実的には難しいというところもありまして、私なりに考えた中で、学校の図書館もかなり内容が充実しており、大人の方たちにも耐えうるぐらいの本も入っておりますし、幼児が読むような絵本もたくさんあります。 そういった意味で、今後村の図書館がなかなか難しいということであれば、学校図書館をうまく利用することができないかと、いうことでのお尋ねです。一般開放が可能かどうかというのは、いろいろ難しい問題があろうかとは思いますが、教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。
委 員 長	教育課長
教育課長	議員のご指摘のとおり、学校図書館を地域に開くことは、住民の学習、読書活動の充実や学校を核とした地域一体となったコミュニティを育成するうえでも望ましいことと認識しております。 ご存じのとおり、現在村では宝珠山庁舎、小石原庁舎にそれぞれ図書スペースを別途用意しており、地域住民の皆様にもご利用いただいているところです。 一定のご利用をいただいていることから、読書、学習環境の提供という観点では、一定の機能を果たしているものと考えております。 一方で、学校図書館の一般開放を実現するためには、児童生徒の安全確保や保護者、関係者への説明と合意形成、運営体制、人員の確保など、いくつもの解決すべき課題があると思います。 特に児童生徒の安全確保については、学校は本来外部者の出入りを管理する場です。一般開放にあたっては、来館者の入退室管理や住民と児童生徒の動線の分離、不審者対策など、子どもたちの安全を守るための体制を整備することも不可欠でございます。 国県はもとより警察署からの指導もあり、学校の管理者はより厳格な対応が求められているところです。また、地域住民が学校施設に出入りすることは、子どもの安全に直結する事項でございます。 実施にあたっては、保護者や学校関係者に対して安全管理方法や運営のルールについて丁寧に説明を行い、十分な理解と合意を得ることが必要と考えております。 何より学校図書館の管理運営は、学校長の権限のもとにおかれております。一般開放にあたっては、教育委員会と学校長が十分に協議を行い、学校運営の影響や安全管理の方針について合意を形成したうえで、進めることが大前提となっております。 これらの課題を踏まえまして、現時点では直ちに一般開放を実施することは難しい状況にあります。村といたしましては、学校長の意見も踏まえ、先行事例等を調査研修し、将来的な一般開放の可能性について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	課長が言われるのはもっともだと思います。まず、一番心配するのは子どもたちの安全ですね。

	ですが、もう昔、生涯学習が云々言われている時代は、学校開放ということも言われておりました。その中には地域ボランティアをたくさん入れて、学校の中にも入ってもらってですすね、そういう方たちに見守りをしていただく、そういった方法も考えておりました。 学校での事件がちょっと相次いだ中で、学校開放がだんだん薄くなって言われなくなったわけですけれども、幸いなことに東峰村においてはですね、そういった不審な方もあまり学校には来ない、そして法目する方もきちっと受け付けをして入っていますので、そこ辺りはですね、村の方たちを信じるというようなこともあるかと思いますけれども、やり方はいろいろ出てくると思います。 さっき言いましたボランティアをどうするかとかね、わりと高齢者の方もおられますので、そういった方たち、特に高齢者の中には読書をする方が多くて、今の図書を利用している方、かなりおられます。 そういった方がボランティアカードをしてですね、学校内をうろうろするだけでも防犯、不審者対策にはなるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ、これは前向きに考えていただければと思っております。いかがでしょうか。
委 員 長	教育長
教 育 長	ありがとうございます。 私も理念としては、学校とコミュニティが一体となって、子どもたちを地域全体で見守っていくことは理想だと思いますし、できればですね、いろんな見守りの中で、今の学園の子どもたちが健やかに成長していくのは、私も願うものであります。 一方で、先ほど課長が答弁いたしましたように、安全管理という面については、学校長とのすり合わせ、保護者との説明等もどうしてもついてきますので。 一方で、コミュニティ、学校とコミュニティが一体で進めることと、安全管理ということを同時に考えていかなければいけないと思っております。 今ですね、教育委員会として教育課として、今後コミュニティと一体となった学校運営、学校経営、そういったものを施策の一つとして、考えていく必要があるかなと思っておりますので、そういった中で一体的に検討を進められたらと思いますのでよろしくお願いします。以上です。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	地域の方たちとの交流もですね、日常の中でやるということも大事なことですので、前向きに検討いただくということで、確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 次の質問に移ります。７２ページ、文化振興費です。 教育課のほうでいろんなコンサートなどに参加する機会を作っていただいております。これに対してはいくらかの補助もあってですね、参加しやすいような状況を作っていただいているわけですが。これは大変良いことだと思って、私も賛成なんですけれども。一方で、コンサートだけでなくいろんな文化的な活動があります。 例えば、福岡に行けば博多座でいろんな歌舞伎とかお芝居、それからキャナルに行けばミュージカルとかですね、いうようなことも、いろんな文化的な活動がなされているわけですが、なかなか東峰村からそういう福岡とか北九州、大きい都市に行く機会も作りきらないところもあるし、金額的にもかなりきつい思いをしながら、特に歌舞伎とかいうたらですね、１万円ぐらいの入場料が要るわけですけれども。 そういったことに対してですね、やっぱりコンサートだけでなく、いろんな文化にも触れる機会を、１人でも多くの村民の方に与えていただくということでですね、教育委員会のほうでなにがしかの補助ができないかなと、支援ができないかということを思っているところですが、そこについてはいかがでしょうか。

委 員 長	教育課長
教育課長	本村において議員提案の制度については、個人の趣味、志向に対する公費の支出については、住民全体の理解と納得が得られる制度設計が必要であり、行政の公平性、公益性の確保といった観点からも慎重に検討する必要があると考えております。 また、芸術鑑賞の範囲をどこまでとするか、例えば演劇、コンサート、美術館、映画などですね、また村外、県外での鑑賞も対象とするかなど、対象の範囲を明確にするなど、整理すべき点が多くあると考えております。 以上の課題を踏まえますと、現時点で直ちに制度化に踏み切ることは難しい状況でございます。村といたしましては、教育委員会をはじめ関係部署において、先進事例の有無や財政的な実現可能を含めた調査研究を進めていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	今さっき公益性とか言われました。確かにそのとおりです。平等でないといけないし、公平でもないといけない。そういったことは分かりますが、他のいろんな村の事業がありますね。観光プロモーションなりいろんなものがありますが、こういったものは、いきいき資金等々いろんな補助があります。これ使われる方はよく使われるんですね。使わない方は全く使わない。ここは本当に公益性があるのか、あるいは本当に平等になっているのかという疑問もあります。 その中で、これが確かに、今、私が言っているのは、個人的なところになるとは思いますけれども、公益性等々からいくならですね、同じようなところにはないかなという気はするところですが。 仮にこれを設けても、使う人はどれだけおるだろうかという、はてなマークは確かに私の中にありますけれども、同じ人が１０回も２０回もというわけにはいかない、これはもう分かりきったことです。 だから、回数を設けるとかですね、あるいは補助率については、またおかしくない程度の補助率を考えるとか、いうような前向きな姿勢で臨めばですね、決して公益性から外れるというようなことは、ないんじゃないかという気がいたしますので、１２月の予算等々ありますのでね、それまでにぜひ、教育委員会なり社会教育委員とか、いろんな方たちの意見を聞いてですね、ぜひ実現できたらいいなというふうに私は思うところです。前向きな検討をお願いいたします。いかがでしょうか。
委 員 長	教育長
教 育 長	ご提案ありがとうございます。 教育課といたしましては、先ほど課長が答弁いたしましたように、先進事例であるとか、そういったものをまず研究させていただいて、どこまでの範囲できるのかとか、予算との関わりとか出てきますので、そういったところは慎重に検討をさせていただきたいと思います。以上でございます。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	成果説明書の６８ページ、決算書７５ページのほうを聞きたいと思いますけども。 １０款４の１のですね、社会教育総務費の中のですね、１８負担金補助のところに８３万５千円あります。これ祭りとか団体への補助金ということでですね、私もあんまり細かく決算とか予算とかすべて見たことがあんまりなく、今回しっかり勉強させていただきましたが。 その中において青年団活動補助金、村にとってですね、この世代というのは、次代を担うですね、頑張ってくれている活動をしていると思います。成人式の運営それから夏祭りの運営ですね、こうした社会貢献的な分はあると思いますけど、もう少し活動費補助金をですね、上げることを検討されないかというところを、見解を

	求めたいと思います。
委員長	村長
村　　長	教育委員会の部局に限らず補助金、いろんな団体の活動補助金に関わる部分だと思っておりますので、ちょっと私のほうから答弁という形ではございませんが、考え方を述べさせていただきたいと思っております。 それぞれの団体におかれましては、それぞれの独自の考え方の中で、皆さんやろうという形で活動していただいている分については大変感謝を申し上げるし、この継続については、しっかり村としても応援をしていかなければいけないというところは根底にございます。 ただ、事業について、どういう活動をするかというところ、いわゆる運営補助金と事業補助金というのは、ちょっと別に考えなきゃいけないなと思っております。 ですので、今、例で青年団という形で出していただきましたが、それぞれの分については、やはり活動を充実するために補助金を充実するという考え方としては、村の全体的な考え方としては、ちょっと相容れないというふうに思っております。結論ではございませんが。 また、あと団体の部分において、やっぱり事業活動の充実というのは具体的に見えた中においてですね、個別具体的には対応させていただきたいというふうに思っております。以上です。
委員長	２番　野寄委員
２　　番	私の先ほどの質問の中にもありましたように、成人式の運営それから他の活動、夏祭りの運営、夏祭りはですね、また別に補助金ありますからですね。 私は若い時代にはですね、青年団活動させていただきました。その当時の仲間というか他県にもおりまして、その中でＳＮＳでも夏祭りを地元の青年団が主催していると、いうことを掲載しますと、その仲間のほうからですね、未だに、いわば未だにです。もう青年団が主催する夏祭りというのは非常に珍しいということで、非常にうらやましがられるメッセージをですね、毎年受けております。 そうした中で、青年団というのは、やはり生活集団というかですね、目的じゃなくて、ここに暮らす人たちと一緒にある若い世代というふうに受け止めております。 ぜひですね、この団体に私は負荷をかけるつもりで質問させてもらっているわけではありませんが、やはり活動費、充実したものとなるようにですね、助成してもいいんじゃないかなというふうに私は思いまして、発言させてもらいました。ぜひ、ご答弁をお願いします。
委員長	村長
村　　長	青年団の活動の部分、ちょっと今、成人式のほうは、今、青年団は関わってないというところはございますが。 夏祭りについては、昨年来から花火にものすごくお金がかかる。それをどうしようかという悩みの中で、やっぱりそれだからといって補助金を上げるというのはすぐにはできないので、皆さんと話す中で、うちの例えば課長会とか、そういった部分で支援ができないかとか、また、後で聞いたら、やっぱり村内の事業所の方にスポンサーという形で応援をいただいて、やっぱりそういった部分で充実することができた、という形の報告を受けております。 ですので、やっぱりその辺りについては、考え方ではございますが、村が応援するというのも一つしっかりしたものでございます。ただ、資金面については、やっぱりそういった工夫とかの部分も一緒に話をしながらですね、進めていったほうが、より充実した達成感というものが得られるのではないかな。 これは都合のいい話と言われれば、もうそのとおりなんですけど、そういった形

	だというふうに思っておりますので、今後ご意見と要望としてはですね、しっかり受け止めさせていただきたいと思いますので、そういった部分についていろんな団体の方、青年団だけではございません、いろんな団体もございます。文化協会とかもございます。そういったところとですね、協議というか話はですね、させていただきたいと思っております。以上です。
委 員 長	７番　伊藤委員
７　　番	成果説明書２０ページ、１７款４項雑入の関係なんですが、この自動販売機の電気料という形で、村民センターが５７番にあります。あと残りについてはですね、４３番に6万8，７８２円という形で上がっておるんですが、村民グラウンドの自動販売機はどんなになっておるとですか、まず、そこを教えていただきたいんですが。
委 員 長	教育課長
教育課長	村民グラウンドの自動販売機につきましては、個人の方が設置されている状況でございます。以上でございます。
委 員 長	７番　伊藤委員
７　　番	前回の決算のときですかね、私、一度その話をしたことがあるんですよね。 公有地に個人の自販機を置くのが正しいのかと。それと、電気料はどう貰うとね、公用の電気料を取って、個人の人が収益上げるとかという形があるから、これについては、しっかりやってもらわないけませんよという話をですね、前回の折にも私したと思います。 一向に変わらず、今回、これはどこかに売り上げがあるのかなと言ったら、何もないと。公共の施設を自分の所得のためにさせると、いう形になってしまうんでね、ここのところはちょっと、どなたか責任ある答弁をお願いしたいと思います。
委 員 長	教育課長
教育課長	現在、個人の方が設置されていますが、敷地使用料は頂いております。 ただ、委員さんが言われるとおり、電気料とか、そういったもののことをまだ考えておりませんので、これからちょっと考えさせていただきたいと考えておりますが。以上でございます。
委 員 長	７番　伊藤委員
７　　番	申し訳ないけど、前回もその話をしたんですよね。これの管理はどこがしよるとですかと。これは村管理です。村民グラウンドは個人の管理ですよと。 でも、個人のものをそういう形でするのは不適当ではないかという形も、前回も言っております。今回もまだそのままというのは、申し訳ないけど、いかがなものかなと。 敷地料を頂いておるなら、それは、敷地料は、あそこを占有として使わせていただくと、使うという形の中だろうと思うんですよ。 でも、それも基本的に言えば、全部今、村の公有地については、村が設置し、村の中で売り上げ等を貰っておるんだから、あそこだけが突出して、まだ今までどおりということも、なかなか納得をしていただける話ではないかと思うんでですね。 それ以上のたぶん答弁は返ってこんのやろうけど、しっかりそこのところはね、整理していただかんといけないんじゃないかと思いますけど、いかがですか。
委 員 長	教育課長
教育課長	大変申し訳ございません。今後整理させていただきたいと考えております。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	今、グラウンドの話が出ましたので、グラウンドのことでお聞きします。 説明書の１２ページ、教育使用料の中のテニスコートの使用料がゼロということ

	で載っておりません。一昨年は少しあったんですけれども、昨年はたぶん使ってないんだろうということで思いますが。 　かなり確かに使ってないので荒れておりますが、一次売却の話も出たような気はして、途中で収まっておりますけれども。 　その後、テニスコートの取り扱い、どのようになっているのかお尋ねします。
委 員 長	教育課長
教育課長	委員さんが言われますとおり、テニスコートにつきましては、現在教育課の管理となっております。確かに十分な管理ができておりません。利用を考えている方にはですね、大変申し訳ないと考えております。 　また、改めてですね、今後環境を整備させていただきまして、広報紙や東峰テレビなどを通じてですね、活用を呼びかけていこうとは思っております。令和７年度の使用については、確かにゼロでございました。以上でございます。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	整備をし直すということですが、３面全部するということになるんでしょうか。 　今までの実績から行くと、１面しか使ってなかったんですけれども、３面きれいに整備して、そして新たにまた利用を呼びかけるということで確認していいんでしょうか。
委 員 長	教育課長
教育課長	３面をですね、一応教育課内で整備をさせていただきます。以上でございます。
委 員 長	１０番　高橋委員
１０　番	徴求資料の中から質問をさせていただきたいと思います。 　直接的に教育課の徴求資料ではございません。ふるさと推進課に係る部分で、ちょっと教育課に絡む部分でお尋ねしたいと思います。 　２０ページ、２１ページをお願いいたします。 　昨年度このニンテンドースイッチを活用したプログラミング教育について、ＤＸ推進の関係で事業を行われたかと思います。 　直接的にはふるさと推進課の事業ではあるんですけれども、これの、一番最後の令和８年度の取り組みということで、実際に東峰学園５、６年生について、学校カリキュラムとして正式に導入という記載がございました。現状として、今年度どういうふうに進めていっているのか、そして機器の導入についても、どのように機器を導入していっているのかについて、お尋ねをさせていただきたいと思います。
委 員 長	教育長
教 育 長	ありがとうございます。 　令和８年度の取り扱いにつきましては、東峰学園の総合的な学習の時間のカリキュラムの中に位置付けられております。見たところ３学期に実施予定のようでございます。 　機器につきましては、現在、いわゆるニンテンドーのそのものは、ふるさと推進課のほうで管理をしているということでございますので、本年度については、この３学期のときに、学校のほうに持ちよっての取り扱いになるかと思います。 　今後、機器の購入等については、ちょっと今のところまだ検討はしておりません。以上でございます。
委 員 長	１０番　高橋委員
１０　番	これに関してはふるさと推進課主導で進んでいるのかなと思うんですけれども、教育委員会、教育課としての携わり方、カリキュラムに入っているということにおいて、どういった管理といいますか、状況把握をされているのか、教育課の立ち位置、教育委員会としての立ち位置というのを、改めてお尋ねをしたいなと思います。

委員長	教育長
教育長	ありがとうございます。 教育課といたしましては、ここの２１ページのほうにございますように、まず、プログラミング的な思考を育成するという意味での学習の積み上げになるかと思います。ニンテンドーの機器を使うことが目的ではないということになりますし、２１ページの（４）の地域理解の促進とありますが、現在、東峰学園では総合的な学習の時間の中でふるさと学習、東峰学というものを、今、系統的に整理しようとしています。 その中の一つとなりますけれども、これだけをプログラミング学習の中で行っていくということにはならないかと思います。この（４）につきましては、ふるさと推進課との協働の中、連携の中で図られていくものかと思っています。 繰り返しなりますけども、教育課といたしましては、ニンテンドーの機器、それから、今、子どもたちの手元にあります iPad も含めまして、プログラミングの理解、それから、そういった思考を育成するということで、教育的な面から進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。
委員長	１０番　高橋委員
１０　番	もうこれで質問終わりたいと思いますが。 他の課と連携した事業でもございます。教育課として、どういった形で協議に参加しているのかなという部分が、ちょっと私も本旨として、ぜひお聞きしたかったなというところではあります。 総合的な学習というので、かなり不利な中ではありつつも、その東峰学というところも踏まえて、このニンテンドースイッチを使ったという部分をはめ込んでいるところもあるかと思います。 そういったカリキュラム、見方であったりする分、ふるさと推進課とどういった形で連携を取って協議をしながら進めているのか、改めて最後にご質問させていただきます。
委員長	教育長
教育長	ありがとうございます。 こういった事業につきましては、私は６月に参りまして、先月担当課の担当者と少し話をさせていただきました。昨年の取り扱いとか導入のきっかけといったものも伺ったところでございます。 教育課といたしましては、まず、この機器の取り扱いについては、やはりこの機器の取り扱いに長けた人材がふるさと推進課にいるということで、子どもたちへのそういった直接的な指導については、ふるさと推進課の担当者のほうにお願いするかと思いますけれども、その事前事後、子どもたちへの働きかけであるとか、プログラミングの流れであるとか、どういった目的があるのかということについては、学校のほうが主体となって子どもたちへの教育の内容になっていくことかと思います。 教育課としましては、その取り扱い、それから、この事業のゴールがですね、どこにあるのか、どこまで行きつけばいいのかというのが、すみません、今後ですね、これから少し丁寧に担当課とは協議を進めていきたいと思っております。 課題の中にも記されておりますけれども、やはり子どもたちの中にも達成感があるとか、子どもたちの中にあるふるさとへの愛着が芽生えるとか、そして、もう一方ではプログラミング思考が育成される、機器の取り扱いが十分になされる、そういったものがですね、一体的に生まれていくようなものが、やはり望ましいかと思いますので、決して取り扱うことが目的にならない、そういったもので考えていき

	たいと思っております。 　繰り返しになりますけども、担当課との連携、協働につきましては、今後丁寧に進めていきたいと思っております。以上でございます。
委員長	６番　佐々木委員
６　　番	これからはタブレットなしの授業は考えられない、ますます使う機会は増えていくんだろうというふうに思いますけれども、これを否定することはもうできないだろうと思いますが。 　先日の行政懇談会の中でも東福井地区で、子どもたちの目の心配をしている方がおられました。 　学校では、前教育長は、約束事を決めて使っているので大丈夫です。今後の流れを見ながら子どもたちの健康、特に目の健康については見ていきますという、回答をいただいたことがあるんですけれども。 　こういうやっぱりタブレット等のこの機械を使う機会がどんどん、どんどん増えていけば、やっぱり子どもたちの目、あるいは脳まで行くのか分かりませんが、健康障害がやっぱり心配するところですが、教育委員会としては、今後こういう機会が増える中で、子どもたちのそういう健康を守るためにですね、いろんなことを考えないといけないだろうと思いますけれども、今後の課題として、特に認識していただきたいと。 　ニュースによると、ある国ではもう子どもたちのタブレット使用を禁止しようじゃないかと、いうようなところまで来ている国がありますよね。 　そういった中で、もう既に今から考えよかんといかんちゃないかな、という気もいたしますが、教育委員会としてはいかがでしょうか。
委員長	教育長
教育長	ありがとうございます。 　教育委員会としても、同じような課題として認識しております。議員ご指摘のように、ＩＣＴの持つ利便性というのが、たいへんこれから重要になってきます。 　ただ、これは、私個人的には、タブレット、先ほどのニンテンドーの機器については、あくまでも道具の一つだと思っております。例えば消しゴムがあったり鉛筆があったりコンパス、定規、道具の一つとしてiPadがあるというふうに考えております。 　一番大切なのは、子どもたちが生身で思考する、立ち止まる、失敗する、そして、それを乗り越える。そういったものが子どもたちの中で、やっぱりこれから、非認知能力とも言いますけれども、そういったものが大変必要になってくるかと思います。 　それで、課題なんですけれども、令和８年２月に子ども家庭庁が、子どもたちのインターネットの接触時間についての調査をした結果がございます。１０歳から１７歳までの結果で、１日平均５時間２７分接触しているという結果がございます。 　１日は２４時間です。そのうちの５時間２７分がインターネット、それから、そういった媒体に接触しているということは、もうほぼ残りのですね、２０時間弱は睡眠、食事、それから学校で学び、もうほぼほぼ時間が取られています。 　ここで心配するのは、ご指摘にもありましたように、視力障害というのもありましょうが、今、一般的に言われているのが睡眠ですね。夜親が寝静まった後に、ベッドの中でこっそり布団をかぶって、その中でそういったものに接触しているということも一般的には聞きます。 　そうなると睡眠がおろそかになって、朝起きられないとか食事がとらない、そういった学校での学習に非常に影響を及ぼす、そういったものが非常に文部科学省、

	それから、先ほど申し上げました子ども家庭庁の中でも指摘をされてございます。 こういったものは学校でも指導はしております。規範教育というものがございまして、また健康教育の中で接触の仕方であるとか適切な使い方については、子どもたちには時間を取って、カリキュラムの中で学校としては指導をしておりますが、一方では５時間の接触時間の多くは、家庭であったり学校外での接触時間かと思うんですね。 ここについては、やはり学校と家庭が連携をした指導なり取り扱いの方法をですね、改めて考えていく、呼びかけていく必要があるかと思っています。 前縄田教育長さんのほうからも、こういった私が学校長時代ですね、機器への適切な接触についての呼びかけをしてくれということで、ＰＴＡ総会であるとか、そういった中でお話をしてきた経過もございます。 そこに併せてですね、こういった実態も含めて、ＩＣＴ機器、スマホ等の取り扱いの良さと同時に課題も含めて、家庭との連携をより密接にしていく必要があるかと思っています。 ここについては、例えば学校長と連携をいたしまして、学校だよりの中で話をするとか、その他ＰＴＡ集会等の中でも、そういった話の機会を持っていただく、そういったものを考えていきたいと思っております。ありがとうございます。
委 員 長	３番　小川委員
３　　番	成果説明書の６８ページ、１０款３項２目の教育振興費の中で、授業の教師用指導書とございます。 前回の全員協議会の中でいじめの問題でご質問されて、不登校の人数、本村におられるかとお聞きしたら、数名おらっしゃるとお聞きしました。 テレビ報道でですね、全国の不登校は３５万人おると報道されました。本村でもですね、その数名の方に対して、どういうご指導というか、対応をされておられるか、それと現在どのような状況になっているかをお聞かせください。
委 員 長	土橋指導主事
教育課指導主事	現在、学校といたしましては、不登校生徒児童に対する対応といたしまして、生徒指導委員会であったりとか各担任と家庭が連携していきながら、見守りそれから指導を行っているところであります。 不登校の児童生徒に関しましてはですね、現在、ごく少数の児童生徒がいますけども、継続してですね、見守りそれから指導、それから家庭訪問を繰り返しですね、復帰等における取り組みをしているところでございます。以上です。
委 員 長	３番　小川委員
３　　番	この問題はですね、ほんと全国的に頭を痛める問題と思います。教師の皆さんはほんと大変なお仕事だと思っております。ぜひともですね、生徒が気持ちよく学校に来られるような態勢で頑張っていただきたいと思いまして、私の質問は終わります。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	成果説明書の７０ページですね、１０款４項５目青少年育成事業、こちらの中の部活動地域展開、地域移行ですかね、表現があるかと思いますが。 経緯はですね、以前教育委員会の方から伺ったことがございます。全国放送、新聞等でも取り上げられることがあっております。このことについて、村の現状をお聞かせいただきたいと思います。
委 員 長	阿波係長
教育課係長	流れにつきまして、教育課のほうで聞かれたということですけども、令和４年度国から出まして、その後令和５年度から準備委員会を立ち上げまして、取り組みを

	行っているところでございます。 　７年度からですね、兼職兼業の指導者の委嘱ということで、東峰学園の先生方に委嘱をして、放課後ですので１６時４５分以降の指導を昨年度から行っていただいているところです。 　７年度の９月にですね、村内のほうにスポーツ団体が１０団体、文化団体が１０団体、こちらは教育委員会が把握している分ですので漏れがあるかもしれませんが、全１０団体の方に対した部活動の地域展開の受け入れ可能かということで説明会をさせていただいて、本年度、８年度からですね、学校が始まってから受け入れ可能な団体のところがございましたので、そちらのほうに受け入れをしていただいているところでございます。 　そちらの受け入れ団体につきましては、一応５団体ですね、今のところ受け入れをしていただいていると。受け入れというかですね、受け入れ可能団体ということで、学園のほうにチラシを配布していただいて、こういうところがありますよというところで、お知らせをしているところです。 　現状ですね、入っているところは数団体、入ってないところも現状ではあるといったところでございます。 　あとですね、部活動の現状についてですけれども、昨年度がですね、全校生徒のうち２７名が、４つありまして、卓球、バスケ、バレー、文化部がありますので、２７名が入っておりまして、本年度がですね、本年度と人数は一緒でございます。部活の種類も一緒でございますが、２７名ということで、全体の６６％が現在学校の部活といいますか、一応今のところですね、地域展開という形でしてますが、昔の部活の分で、今入っているというところです。 　また、こちらのほうで把握しているのはバドミントンのほうにですね、５名ほど、今４月、５月ぐらいから入って、地域活動をしているといったような状況でございます。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	中学生時期のですね、大事な青少年育成の、情操とか体も心もですね、鍛えるという言葉がどうか分かりませんけども、やはり大事に育成していくためのですね、教育委員会。国の政策はございますが、しっかり対応をお願いしたいと思います。
委 員 長	４番　和田委員
４　　番	部活動の地域展開、いろいろな課題があると思うんですけども、昨今、練習試合とか移動により事故とかが発生しています。 　学校の中でした場合は、スクールバスとかそういうのが使えると思うんですけれども、地域の外に出た場合、またスクールバスとかそういうのでは間に合わないときが多々出てくるとは思うんですけれど、そういうときの考えはどうしているのか、ちょっとお尋ねします。
委 員 長	阿波係長
教育課係長	今年度からの基本的な考えといたしましては、中体連関連に出る分につきましては、いろいろ部活動もありますし陸上とかですね、部活動じゃない部分もありますが、そういうところにつきましては、スクールバスが使える場合は、まずスクールバスを使っていただきたい。 　スクールバスが、例えば平日で使えない場合がありますが、その場合は村内の社協さんのほうがありますので、社協さんのほうにお願いをする。 　そこでもどうしても無理な場合につきましては、民間の事業者ですね、バス会社とタクシー会社さんがありますので、あとは人数に応じてジャンボタクシーとかマイクロとか、必要最低限のサイズでお願いをしてくださいということで、今運用し

	ております。 　議員さんおっしゃられるよう、一番大前提は指導者それから生徒ですね、そちらの安全を守るということですので、基本的には公的な車両ということで、その３つの種類で順番を付けて、今、各団体のほうから申請をしていただいているといった状況でございます。以上でございます。
委 員 長	４番　和田委員
４　　番	成果説明書の７１ページ、体育施設管理費のところで小石原体育館、８０団体の４，６１０人が活用しているということなんですけども、継続して今年度からもたぶん使うと思うんですけれども、他の業者が借りるようになってるところがあるんですけども、この８０団体の活動は確保できるのか、時間とか、そういうことをお尋ねいたします。
委 員 長	眞田課長補佐
教育課長補佐	昨年度使っていただいておりました、定期的にですね、使っていただいている団体の方ですが、昨年度途中から小石原体育館ではないところを、宝珠山村民センターのほうですね、を使われるようになっております。 　実際今年度、半分ですね、小石原体育館の半分しか使えない状況ですので、そういう使う申し入れがあったときは、農林建設課のほうと相談をしながら利用を、お互い協議をしながら、させていただくというところで協議をさせていただいております。以上です。
委 員 長	４番　和田委員
４　　番	小石原体育館も村の体育館ということで、事業者のほうにも、やっぱ優先しなくちゃいけないと思うんですけども、どうしても地域の運動する場であるということが第一、そして整備点検とかも村のほうでやってるんで、大変であれば宝珠山体育館のほうに、使ったほうが楽なのであればそっちでもいいんですけども、なるべく小石原体育館も村民が有効に使えるようによろしくお願いします。
委 員 長	ないようですから、ふるさと推進課に移ります。
休　　憩	
委 員 長	１時まで休憩をいたします。 （１１時３０分）
再　　開	
委 員 長	休憩前に引き続き、ふるさと推進課の質疑を行いたいと思います。 （１３時００分）
委 員 長	所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。 　ふるさと推進課の質疑はありませんか。 １番　大喜多委員
１　　番	成果説明書の３２ページ、２款１項２６目地域おこし支援事業費について、お伺いします。の中の協力隊に関してですね。 　１７年度の隊員数１１名と書いてありますけれども、この中から８年度任期を終える隊員数と、その人たちの今後の動向を、ちょっと把握されていると思うんで質問させていただきます。
委 員 長	岩下係長
ふるさと推進課係長	令和７年度中ですね、１１名の中で、令和８年度、現時点ではございますけども、退任されてある方は４名になります。８月３１日時点で、令和７年度から退任されている隊員の方は４名ですね。 　そのうち３名につきましては、まだ村内のほうに残っていただいております。１名は村外のほうに転出されております。以上です。

委 員 長	１番　大喜多委員
１　　番	その残られている方の、残っている活動状況というのまでしっかり把握されてますか、そこを聞きたいんですけど。
委 員 長	岩下係長
ふるさと推進課係長	そうですね、現状のところ今何をされているかというのは、把握ができている状況ではございます。以上です。
委 員 長	１番　大喜多委員
１　　番	私も元協力隊です。協力隊というこの施策というのが、すごくいいものなので、しっかり来た人が残れるというところを作っていかないと、せっかく社会増したのが、また、何をしてるか分からないとか終わって出て行かれたとなると、すぐ社会減に繋がってしまって、人口を守るというところに直結しないんで、そこまでフォローできたら、していただけると、これからも東峰村にとっていい施策になるんじゃないかなと思ってるところがあるんで、よろしくお願いします。 その辺はどう考えてますか、今後の体制というかですね、フォローの仕方とかですね、質問します。
委 員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	協力隊のフォローの仕方についてはですね、徴求資料の中でもご説明させていただきましたけれども、相談業務を行いながらですね、悩みであるとか、そういったところを早期に解決をして、定住に繋げていきたいというふうに考えておりますし、協力隊の制度そのものがですね、３年間赴任していただいて、そのあと地域に残って仕事をしていただくというところもございますので、実際は来年度、今考えております、とほテックの取り組みとか、そういったところがですね、重要ではなかろうかと考えているところでございます。
委 員 長	１番　大喜多委員
１　　番	とほテックの取り組みで、協力隊が研修も兼ねて３年間しっかり勉強するというふうな動きを聞いてですね、現状の協力隊の方も残れるための、出た後の要は仕事の仕方ですね。というのをやっぱり、来て一つのところに住んでて、一つの事業所に入ってると、なかなか村全体を見ることができないんで、そこまでひっくるめて協力隊をフォローされている小林さんですかね、とかも含めて、こういう仕事もあるよ、こういう人に繋げれるよ、みたいな感じをもうちょっと村のほうで、残るほう残るほうに持っていけたらいいのじゃないかなという、元経験もあって、ちょっと言いたいなと思って、よろしくお願いします。もう返事はよろしいです。ありがとうございます。
委 員 長	８番　大蔵委員
８　　番	２７ページ、２款１項６目企画振興対策費、その中の備品購入費の乗合タクシーの、ＥＶ乗合タクシー購入の件ですけども。何度も説明したと思いますけれども、改めて聞きます。 この乗合タクシー、ＥＶを導入するようになったきっかけというか、どういったことでＥＶを購入することになったか、お聞きします。
委 員 長	和田課長補佐
ふるさと推進課長補佐	ＥＶ車購入についてはですね、日田彦山線沿線振興事業からですね、地域交通の２次交通をＢＲＴから地域内の地域交通を発展させるために、導入するように協議を行ってきました。 その中にですね、社会資本総合整備交付金等も活用して、また日田彦基金も活用してですね、村の財源が少なく導入できるという経過もありまして、国の補助金も使いまして、その補助金についてはですね、条件がありまして、ＥＶ車というのは

	絶対条件になっておりましたので、その中でですね、地域交通を担えるＥＶ車の導入を進めていったというところで、導入を行ったところです。
委 員 長	８番　大蔵委員
８　　番	ＥＶ車を購入しなければならないということは分かりました。 その中で、他に、今故障のあるような車じゃなくて、他に安全性の高い、そういった車はなかったのか、お聞きします。
委 員 長	和田課長補佐
ふるさと推進課長補佐	このＥＶ車、今の現状、若干のトラブル等あっておりましたけれども、今乗れている状態でございます。 その導入にあたってですね、いろんな車も、国産車や海外の車、そういったものも検討してまいりました。その中でですね、村でもあります１０人乗りというのはまずありませんでした。 その中で、スライドドアでも多く乗れるということで、７人乗りのスライドドアを検討してまいりましたけれども、この導入経緯、６年度のときについてはですね、まず国産についてはこの１社があるのみでした。 海外でもありましたけれども、海外については、国内導入がまだできておらず、海外での導入がされておった時点で、輸入という形になる可能性もありましたし、またラッピング等ですね、やっていく中で、外のサイズ等がなかったものが、メーカーから取り寄せることもできないということもありまして、絞っていくと、今回導入したＥＶ車になったという経緯がございます。以上です。
委 員 長	８番　大蔵委員
８　　番	選択肢がなかったのかなと思いますけれども。 そもそも社交金を出すにあたって、国がどうしてそんな選択肢の狭いところを言ってきたのかが分かりませんけれども。なんで、そこは分かんでしょうけどね。 結局いいのがないから、ＥＶに限定できないようなことを、社交金の出す国ですか、そこのほうに確認とか、そういったことはできなかったんですかね、お聞きします。
委 員 長	和田課長補佐
ふるさと推進課長補佐	社交金の補助対象になるものについてはですね、国から示されております。 国はですね、効果促進事業という形でですね、バスの先進車両導入ということで、これについてはＥＶ車限定であるということで、ハイブリッドやガソリン車じゃ駄目かということで再三確認をしましたけれども、必ずＥＶ車という条件のもと導入を言われておりましたので、ＥＶ車を導入しております。以上です。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	３２ページですね、地域おこし支援事業、ここで質問するのが適当かどうか分かりませんが、ポーン太の森。夏場ですね、キャンプやその前のですね、大肥川等で夏休み等は非常に例年賑わっておりました。 夏前にですね、営業が行われなくなったと、夏前というか春なのか。その経緯とですね、今後の見通しをお願いします。
委 員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	ポーン太の森につきましては、３月まで指定管理者が運営をしていただいておりましたけれども、３月に運営ができないという申し出があり、村のほうに返還をいただいたという形になります。 ４月以降はですね、村のほうで管理をしているところでございますが、ポーン太の森キャンプ場としては閉鎖をしているところでございます。 今後のポーン太の森の活用についてはですね、今現在また指定管理者を募集した

	ほうがいいのか、それとも別の用途に活用するのか、今、課内で検討しているところでございまして、まだ結論が出ていない状況でございます。
委員長	２番　野寄委員
２　　番	ぜひですね、もうたぶん平成１１年あたりに開園したというかですね、稼働開始した施設で、当然当初はですね、アウトドアとかコテージ、それから川べりのですね、キャンプ場等も非常に近年も賑わっておりましたので、ぜひ、十分ご検討のうえですね、進めていただきたいと思います。 ちょっと変わりますが、今度は１８ページですね、午前中住民福祉課のほうかと思いまして、質問が取り下げましたけど。 １８ページ一番下、１４款１項寄附金、ふるさと納税、こちらにつきましてですね、予算額としては約２億円ぐらい計上されてたかと思いますが、今回１０，１４７件で１億２，８８４万９千円というご寄付をいただいているという状況にあります。近年の状況とですね、予算額との乖離というか、ちょっとその辺りの分析なりご検討されてあれば、ご回答をお願いします。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	令和７年度の寄付額というのは１億２，８００万と、書いてあるとおりでございます。 それで、やはり予算額が多いというのはですね、やはり目標値を高く持つというところで予算額を多くしておりましたが、確かにですね、近年は令和６年度に比べまして少し金額がですね、だいぶ落ちてきているという状況がございますので、返礼品等についてもですね、検討が必要かというふうに考えているところでございます。
委員長	６番　佐々木委員
６　　番	説明書の３３ページ、テレワークテラスＤＸ推進事業のところで、徴求資料をいただいておりますが、これの１９ページ、利用者が知りたいということで、出していただいておりますけれども。 この中で、村外者が５月と１０月特に多くなっております。村内者もかなり増えてはいるんでしょうけども、寺子屋を利用している方が主ではないかなと思うんですが、その他に利用している方たち、村外も含めてですね、どのようなことで利用されているか、まずお聞きします。
委員長	岩下係長
ふるさと推進課係長	表の中でですね、５月と１０月のほうに村外者が増えているのはですね、これはテレワークのほうに来庁して利用というよりか、こちらのほうから逆に民陶祭のお祭りに出向いて、ＶＲゴーグルのほうを使っていただいたものをですね、施設利用という形、施設の備品利用という形で、利用者のほうに上げさせてもらっています。 大体例年ですね、最近は民陶祭のほうにＶＲゴーグルを持って参加していただいて、結構子どもさんとかですね、親御さんにも、初めて体験する方が多くて、村のドローン映像とかを見ていただいているんですけども、かなり好評をいただいております。以上です。
委員長	６番　佐々木委員
６　　番	そういういろんな人が集まる場所で、コマーシャルも含めてですね、することは大変いいことだと思います。 ただ、一般のときが少ないということでですね、そこは課題ではないかと思いますが、その同じ徴求資料の中で、委託料の減額というのが出ておりますが、これを見ると、利用している企業、入居企業が５社から１社になったと、ですね。 これから増やすんだというような取り組みで臨んでたと思うんですが、減ってい

	る理由は一つなんでしょうか。
委 員 長	岩下係長
ふるさと推進課係長	こちらは昨年度からですね、これまで、最初福岡県が２年間ほどテレワークテラスは運用しておりました。その際にはですね、県が運用しているということで、入居企業の負担金というか、入居料というのは取らないまま２年間過ごしておりました。 その後、村に移管された後もですね、激変緩和ではないんですけども、いきなりお金取り出してもという部分がございましたので、昨年度までは無料でいっておりましたが、やはりだいぶ経費もかかっておりますので、ずっと無料というわけにはいかないというところで、毎月１万６千円の入居費用を頂くようにしたところですね、やはり皆さんちょっと、あまり入居はしているとはいえ、利用もそこまでですね、多くはなかった利用者につきましては、ちょっとやっぱり１万６千円は高いというところで出て行かれて、今１社が残っているという状況でございます。以上です。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	これが開所されたときがまだコロナ禍だったんで、入居する人もこれから増えるのかなという期待もあったけど、コロナが終わったというか、した後、入居者がこういう形でどんどん減ってきている。 村長は常にですね、ＤＸの拠点にするというようなことも言われてたと思うんですが、実際、現在はどんどん減ってきているということですね。そのために人員も１人減らすと、委託料が減らすことができたと書いてますが、実際逆じゃないかなと、ですね。 入居する会社をどんどん増やしていくために、まだまだ対外的にも発信しながら、利用する方を増やさなきゃいけないのに、減ってきたから人員も減らしましたじゃ、ちょっと何かおかしいような気もします。やっぱりテレワークテラス、あそこを、せっかく造った施設ですので、村のＤＸの拠点としてですね、もっともっと活用しなきゃいけないというふうに私思うんですね。 そういう意味で、今後プリズムさんのほうにも働きかけないかんと思うんですが、担当課としてはどのように進めていこうと考えておられましょうか。
委 員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	議員おっしゃるとおりですね、テレワークテラスの利用促進ということは、必要なことだというふうに考えております。 先ほど議員も申されたように、ＤＸの拠点とするという考え方を村は持っているところでございまして、今後とほテックというものをですね、来年度以降に立ち上げていこうという計画もございますので、そこの会社は当然ご説明もいたしましたけれども、その中に入っていくと。 ＤＸを使ってですね、そこのテレワークテラスをどう使っていくかというところもですね、当然考えていけると思いますので、今後の運営をどういう形に持っていくかというのは、今年１年間考えさせていただきたいというふうに考えております。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	ぜひ、新しい企業も入るということで、これを一つの起爆剤にしてですね、しっかり利用していただくような方向でお願いいたします。 質問を変えます。 ２６ページ、企画振興対策費です。 ７年度に宝珠山駅の花壇整備がなされました。約１，８００万ほど、かなりの額を使って整備しているんですけれども。

	最近あそこの管理を、あるグループにお任せしているというようなことでしたけれども、私は四季折々に花が、あそこはいつも咲くような形でするものだろうと思っておりましたけども、この４月はかなりありましたが、その以降全く見当たらないというか、管理されてないような気持ちが、見えるんですけども、そういう方たち、お願いをしているグループでしょうか、どういうふうな形でお話をしているのか、確認をさせてください。
委 員 長	和田課長補佐
ふるさと推進課長補佐	まず、宝珠山駅の花壇についてはですね、昨年度建設されて、２月から４月まで花が咲いてたかと思います。 この花壇の管理についてはですね、村の地域の団体の方にお願いすることができました。今は花が少ない状態になっておりますけども、まず、やり方としてですね、県の花の苗補助がありまして、その補助がようやく先日下りたところでございます。 今回この補助を使ってですね、あとスプリンクラーも設置してですね、負担がなく花が美しく保てる状態を作っていこうとしております。 その中で花壇整備を委託されてある方、団体にですね、草取りや弱った花の削除、そういった周りの管理等を含めてですね、お願いをしているところでございます。以上です。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	しっかり打ち合わせをしながら、やっぱりあそこせっかくあるんで、村の方たちが喜んで見に来られるような、やっぱり形を取っておかないといけないと思いますので、ぜひ、当初の目的にように、四季折々、いろんな植物を楽しめるような場所にしていただきたいと思います。 ついでですので、もう一つ伺います。 ページ２７、企画振興対策費の中にシェアサイクル事業が入っておりますけれども、検証をしている間はずっとあって、使っている人もたまたま見かけることもありましたが、今は全く撤去されております。 撤去した後、どうだったかという検証の結果も聞こえてきませんし、今後どうするのかというのが全く私たちには分かりません。教えてください。
委 員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	シェアサイクルの実証実験を行っております。これは、県が行うマース事業に、負担金という形で支払った事業になりますけれども、マースアプリを用いたですね、この中にはマースアプリを用いたクーポン付きの企画乗車券というのがあります。それがＢＲＴの１日乗車券、それに加えまして、議員おっしゃられましたシェアサイクルの導入の実証実験を行ったものでございます。 これについては、地域の２次交通の移動ニーズに応じてですすね、そのシームレスに２次交通に繋ぐといいますか、繋ぐようなためのシェアサイクルの実証実験をですね、３駅それから小石原の道の駅のところに３台置きまして、実験をしたところなんですけれども、休日とかイベントのときのですね、利用というのは少し見られたわけでございますけれども、平日の利用が非常に乏しかったということもございまして、導入については、これは慎重にいかなくてはいけないということで、今のところまた撤去をしたと、実験も終わりましたので撤去させていただいたと。 この評価、検証についてはですね、総合戦略の事業として位置付けておりますので、総合戦略の検証委員会の中で検証させていただいているところでございます。 検証の内容についてはですね、今私が申し上げた内容をですね、評価としてあげさせていただいております。
委 員 長	１０番　高橋委員

１０　番	徴求資料の２３ページ、ほうしゅ楽舎についてでございます。成果説明書で言うと６０ページになります。７款２項９目です。 まず、この徴求資料のほうについてなんですけれども、領収書、請求書の分のフォーマットというか添付をしていただいております。 国のほうでインボイス制度が始まっております。この施設に関してもインボイスのほうが対応になるのかなと思うんです。なんかインボイスの番号が見当たらないかなと思っております。 村のほうもインボイス番号持たれているかと思います。そこら辺の記載については、しっかりと実施をされているでしょうか。
委 員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	議員おっしゃるとおりですね、インボイスに関係しますので、これ直営になりますので、東峰村役場という形で表記をさせていただいております。 ご指摘のとおりインボイスの番号をですね、取っておりますが、私もこれ見る中で、インボイスの番号が入ってないなというところは感じておりましたので、これはフォーマットの変更をですね、したいというふうに考えておるところでございます。
委 員 長	１０番　高橋委員
１０　番	他の課でもですね、施設サービスを実施する、例えばいずみ館であったりとか、要は教育関係施設であったりとか、そういったところに関しては領収書が発行されるかと思います。 ちょっとふるさと推進課に聞く意味ではなく、こちらの執行部のほうに一応お尋ねはしておきたいと思います。その辺のインボイスが発行されるべき領収書関係、請求書、インボイスなんで請求書なんですけれども、そこの記載というところの確認というのは、各施設ごとにできているんでしょうか。 ちょっと今、即答できなければ、明日の総括のほうでご返答いただきたいなと思います。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	村で所管しているですね、各領収書の発行状況等は、現在手元のほうで把握をしているものではございませんので、また確認しましてですね、後日ご回答のほうをさし上げたいというふうに思います。以上です。
委 員 長	１０番　高橋委員
１０　番	ぜひ、明日ご回答をお聞かせいただければなと思います。よろしくお願いいたします。 併せてほうしゅ楽舎について、お尋ねをしていきたいと思います。 予算委員会の折にも聞いたことはあるんですけれども、まず、今のほうしゅ楽舎の実績につきましては、昨年度と見比べる中でいると、さほど差はなく、ある程度集客のほうは維持をされている、横ばいという感じで見させていただいております。 その中で、食材費と飲食に関する部分の雑入との関係ですね、単純にこれ比較ができるものではないとは思います。利用料収入のところに、おそらく飲食付きの、食事付きの宿泊プランであれば、そっちに上がるかなという部分はあるんですけれども。 そこの雑入と食材費のバランスを考えると、少しちょっとコスト面のほうが高いのかなというイメージを持ちます。 ちょっと単純に申し上げると、よくいろんな村主催のですね、懇親的なイベントの中でも鉢盛等が出てきた中で、なかなか自社で作るというか、委託事業者のほうで作るんではなく、そういうふうな要は、買ってくるといいますか、そういった部

	分でコスト面が上がっているというふうに捉えていいんでしょうか。 　食材費の中にそういった、そういう鉢盛関係であったりとか、料理提供の購入調達費が入っているのかどうか、お尋ねいたします。
委 員 長	岩下係長
ふるさと推進課係長	議員おっしゃるとおりですね、人数多いときの利用とかにつきましてはですね、１０人とか１５人ぐらいであれば、そこで作れるパターンがあるんですけれども、やはり２、３０人とかになってきますと、どうしてもなかなか料理の手が足りないというときには、オードブル等ですね、外注というか、して提供しているという話は聞いておりますので、恐らくその部分でいって、結構単価のほうが上がってきているかと思われます。以上です。
委 員 長	１０番　高橋委員
１０　番	ちょっと全般的に最後お尋ねしたいんですけれども。 　こちらの７款２項９目の６０ページのほうのかかった歳出に関しては、１，８８４万というところで、工事請負費の防犯カメラを除けば、大体１，０００万弱なところの支出になっておりまして、収入面のほうの雑入と使用料足しますと、大体４４０万ぐらいということで、約６１０万ぐらいの赤字ということで、さらには協力隊の方も入られてるということで、これを単純に直接お雇いすれば、さらに赤字額というのはあると思います。 　今後の運営についてお尋ねをさせていただきたいと思います。 　協力隊の方もお一人満期で退任されて、また新たに入られているというところもお聞きしております。３年しっかりほうしゅ楽舎回っているというところではあると思うんですけれども、このまま歳出、赤字という部分で捉えればいいのか分かりませんが、こういった状況を行政として長く続けていくとなると、やはり維持管理費が毎年この額かかってくるということになります。 　現状として担当課、村としては、このほうしゅ楽舎の運営方法について、どういった方向性を持っているかお尋ねいたします。
委 員 長	岩下係長
ふるさと推進課係長	おっしゃるとおりですね、今、稼働率的に見ますとですね、約３割ぐらいの稼働率でありまして、土日は結構、土日というかですね、イベントのとき祝日は埋まるんですけども、なかなか平日の利用が少ない状態でして、平日プランということで１棟貸切というようなプランもネット上あげてみたりしているんですけれども、なかなか平日の利用が厳しい分ございます。 　今後ですね、一緒に検討していきながら、そういった利用方法、平日の利用についてもう少しいいプランがないかというのは、より今後ですね、練っていきたいと思っております。 　ただ、口コミ自体はですね、かなりグーグルの口コミでもですね、予約サイトの口コミも星５つぐらいいただいていますので、ゆくゆくこの口コミが広がっていけばですね、誘客繋がっていくのではないかというふうに考えております。以上です。
委 員 長	１０番　高橋委員
１０　番	とは言えですよ、かなりの赤字額の幅があるので、なかなか企業努力という部分でも解決しない部分はあるかと思います。かかるコスト的な部分、やっぱり何かしらか考えていかないといけない。 　その３割の稼働率にもかかわらず、水道光熱費がとてつもなくかかっているんですよ。その売上高に対して水道光熱費が２４６万かかっているということで、かなり体質的に厳しい固定費がかかる施設になっております。 　ですので、直営として、果たして続けていくのが本当に正しいのか。直営でなく

	てもこの固定費はかかるので難しいとは思うんですけれども。 村として今の、要はふるさと村に委託をし、協力隊の体制というこの運営方法について、これからも継続していくおつもりなのか、はたまたもう少し民間の活力を生かしたような運営方法を考えていくのか、方向性的な部分を最後お尋ねします。
委 員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	確かに議員おっしゃるとおりですね、光熱費代等も結構かかっております。ガスを利用しているというところが、こういったところに繋がっているのかなと思いますし、今後ですね、利用率が３割という状況の中で、村がずっとこれをですね、維持していくというのもなかなか難しいところはあるかと思います。 ですので、ここについてはどういう形がいいのかということをですね、課内で検討させていただきたいと思います。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	５７ページをお願いします。 商工振興費、９月半ば、来月はですね、民陶むら祭の時期となります。この民陶むら祭にかかる経費、助成金３９５万、春秋２回分というふうに書いてあります。 予算額としてはですね、共に４８０万、１回当たり２４０万なのか、年間通してのこの予算枠ということであるのか。 この行楽シーズンを迎えるということでですね、交通の混雑それから歩行者等もあるでしょうし、それから物価高騰等もあり、その予算全額ありきということではないと思いますが、やはりこの辺りを十分に生かしてというか、使えるような形でですね、祭りの安全な運営、それから集客の活動に充てられたりとかということもあるかと思います。 この辺りについては、運営委員会の中でもお話はされているかと思いますけど、補助金額とこの実績額の差ということをどのようにお考えか、お尋ねします。
委 員 長	熊谷係長
ふるさと推進課係長	民陶祭の補助金につきましては、予算のほうが４８０万というふうに取っております。助成金のほうですけれども、昨年度につきましては３９６万ということで、こちらのほう、春につきましては、バス、あと警備費等が若干安価で済んだというところもありまして、秋につきましては、警備費と、あとバスですね、シャトルバスのほうを出させていただきましたので、そちらのほうその２つでですね、大体５０万程度ほど上がってきたというふうになっております。 今後につきましては、物価高騰とかその辺りもございますので、人件費高騰ですね、その辺りもございますので、その辺りを考慮しながらですね、対応のほうは行っていきたいなというふうに思っております。以上です。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	民陶むら祭ということで、つづみの里であったり道の駅、それから皿山、それから村民グラウンド、小石原グラウンドですね、を駐車場に使ってあるということで、出入りのところにはガードマンさん立っていただいて、その辺りの安全管理ということはあると思います。 ですので、そういう安全に祭りが成功していく、それから集客も図られるというところでですね、自分、運営委員会の中でも話しながら、いい祭りとしていただきたい、そして予算の範囲内でですね、その運営をしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。 それからもう１点、今度は５９ページのほうですね、美しい村づくり事業のですね、下段のほう委託料１１０万４，３００円のＢＲＴ沿線環境整備業務委託ということで、これは、ここ数年からこれから先なのか、こちらから県道５２号、八女香

	春線のほうから見てもですね、伐採が進められ見通しのいい環境をつくられているのか。 それから、私、すみません、ＢＲＴに乗ったことはあるんですけど、この辺からの車窓は見たことがありませんけど、ＢＲＴが整備されるときにはですね、日本一の車窓を目指してというようなことも、以前聞いたことがあるかと思います。 この辺りのこれまでの取り組みと今後の考えをですね、お尋ねいたします。
委 員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	美しい景観づくりという形で、ＢＲＴ沿線のですね、伐採を進めているところでございます。 令和７年度についてはですね、松尾付近の眼鏡橋の辺りのですね、樹木間伐をさせていただいています。その前の年度につきましては、親水公園付近のですね、樹木の伐採等を行ってきたところでございます。 今のところ毎年１００万円ずつ予算化をしていただいておりますので、本年度もですね、併せて中原付近をですね、景観整備を行っていこうというふうに考えているところでございます。 確かにＢＲＴの専用道からですね、沿線の景観を楽しんでいただくというのが目的でございますので、支障木となる樹木については、少しずつ伐採はしておりますけれども、実際ＢＲＴから見たときにですね、樹高が高くて、なかなか窓から見えないよという意見もですね、地区懇談会の中でいただいていたところでございます。 そういったところにつきましては、ご意見を踏まえまして、ＢＲＴの利用者の視点に立ちながらですね、間伐の方法等については、今後ですね、検討させていただきたいというふうに思います。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	これまでの取り組みと現状、行政懇談会等でもそういうご意見をいただいておると伺いました。 これは、何年度まで達成とかいう予定があるのでしたら、さらにお伺いしたいし、ぜひですね、車窓からのということでですね、いい景観を楽しみながら、もしくはこちらからフォトジェニックというかですね、写真等でも撮れるようなＢＲＴと、そういう方面からの、両面からですね、いい景観づくりを目指していただきたいと思いますので、そこをお尋ねしてこの質問を終わりたいと思います。
委 員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	日田彦山線の沿線振興計画に基づいて景観整備をするということを謳われておりますので、これが確か１０年計画ではございましたけれども、まずは１０年計画という形で進めさせていただきたいというふうに考えております。
委 員 長	４番　和田委員
和田委員	成果説明書の３３ページ、２款１項３４目の委託費、人流分析ツール委託費２７２万８千円の分なんですけども。 観光するうえで人流分析が分かるというのは、かなり力になると思うんですけれども、具体的にどのような活用を今後していこうと思っているのか、その辺りを教えてください。
委 員 長	岩下係長
ふるさと推進課係長	こちらの人流分析ツールというのはですね、まず、スマホのデータに基づいて、村のほうに入り込みがあった方の年代だとかですね、世帯構成とか収入とか、アンケートの内容で分かるようなものになっております。 こちら単体でですね、分析することもできるんですけども、現在は村のホームページのほうにダッシュボードというものを掲載しております。

	こちらのダッシュボードはどういうものかと言いますと、その分析したデータをもとにですね、可視化して、どなたでも見やすい形で使えるシステムになっております。 このダッシュボードを見ることによってですね、現在ダッシュボードに掲載しておりますのは、言われておりました人流分析ツールのデータ、それからとほっぴペイでの購買データ等を掲載しております。 こういったものを活用しながらですね、ＥＢＰＭといいますか、データに基づいた施策立案とかですね、そういった形の部分で事業者の方にも今後ご利用いただけたらなということで考えております。以上です。
委 員 長	４番　和田委員
４　　番	この人流分析ツール、私も見させてもらったんですけども、成果説明書の２６番、岩屋湧水活用の可能性調査のところなんですけども、岩屋湧水のところにも人の流れが多く流れています。 その中で、この可能性調査をしたんですけれども、そもそもの湧水のＰＲ、村としての湧水のＰＲが、ふるさと村が水を管理しているんですけれども、災害前の３分の１ぐらいになったという話もあったんで、村としてどのようにＰＲをしていくか、どれぐらいの力を入れていくか、その辺を教えてください。
委 員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	議員言われるとおりですね、以前も同じようなご質問をいただいておりましたが、岩屋の湧水のところについてはですね、人流分析を見ますと、大体年間３万人から４万人くらいの方がですね、来られているという状況がございます。 確かに岩屋の湧水、災害後ですね、利用者が減っておりましたけれども、最近はまた伸びてきたんではないかと思います。 また、昨年度議員のほうからも、岩屋湧水の看板等の整備についてもご提案いただいておりました。本年度看板整備をですね、今、宝珠山地区で実施しておりますので、ふるさと村と協議をしながらですね、看板整備等に努めていきたいというふうに考えているところでございます。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	今の岩屋湧水ですけど、私質問の中でも言いましたけどね、水を自動販売機で買う人たちは、きちんとやっていただいて良かったんですけどもね、横のほうの垂れ流しみたいな形で出している、あれはもうせざるを得ないので、出しているんだと思いますけれども。あれを汲んで持って帰っている人がたくさんおられます。そこ辺りの対応もある程度考えたほうがいいんじゃないかと思っているところです。 私の質問はですね、さっきサインの話が出ましたので、説明書の５８ページ、観光事業費の観光サインのところです。７年度は小石原地区を中心にやられたというふうに思います。 そこで、私ずっと見て回ったんですが、私が気づいたところは、わりと場所的には少なかったような気がしております。 それから、宝珠山駅を中心とした観光サインについては、史跡等々の説明書きも一緒にありましたけれども、小石原地区にはそういったものがありませんでした。 確かに道の駅のサインは非常に大きくてですね、立派なものができてはおりましたけれども、このことについて担当課としてはどのように評価しておられますか。 というのは、これが、観光サインがね、３，６８０万円という決算があるんですね。それに見合うだけのものがあったのかなと、いうのが正直な気持ちですので教えてください。
委 員 長	ふるさと推進課長

ふるさと推進課長	小石原地区につきましてはですね、１１２カ所の看板を再整備をさせていただいたところでございます。 それから、サイン整備計画に基づきまして、看板を、色を統一するという形で、全村のサインの統一を図っております。やはりこういったサインの統一というのはですね、景観にも繋がってまいりますので、そういったところでは非常に効果があるものというふうに考えているところでございます。 また、史跡サインについてはですね、これ宝珠山村のときに設置しておりました史跡サイン、宝珠山地区においてはその分をですね、新たにしたということで、今回必要に応じてですね、設置をしているところもございますが、史跡サイン等についてはですね、今後必要であれば小石原地区については、教育課等と協議をしたうえで、今後進めるべきではなかろうかと考えております。以上です。
委員長	６番　佐々木委員
６　番	今、統一するということが言われたけども、以前からある方向のやつですね、こちら窯元方面に行きますよとか、いうようなのについては、確かに新しいやつでやっておりますけれども。以前からの違う色の案内板と同じように、一緒にしておったんですね。青色とか、なんかいろんな色のやつがあったと思います。 例えば、原からずっと出て来た宝山窯のところ、飯塚のほうに行きますよ、窯元のほうに行きますよ。あそこを例に言うとですね、色が３種類ぐらいありました。それは統一というふうに考えていいんでしょうか。
委員長	熊谷係長
ふるさと推進課係長	議員おっしゃる看板についてはですね、方向とかを指示するような場所かなというふうに思います。 その辺りについてはですね、また視認性の関係とかそういうのもありますので、従来の色の形を残した形で整備のほうをさせていただいております。 その他につきましては、村の独自の看板であったりとか、その辺りについてはですね、色のほうを、地区によって違うんですけれども、ベースにする色が違ってくるんですけれども、小石原の色のほうを使いまして、看板のほうを整備させているという形になります。以上になります。
委員長	６番　佐々木委員
６　番	ということは、あの昔からのやつも新しいものに変わっているというふうに捉えていいんですね。 そういうことで、この予算がしっかりできているというふうに、考えてあるというふうに受け取りたいと思います。 併せてですね、徴求資料の２２ページに、観光プロモーションの一覧をいただいております。これを見ますと、例年同じような団体が利用しているというふうに捉えたんですが、昨日も協働の村づくりでちょっと質問したんですけど、申請すれば、これも毎年何回もというか、使えるのでしょうか。 いきいき資金等々であれば回数が決まっているとか、何かいろいろ制限があったと思いますけれども、この観光プロモーションについては、どのようになっていますか。
委員長	熊谷係長
ふるさと推進課係長	観光プロモーションの補助金につきましては、やはりイベント等の関係もありますので、継続性とかその辺りも含めまして、回数のほうは制限されておりません。 一応ですね、回数が続けばですね、それだけその方が村のことを知っていただいて、またＰＲというかですね、こちらのほうにも足を運んでいただけるというような形もありますので、回数の制限等は行っておりません。以上です。

委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	確かに村のＰＲになることでしょうから、大変有効な利用というふうには捉えるんですけれどもね、こういうのはやってなければやらないで、ほうが悪いんじゃないかみたいに言われるかもしれませんが、偏りもありゃせんかなというところが一つと。 それから、ほぼ予定経費に近いぐらいの補助がなされておりますが、村からの補助ということで、それはそれでいいんですけれど、これいろいろ出店をしています。ここの売上とか、そういうのを精算して全部、報告が担当課にはあるとは思うんですけども、我々一般から見ると、利益は自分たちのものにしてるんじゃないか、というような見方をする方もおられます。そういったところでの捉え方はどのように考えておられますでしょうか。
委 員 長	熊谷係長
ふるさと推進課係長	こちらのほうですね、実行委員会組織等でしていただいているんですけれども、売り上げにつきましては、実行委員の関係のない方とかいうところであれば、売り上げ等が発生するというふうになっております。実行委員会自体の会計の中で、その実行委員さんに支払いを行ったりとか、そういうのはないところで見ておりますので、その辺りは対象経費と見ないということでさせていただいております。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	今言われたような内容の会計も含めて、会計報告が担当課には来ているというふうに思いますけれども、やっぱり知らない一般の方たちは、やっぱり誤解を持つこともありますので、できたら広報とかででもですね、そういった公表できるところは公表していただく、あるいはそういうやった団体からの報告みたいなこともね、広報あたりでお知らせいただくといいかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。
委 員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	ご提案ありがとうございます。 確かに令和７年度、５団体事業を実施しております。村としましても実績報告書という形で、きちんと報告が上がってきておりますので、広報紙等で紹介をするというのも必要かと思いますので、今後努めてまいりたいと思います。
委 員 長	１０番　高橋委員
１０　番	すみません、先ほどの佐々木議員のサイン看板の件に戻らせていただきたいなと思います。５８ページ、７款２項８目観光事業費、主要事業成果説明書です。 ２点ありまして、１点目が、現在令和７年度に設置された看板の記載内容についてです。 行政懇談会でも、どうも話があがってみたいですけど、矢印の方向がちょっと違うんじゃないかなとか、ちょっと記載が事実に基づいているか、ちょっと誤認しやすいという情報もあがっていたかなと思います。 そういった部分で、要は、設置されている看板等の記載されている情報自体は、恐らく完成検査というかですね、竣工で確認はされていると思うんですけれども、それが実態に則した部分をしっかり、サインでありますので、誤認をしないかどうか、そういった確認はされているか、お尋ねをさせてください。
委 員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	事業を発注するにあたりましては、内容を精査したうえで、発注をするという形を取っているところでございますけれども、どうしてもですね、見落としというところがございまして、議員ご指摘のとおり、矢印とかですね、記載間違いというのが発生しております。

	そういったことがないように努めていきたいというふうには考えておりますが、そういった誤記があるもの等についてはですね、今年の看板整備の中で修正をする予定でございます。
委 員 長	１０番　高橋委員
１０　番	デザイン案上がってきたときに、しっかり現場確認等もあわせたうえで、施工に入っていただくことを、重々お願いをしておきたいなと思います。 併せまして、サイン計画に関わる部分で、今後も施設の新設等々も上がってくるかと思います。 先ほどお話があった陶の里館、道の駅等に関しても、大きなお店に関するとか施設に関する大きな施設のサインというふうな部分に関しても、統一感が持たれている形になっているかと思います。 今後、要は、先ほど言った矢印とか方向をお伝えする、そういう案内看板と施設を表すサイン看板というところに対して、特に施設を表すサイン看板についても、全般的に統一をしていく方向なのか、でも、それをしすぎてしまうと、すべて何か同じ施設感になってしまうのかなとも思って、このサイン計画自体が、どこまで統一感を持っていくのかどうか、ちょっと方向性についてお尋ねをしたいなと思います。
委 員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	東峰村の観光サイン整備基本計画というのを令和６年の３月に作っております。また、その中で観光サインのデザインガイドラインといったものもですね、整備をさせていただいておりまして、少し赤っぽい色という形で全体的には統一するということで進めているところですが、既存の看板をですね、すべてそのような形に改修するというのはなかなか難しいところもありました。 新しい看板についてはですね、洗浄するとか、そういった対応はしているところですが、今後出てくる看板について、きちんとした、こうしなさいという事細かいですね、計画はございませんが、今回定めておりますサインのデザインのガイドラインに基づいた形でですね、今後はサインの整備を進めていきたいとは考えております。
委 員 長	４番　和田委員
４　　番	成果説明書の５９ページ、７款２項３目の委託費のところの、指定管理料のところなんですけれども。 今、ポーン太の森が閉鎖しています。そして、キャンプブームが下火になってきたということで、岩屋キャンプ場のほうもかなり売り上げが下がってきています。 ですけど、村の中での雇用もきちんとあるし、そこは村として守っていかなくちゃいけないのかなと思う中で、この指定管理料の見直し、また、他の課にもまたぐとは思うんですけども、ここは観光の担当として、その辺りをどう思うか、考えをお聞かせください。
委 員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	指定管理料の件でございますが、以前から、合併前から指定管理料がある施設については、観光施設であれば指定管理料が発生をしているという形だろうというふうに思いますし、一部の施設においてはですね、やはり減額ということで、なくなっていったということもございます。 あと岩屋キャンプ場についても、当初施設を改修するにあたって、どういう形がいいのかというものを検討する中で、法人を立ち上げて利益を生んで、地域の問題を解決していこうという形で岩屋キャンプ場も立ち上げたところでございます。 その際、検討した中ではですね、やはり利益を生んでいく施設であるので、指定

	管理料は支払わないという方向性をですね、村として決めたところではございますが、議員言われますとおり、情勢もいろいろ変わってきておりますので、指定管理料のあり方、これはふるさと推進課だけではございませんので、そういった中でちょっと検討をですね、協議をする場を設けさせていただければと思っております。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	すみません、最後の質問にします。 説明書の２７ページの企画振興対策費の中の乗合タクシーラッピング１，１００万、それから２９ページの乗合タクシードアのラッピング５７２万円。 とても高額だという印象が残っておりますが、こんなにやっぱりかかったものなのでしょうか。
委 員 長	和田課長補佐
ふるさと推進課長補佐	のるーとのラッピング、車両の色等についての費用がかかっているんじゃないかというご質問だと思います。 これについてはですね、デザイナーのドーン研究所の水戸岡さんによるデザイン等、また色等をですね、施していただいております。 やはり一流デザイナーさんによるラッピングということもありまして、費用もですね、少し余計にかかっているというところでございます。以上です。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	いわゆるデザイン料が非常に高かったと、いうふうに受け取っていいんでしょうか。
委 員 長	和田課長補佐
ふるさと推進課長補佐	今回の費用の中にデザイン料と塗装代等が入っておりますので、その分によって費用が計上されております。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	確かに有名な方ですので、委託料みたいなものがですね、デザイン料高いんだろうと思いますが。 私、最近長崎に行くことが度々ありまして、たまに真っ赤な車体に白い文字で書いた車両とよく出会います。どこの車やろうかと思ったら、郵便局でした。車が小さいのでですね、ちょっと違うなと思うけど、こんなところにのるーとが走っておると思うぐらいよく似ております。これ、いらんことですけども。 そこでですね、出発式を２月に開催しましたが、県からのお客さんがたくさんおられて、これは一体村の主催なのか、県のＢＲＴ関係の主催なのかというところで、村の何人かの方に質問されたことがあって、答えきれなかったんですが、どうなっていたんでしょうか。
委 員 長	和田課長補佐
ふるさと推進課長補佐	２月１１日の東峰村乗合タクシーのるーと東峰ラッピングＥＶ出発式についてはですね、村の主催で行っておりました。 ただですね、日田彦山線沿線基金等を使って車両購入、そしてまた、国の社交金等を使って導入しておりますので、これについてはですね、県のほうのご協力を得てですね、県議会の方や国の関係者の方に連絡調整をしております。ご協力をいただいておりますけれども、基本的には村主催で実施しました。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	村主催ということでしたけど、出費、成果ではどこのところで示しているのでしょうか。
委 員 長	和田課長補佐
ふるさと推進	このラッピングＥＶ車出発式の費用についてはですね、２６ページのですね、成

課長補佐	果説明書の２款１項６目企画振興費のおもてなしイベント運営業務１３１万とありますけども、この中で事業を実施しております。 　これについてはですね、会場設営や準備等そういったものについて使っております。以上です。
委員長	ないようですから、次は農林建設課に移ります。
休　憩	
委員長	２時２０分まで休憩します。 （１４時０５分）
再　開	
委員長	休憩前に引き続き、農林建設課の質疑を行いたいと思います。 （１４時２０分）
委員長	所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。 　農林建設課の質疑はありませんか。 ２番　野寄委員
２　番	５３ページ、農業委員会費ですけど、表のすぐ下のところにですね、定例会毎月１回、１０日前後と。それから農地パトロール、耕作放棄地全体調査というふうに活動内容を表しております。 　この中のですね、耕作放棄地全体調査、調査の数値的なものはあるとしてもですね、やはり担い手不足それから後継者、それから離農というような形でですね、なかなか農地の管理が難しくなっている状況があるのかなと思います。 　この耕作放棄地についてですね、例えば協定集落とかですね、もしくは個人なのか、勧告とか喚起とかですね、何か対応をなさってあるかどうかお尋ねします。
委員長	金光係長
農林建設課係長	特にはですね、勧告等はしておりません。以上です。
委員長	２番　野寄委員
２　番	例えば中山間の直接支払とかですね、そうした協定されてあるところであれば、何らかの法的な規定により、勧告もしくは管理をしてくださいというようなことはあるかもしれません。 　なかなか個人のですね、私有財産というかですね、ただ、農地を保全していこうというこの農業委員会さんだけではなく、そうした見方の中でですね、景観はあるとしても、やはり農地を守っていこうというところで、何かそのお考えはいかがでしょうか。
委員長	農林建設課長
農林建設課長	耕作放棄地といいますか、実際農業をされてない土地というところでいきますと、６月の定例会のときに和田議員さんのほうからも少しありましたけれども、耕作してない農地と人材を結び付けるようなマッチングのシステムとかいうお話もされていたかと思います。 　確かにこのまま放置すれば、作りたい人はいたとしても耕作されてない農地が増えていくという可能性もありますので、来年度村のほうにもＤＸ室が立ち上がると聞いてますので、そういったところを活用しながらですね、村独自の農地バンク、人材バンクといいますか、そういったところはアクションプランを考えていく中でですね、そういった取り組みも踏まえて考えていきたいと思っております。以上です。
委員長	２番　野寄委員
２　番	なかなか難しい点もあるかと思いますけど、ちょっと関連してですね、５５ペー

	ジのほうに行きたいと思いますけども。 先ほど質問の中で言いましたように中山間地域の直接支払事業ですね、これは、第５期から第６期に移行された年度だろうと思いますけど、集落協定が合計９３．６ha といふうに表記されてあります。 ５期から６期に移行したときの、どれぐらい協定の面積がですね、数字的にどう推移したのかを教えていただきたいと思います。
委 員 長	梶原主査
農林建設課主査	面積につきましては、１００ha を超えていた例は、６年度までの第５期から９３ha 程度までの減少というところになっております。以上です。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	集落協定の役員を私もさせてもらった、ちょうど時期でありまして、その中に１期から５期まで長きにわたってですね、この中山間地域直接支払制度というのは、こういう山間部においてはですね、非常にライフラインというかですね、非常に大事な制度、救済的な農家を保護する制度だと思います。 ただ、本来の趣旨で言えば、やはり耕作放棄地をなくす、農地を保全する、あるいは水田に返してですね、どこかのタイミングで戻して、耕作が続けられる状態を守るということの補助金というふうに、趣旨としてはあるかと思います。 ただ、環境的にですね、そこまで、農地にたどり着くまでの道の管理とか用水路の整備というのが、少しずつ管理しにくくなってきている状況が各所にあると思います。 ちょっとこれは推察の域を超えないんですけども、１００から９３に減ったというようなことありますので、その辺りですね。これは期間中、６期中にまた再加入というあれはできるんでしょうか。見解をお願いいたします。
委 員 長	梶原主査
農林建設課主査	第６期中、途中からの加入、また反対に面積を減らすということも可能になっておりますので、状況に応じて対応していきたいと思っております。各協定の方にまたその辺をお知らせしていきたいと思っております。以上です。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	私一般質問のほうでもさせていただきましたけど、農地を守る、農家を守る、そしてですね、この景観も含めてですね、やはり農地はこれから基幹産業ということで、今まで位置付けられてきましたし、これを用水だとか管理道とかですね、その保全ということで、労力がかかる分についての支援策というかですね、そういったこともお尋ねさせていただいております。ぜひですね、その辺りご検討いただいて、これからの農業、農地、農家を支援していただくようにお願いしまして、回答は不要です。
委 員 長	７番　伊藤委員
７　　番	成果説明書でですね、５４ページ、６款１項４目、この中の上からいくとぽっちで３番目、有害鳥獣防護柵設置工事３，７９０万６千円という形であっております。これ毎年有害鳥獣防護柵、村内張ってきておるかと思います。 この分について、まずお尋ねしたいのは、７年度の分を３，０００mほどやっておりますけど、村内の全体としては、この７年度までどれくらい網羅したのかと。 当初は、１０年前はまた別に有害鳥獣防護柵でやってきたとは思うんですけれども。それから、やはり獣害が多く出るようになって、このものをどうモーションを持っていくかという形でですね、いろいろ変更がされてきてあります。 その中で、今現在として、村内におけるものを、形はいろいろ変わってきておるかとは思いますけれども、どれだけ網羅しているかということを、まず教えていた

	だきたいんですが。
委 員 長	農林建設課長
農林建設課長	伊藤議員のご質問についてですけども、過年度から鳥獣防護柵の設置というのは行われてきておりまして、恐らく柵のタイプとかも、同じ箇所でも変わってきているものと思われます。 ただ、ちょっとご質問をいただいた全体網羅的な話でいきますと、手元に分かる資料が今ございませんので、また、別のところで回答させていただきます。
委 員 長	７番　伊藤議員
７　　番	分かりました。本来いうのがどれだけね、今から先も必要になってくるのかと、後の予算的な形になってくるかと思いますけれどもね、全体としてどれだけあって、今現在はどうだというものを、じゃあ、明日の総括でも構いませんので、お教えいただけたらなと思っております。 それで、７年度３，７００万、８年度予算は２，１００万ですよね。結局予定とすれば１，８００m程度という形になっています。 本来言えば、たぶんそれじゃ全く足らない形にね、なってくるのかなと思いますので、その辺りの考え方も、もう明日でいいです。明日累計の出てのですね、考え方もまた説明をお願いしたいと思います。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	関連質問になるかと思いますが、現在イノシシが入ってしょうがないというところも現実ありますよね。今まで張ってたところからもまだ入っている。まだ張ってないところにかなり入っているという実態があるようですけれども。 この張っていく場所ですね、これは希望を優先しているのか、村のほうである程度実態を把握して、必要なところから張っているのか、そこ辺りも一緒に教えてください。
委 員 長	金光係長
農林建設課係長	１０月にですね、全戸配布をさせてもらって、その分で希望を取らさせてもらって、予算の関係もあるんですけど、それに基づいて張らさせていただいております。翌年度ですね。以上です。 はい、今からです。
委 員 長	１０番　高橋委員
１０　番	成果説明書の５５ページをお願いいたします。６款１項８目、先ほどの野寄議員の質問に関連するところでございます。 先ほどの質問でも第６期になって、この対象協定面積あるいは団体数、参加者が減ったというところでの報告があっておりました。 今回、かなりの面積、この協定から外れる形になっているかと思います。令和７年度から外れていますので、今で大体１年半ほど、外れて経つ状況かと思います。 なかなか今までは協定があったことで、金額的な部分あるいは協定を続けていく縛りというものもあったかと思うんですけれども、これが外れてしまった現状で、今まで協定に入っていたけれども、外れられた農地がどういった状況にあるかというのは、所管課のほうで把握をされていたりしますでしょうか。
委 員 長	梶原主査
農林建設課主査	多くの今回外されてある農地につきましては、以前は田んぼであったけれども、水が来ないような状態になっている、現在畑地として判断されるような部分が、大幅に削られた状態にあります。 以前は水路を管理していただいていたので水が来ていたんだけれども、水路を、そこを管理することすらちょっと難しいというようなのが、団地としてなくなって

	しまってというところが、大幅な減少に繋がってしまっている状況にあります。 それ以外にもですね、同じように畑地になってしまった田んぼというところが点々とございます。やっぱり田んぼの間にあるものに関しましては、草刈り等がないと周りに影響が及びますので、交付金がない状態でも草刈り等をしていただいている部分はあると思います。 ただ、交付金の単価もですね、畑地にしたとしてもかなり低い状態なので、傾斜がないと畑として入れられないという状況もありますが、畑として残したとしても交付金はかなり少ない状態での管理を強いられるという、協定のほうの考え方もいろいろあると思うので、今回は状況として入れられないというものが多かったんですけれども、入れてもなかなか管理が難しいという状態のところもあると思われます。以上です。
委 員 長	１０番　高橋委員
１０　番	そういった状況があって、面積が減ってしまったかと思います。 その中で減った、要は協定から外れた農地が、現状の管理、どういうふうになっているかというところまで把握をされているかなと思って、先ほどの農業委員会の話にも繋がるんですけれども、結局は管理をしなければ耕作放棄地という扱いのところに至ってしまうと思うんですよ。 実は私の地区内の中でも、民家にすごくもう接するようなところが協定外れてしまって、今までは協定があった中で、協定というか団地のほうからのお金でいろいろ管理をしていたというのもありますけれども。 それがなくなったら、じゃあ、誰がそれをするのかということになって、農地の主は村にはいないっていうふうな形になってしまったときに、もうギリギリのところをどうするかという話もあります。 １回荒れてしまうと、なかなか元にも戻せないし、荒れだしたところをもう１回刈ろうという労力すごくかかるのは、皆さん承知だと思います。 そういった農地パトロール的なところ、特にまだ１年しか経っていないところでもあるので、そういった把握というのを早急に進めておかないと、先ほど話があったように、要は、復帰をするにも復帰がもうできない状況になってしまったら何の意味もございませんので、そういった可能性がある農地というところの把握というところに関して、ご検討等はされていますでしょうか。
委 員 長	梶原主査
農林建設課主査	中山間とはちょっと別の取り組みになりますけれども、地域計画におきまして、座談会を今回も開催する方向で今準備を進めております。 担い手がいなくなっている農地をどのように管理していくかというのは、やっぱり集落の皆さんで管理を考えていく必要があるというので、中山間地の交付金もその中の一つ、また他にも交付金等、他の補助の事業がありますので、どういったふうに復帰をするかとか、どういったふうに管理していくかというのをいろんな方面からですね、考えていきたいなというふうには考えておりますので、農業者の皆様からもご意見をいただきながら進めていきたいなと思っております。以上です。
委 員 長	１０番　高橋委員
１０　番	最終的に協定に復帰できれば一番いいんですけれども、なかなかその条件に合わないながらも、民家、要は、生活空間のすごく接近したエリアの中で、そういった管理をどうするかという農地が発生した場合、誰が農地を管理していくのかなという話になるかと思います。 そういった分もしっかり課題として捉えていただいて、やっぱり協定にかからなくて、それ管理するかって、かなり優先順位下がってしまうと思うんですよね。

	村として、やはりそこら辺ですね、景観管理、生活面の管理というところも踏まえたうえで、しっかりと把握をまずしていっていただきたいなと思いますが、現状の協定を外れた部分をしっかり把握するかどうか、再度お尋ねをさせてください。
委員長	梶原主査
農林建設課主査	現状どうなっているかのほうも確認をしながら、進めていきたいなと思っております。以上です。
委員長	６番　佐々木委員
６　番	６１ページの８款２項２目道路維持費なんですが、村道の維持補修工事が３６件と、非常に多いなと思いながら、これを見させていただきましたけれども。 工事はどのような形で順番が決まっていますでしょうか。補修工事は。まず、そこを教えてください。
委員長	杉野課長補佐
農林建設課長補佐	この道路補修工事に関しましては、住民の皆様からとか、またパトロールの中とか、道路に何らかの損傷、異常があった場合には、まず現地のほうを確認させていただきまして、応急対応が可能であれば職員のほうで補修を行い、業者委託が必要等であればですね、業者のほうに発注をして、都度修繕、対応させてもらっているところでございます。 予算等もございますので、応急的なものは即対応ができますが、やはり道路ですので、安全な通行が優先されますので、設計等が必要になれば設計の計画ですね、優先順位としてはですね、やはりそこに往来がどのくらいあっているかですね、住民の方の通行があるか、そういったものを総合的に勘案して、優先的に対応していくという流れで進めております。以上でございます。
委員長	６番　佐々木委員
６　番	個人的なことを申し上げて申し訳ないんですが、私の自宅のすぐ横の村道が、かなり前から穴も空いているんですけれども。かなり前から傷んでいる状況がありましたけれども、正式に文書で要望しないと駄目なのかなと、いう意見も出ていたもんですから、そこも確認したいと思いますが、どうなんでしょうか。
委員長	杉野課長補佐
農林建設課長補佐	まず、やはり第一報はですね、通報等でいただくほうが、すぐに現地確認ということになりますので、現地の状況でですね、やはり路面の痛んでいる状況というのもですね、人それぞれによって受け方が変わるときもございます。 ですので、基本的にはすべて対応できたらいいんですが、やはりなかなか予算もございますので、職員等の判断、誤差が出てくるところもあるかもしれませんが、一応課内で協議をして、する、しないの対応は進めているところでございます。 やはり予算を伴うものに関しましてはですね、やはり延長が大きいとかになるとそれなりの予算を伴いますので、そういったものにつきましては、やはり地域の皆様から、ちょっとお手数ですけれども、要望書という形で出していただいて、そうすると課内だけではなくですね、村の中でも協議ができますので、そういった形でも、ちょっとお手数ですけれども、要望書を出していただくというケースもございますので、そこ辺はまた相談に応じてですね、私たちも対応させていただければというふうに考えております。以上です。
委員長	７番　伊藤議員
７　番	成果説明書の５６ページ、６款２項２目林業振興費の関係なんですが、これ請元が朝倉森林組合になっておるのですけども、作業路開設補助金については１５０万と、予算の半分程度の執行という形に７年度なっておるかと思います。 ただ、上のですね、水源涵養事業補助金、水源の森の整備事業について、予算的

	には2，１００万以上あったものについて１６０万と、７％程度の事業しかできていないと。 　これについては、要因は森林組合の中にもあるのかなと思ってはおりますけれども、これの差異についてのですね、捉え方を教えていただきたいんですが。
委 員 長	杉野課長補佐
農林建設課長補佐	この水源涵養事業の事業に関しましては、小石原川ダムの水源整備事業として、毎年度計画をしてですね、執行させていただいているものでございます。 こちらにつきましては、小石原地区が対象エリアにはなるんですけども、一応森林組合さんのほうで、村も事業周知はですね、村民の方にもさせていただいているんですけども、まず、その山の手入れをする方との協議が整いましたら、この事業の執行をしていただくというところでございますが、実質森林組合さんも作業員の不足といいますか、ここ数年ですね、この事業につきましては、利水者、県南水道事業団さんとかいらっしゃるんですけれども、この計画に沿って村も進めているというところでございますが、なかなかやはり森林組合さん、作業員不足とかそういうのもございまして、ちょっと進捗してないというところが実情でございます。 なので、村としては、森林組合さんのほうにも、計画的に進めていただくようには、毎年の事業の始まりには依頼というか、お話をさせていただいているところです。以上でございます。
委 員 長	７番　伊藤議員
７　　番	７％といったようなね、事業執行に、大事な水源を守るための事業でありますよね。それで８月の森林組合の総代会、これに人員が足らんごとなっとるとやないですかと、森林組合の総代会で確認をされました。 でも、森林組合は足りてますと。その前の不祥事があったときにですね、ずいぶん処分されて、減っておるというのを我々は理解をしておるところなんですけれども、森林組合としては足りてますというようなね、返事だったんでね。 それじゃあ、しっかり仕事をね、大事なものについてはやってもらわないかんと。そうすれば、この事業を予定する、管理するね、村としても、その辺りのところは働きかけていかないと、せっかくの涵養基金としてのものがあるんですから、しっかりやっていただく必要がありゃせんのかなと。 ですから今年度についても、たぶんあんまり執行がされてないんじゃないかなと、いう憶測は立つところなんですよ。しっかりその辺りのところはやっていただかないかんということで思いますけど、いかがですか。
委 員 長	農林建設課長
農林建設課長	伊藤議員のご指摘いただいたことにつきましては、森林組合と農林建設課のほうで協議を行いまして、できる限り村の森林を守るためにもですね、今後の事業について働きかけをしていきたいと思います。以上です。
委 員 長	１０番　高橋委員
１０　番	成果説明書の６０ページをお願いいたします。 ８款１項４目水源地域活性化支援事業費ということで、ドッグキャンパス小石原について、少しお尋ねをしておきたいと思います。 ＳＮＳ等を見ると、来週オープンというふうな情報をお聞きしております。無事開業できて良かったなと思うところと、先ほどちょっと教育課のほうでも質問があがっておりました。体育館の借用されるというところを、これまでも全員協議会等でも聞いてきております。 まずもって一つお尋ねしたいのが、連絡体制ですね。要は、ドッグキャンパスとのやり取りというのを、あくまでも農林建設課がされているのかなというところは、

	恐らく契約上というか、あるかと思います。 先ほどちょっと教育課を聞くかぎりでは、例えば村内の方であったり、体育館を借りたい方というところが、まず教育課に連絡が来て、全面借りたい場合は農林建設課さんのほうに言って、ドッグキャンパスみたいな形で、そもそもやっぱり借りる、あそこ自体は教育施設というかですね、行政財産だと思いますので、管理自体は教育課なのかなと思うところと、やり取りというのが、中間農林建設課が挟まらないといけないものなのかなというところ、ちょっと疑問に思っております。 そういった中で、やはり何かあったときにすぐに動けるようにという、災害対応等の話もございました。そういったところで、連絡体制の整理はできているのかどうか、再度確認をさせてください。
委 員 長	杉野課長補佐
農林建設課長補佐	ご質問の、まず体育館の利用に関してですけども、基本的には議員おっしゃられるとおり教育施設ということでございますので、体育館の利用に関しましては、教育課に直接申し込んでいただくという流れになっております。 ただ、今回この事業者選定にあたりましては、公募の時点からですね、農林建設課が協議を行い、契約を行ってですね、現在開業に向けて進めさせてもらっているところでございます。 まず、サステナブルホールディングスさんのほうとは、直接村のほうがやり取りさせていただいておりますので、現時点ではまだ直接教育課とのやり取りはございませんが、村民の方が確かに、村民一般の方が申し込みをする際にですね、二度手間、三度手間にならないような形では、やり取りをさせていただこうとは考えているところです。 ですので、まず、一般の体育館利用に関しましては、通常は半面コートの貸し出しということで、直接公民館に申し込みをしていただくということで、特に村のほうの農林建設課を介すということはございませんが、村のイベントとかですね、そういった際の全面利用にあたっては、申し込みをしていただいた段階で農林建設課のほう、私たちがこれまで交渉というかですね、農林建設課があたってまいりましたので、そこで協議をして、サステナのほうに依頼をするという流れで、今のところはなっております。 避難に関しましてはですね、避難の必要が生じた際には、直接総務課のほうからサステナさんに行くという流れで、そこはなるべくもう早く行くような形でというところで、今協議のほうを進めさせていただいておるところでございます。以上です。
委 員 長	１０番　高橋委員
１０　番	普通利用の際、反面に関してはそのままの、教育課主体の分でいいかと思います。 全面利用に関しても、極力スムーズな形の流れというのがないと、なかなか借りるまでに、先ほど言われたように、二度手間、三度手間じゃないですけど、協議をして決めていくというところの煩雑さもあるのかなと思います。 その辺、よく言われる行政の縦割りにならないように、しっかりと連絡体制を改めて整えておいていただきたいなというところはあります。 もう１点、そもそもこの水源地域の部分で、農林建設課、農林観光課の時代もだったかなとは思いますが、すみません、その前は建設水道課ですね、が担ってきているかと思います。 前回アクアクレタだったときも、同じ主管課で動いていたかと思いますが、なかなか観光面を今、農林建設課さんで持っているわけではないので、所管課としての動きというのはなかなか、その観光施設というかですね、そういう宿泊施設のあり

	方としては、少し実情を把握しにくい所管課かなとは思っております。 　どちらかというと観光施設を担われているふるさと推進課のほうが所管的な部分、担う部分があるんですけれども、どうしても建てた部分に依存されている現状を思うと、またアクアクレタのように、なかなか現状を把握ができないままという部分も起こりかねないかなという、ちょっと所管課としての管理が、なかなか目が行き届くのが難しいのかなと思う部分はあります。 　今後実際に稼働していく中で、実態把握であったり、要はうまくいっていただくに越したことはございません。 　とはいえ賃貸借ではありますので、自立をしていっていただかないといけないですけれども。 　そういったサポート面に関しては、農林建設課としてできること、はたまた他の課に委ねる部分は委ねる、そういったところの方向性という部分を確認させていただきたいなと思います。
委 員 長	農林建設課長
農林建設課長	高橋議員のご質問についてですけども、確かに今回のドッグキャンパスの今後の運営状況とか、中身によってはですね、農林建設課よりふるさと推進課が持ったほうがいいところも今後出てくるかと思います。 　ただ、今年から始まったばかりというところもあって、内部的にそこの調整が、今、どういう分担で各課でやっていくのかというところまでは至っておりませんが、高橋議員のおっしゃられたご指摘も踏まえてですね、うまく今回のサステナブルホールディングスさんの事業が円滑に、また村の活性化に繋がるような事業となってもらいますように、村のほうも各課連携して取り組んでいきたいと思っております。以上です。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	説明書の６１ページ、道の駅です。 　設備管理費の委託料ですね、６年度の成果の中では１４６万円、それから７年度の予算で２７５万円組んでおりました。 　７年度の実績ということで１３４万ですね。実績が１００万台になっておるわけですが、予算としては倍ぐらい予算を組んでいるわけですけど、何かそこには意図があったんでしょうか。
委 員 長	杉野課長補佐
農林建設課長補佐	この道の駅の管理委託料につきましては、年度当初に委託料ということで、トイレに係る部分の清掃に係る賃金とかですね、消耗品費、そういったものになっております。 　最終的に精算払いという形で、消耗品等ですね、費用の減額のほうが出ておりますので、精算時でマイナス精算をさせていただいての実績という形になっております。以上です。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	ということは、予め何が起こるか分からない部分があるので、多めにしているというふうに捉えておっていいんでしょうか。
委 員 長	杉野課長補佐
農林建設課長補佐	多めというわけではございませんが、一応賃金の日数とかですね、消耗品の部類で、一応県のほうと協議をして、金額を予め決めさせていただいております。 　ですので、多めというわけではありませんが、概算金で支払って精算という流れでやっておるというところでございます。以上です。
委 員 長	２番　野寄議員

２　　番	同じく６１ページ、関連という形になるかもしれませんけど、道の駅の管理費ですが、これは決算の部分ではないかもしれませんが。 県下で３番目の道の駅としてですね、平成１１年から開業したと思いますが、これまで２７年間で、往来とかレジの通過者とかですね、利用者は多数あったと思いますが、今現在駐車場もですね、路面も劣化する、それから駐車マスも当然白い区画線が入ってですね、くっきりあったかと思いますけど、今はもう非常に不鮮明で、駐車マスに止めるときの目安もなんか、よく確認しないと分からないという状況もあるかもしれません。 それからもう一つ、外部のトイレもですね、もうそういうふうに建屋それから中の設備も一部改修は進んでいるかもしれませんが、聞くと、県との協議もあるかもしれませんが、その辺りの改修の予定があるというふうに聞いておりますが、その情報がありましたらお願いいたします。
委 員 長	農林建設課長
農林建設課長	道の駅のトイレと駐車場に関してのご質問ですけども。 まず、トイレにつきましてはですね、今年度県のほうにお願いして基本設計を行っております。来年度、令和９年度に実施設計を行いまして、予定では令和１０年度に工事を実施の計画となっております。 続いて、駐車場の白線が消えて、轍等で少しデコボコしている状況についてですけども、駐車場のほうは県の管理部分と村の管理する部分ということで範囲が分かれております。改修等を行う際はですね、県さんだけやったら村のところが傷んだ状態で残ったりもしますので、そこについては、県さんとの調整になりますので、村としてもですね、予算の財源を確保して、議員のご指摘のような白線が消えている箇所、デコボコしているような箇所のですね、早期の解消に努めてまいりたいと思っております。以上です。
委 員 長	ないようですので、引き続き認定第２号「令和７年度東峰村簡易水道事業会計決算について」、質疑を行います。 質疑はありませんか。 １０番　高橋委員
１０　番	監査意見書のほうで質問させていただきたいと思います。３４ページ、３５ページのところでございます。 なかなかこの公会計のほう見にくくですね、どこで判断するのか非常に難しいんですけれども、最終的に損益計算がどうなっているのかというところの、純損益、純損失でいうところに関して記載がございます。 ３４ページのほうで言うと、経営状況の６行目、総事業収益から総事業費用を差し引いた１１４万９７３円が同年度の純損失ということになっております。 これは必ずしも現金的なものが減ったか、というわけではないのは重々承知はしているんですけれども、なかなかこの純損失が続くということ自体は、資本を減らしていく話に繋がってくるかなと思いますが、ちょっとそうとも言えない部分もあって、最終的にこの監査意見書を踏まえてですね、この純損失が発生していることに対してのご意見を、お尋ねをしておきたいなと思います。 これが、当年度だけの要因なのか、まだ今後も純損失というのが続いていくのか、もし判断できる部分があればお願いしたいなと思います。なかなかちょっとお答えにくい部分があるかとは思いますが、概要でも結構ですので、把握されているところがあれば、ご説明いただけたらなと思います。
委 員 長	農林建設課長
農林建設課長	高橋議員のご指摘にありました、監査の報告書の３４ページの上から６行目の１

	１４万が今年度の純損失となっております。これだけでいきますと、令和７年度は赤字であったというところでございます。 企業会計に変わって２年目ではありますけども、これが毎年続くようであれば、この水道会計というのは、もう破綻ではないですけども、この状況が続くというのは好ましくないと考えております。 実際ですね、水道会計の決算書の１３ページになりますけども、今年度の報告書の総括と経営指標に関するコメントを、外部委託している会社のほうにコメントも貰っているんですけども。 真ん中ぐらいの経営指標の推移というところに、まず、経常収支比率が令和６年度は１００．８％で令和７年度は９８．８６％で下がっているかと思います。 その次の料金回収率、こちらについても１１８．２２が７２．１６％ということで、こちらにつきましては、この料金回収率と経常収支比率、こちらについては１００％超えていることが望ましいとされております。 なので、令和７年度につきましては、特に料金回収率についてはですね、これ７２．１６％にいきなりドンと下がっているのは、令和７年度は減免の物価対策の分で、料金を減免された分がありますので下がってきておりますけども、いずれにしましてもここの、上２つの比率と回収率については、１００％以上が望ましいとされてますので、ここを、推移をですね、毎年度把握しながら進めていかないといけないというところと、有形固定資産の減価償却率についても、令和７年度１１．７１％に上がってきております。 これがどんどん上がると、施設を改修しないといけなくなるという状況になってきますので、ここの３点の項目についてはですね、この水道会計を毎年度把握するうえでですね、そこら辺の比率については、随時把握していかないといけないというところになっております。 あと参考までにですけども、決算書の１７ページに簡易水道事業のですね、キャッシュフロー計算書というのが付いています。これは現金の出し入れになりますけども、令和７年度末資金残高というのが１，２１４万ほどあります。 これが実質、今後もし水道事業において大きな改修とかが必要になった場合は、ここから改修費用を捻出していかないといけないんで、ここが減ってくると、そういった事業を改修する、水道会計として改修するお金がなくなってしまいますので、そういったところも見ながらですね、水道会計については進めていきたいと思っております。以上です。
委 員 長	１０番　高橋委員
１０　番	通常業務である水道をしっかり創出していくということに関しては、本当にキャッシュフローのキャッシュがあるところが、通常活動の全てのところがあるかと思いますので、そこはぜひぜひ、しっかり守っていっていただきたいなというとこと、あと、この監査報告書３８ページで見ていただいて、第４のまとめの業務実績というところで、給水人口も減っているのと併せて、有収率もパーセンテージ的にすごく落ちております。 この部分に対して、原因が分かりますでしょうかというのと、もうちょっと５０％を切って、ちょっと前のページに戻ると、有収率が４４．７％というところになってきておりまして、漏水がかなり発生をしているのかなと思います。 ここちょっと９．８％下落をしている要因等がありましたら、お伝えいただければと思います。
委 員 長	農林建設課長
農林建設課長	ただ今の高橋議員からの有収率の減少についてですね、ちょっと現在理由等につ

	いての資料を持ち合わせておりませんので、できましたら明日の会議の場でですね、報告できるように、この後調べたいと思います。以上です。
委 員 長	１０番　高橋委員
１０　番	最終的に漏水等、どこまで耐えれるかなって、いろんなその計算もされているかと思います。 数年前に、長期にわたる収支計算といいますか、計算をされた部分も、委託事業であったのを記憶しておりますが、最終的にどこかで損益分岐点が出てくる話があるかと思います。 この、特に有収率あたりとか給水人口が、想定されているよりも手前側で悪化の方向に行ってるのか、それとも現状としては、まだ想定されてる範疇だというところ、そういったところを踏まえてご回答いただきたいなと思います。
委 員 長	農林建設課長
農林建設課長	今、高橋議員からのご指摘については、総括してですね、この理由等が説明できるように、この後準備したいと思います。以上です。
委 員 長	ないようですから、これで質疑を終わります。 引き続き議会事務局、監査委員事務局の質疑を行いたいと思います。 所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。 議会事務局、監査委員事務局の質疑はありませんか。 （質疑なし）
委 員 長	ないようですから、これで質疑を終結いたします。
散　　会	
委 員 長	これをもちまして、本日の審査は終了いたします。 明日１０日は、午前9時３０分から再開します。 本日は、これにて散会します。 （１５時１３分）

東峰村議会決算審査特別委員会会議録

令和８年９月１０日
（　第　３　日　）

東　峰　村　議　会

令和７年度　東峰村議会決算審査特別委員会議事日程

令和８年９月１０日開議

開会宣言
議事日程の報告

日程第　１　認定第　１号　令和７年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第　２　認定第　２号　令和７年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について

日程第　３　認定第　３号　令和７年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第　４　認定第　４号　令和７年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

開　　会	
委 員 長	おはようございます。 ただ今の出席委員数は、１０名です。 定足数に達していますので、昨日に引き続き決算審査特別委員会を開催します。 （9時３０分）
委 員 長	議事日程は、お手元に配布のとおりです。 なお、昨日までの説明で、各課より補足説明分がありますので、徴求資料の説明があります。各課よりお願いします。 総務企画課長
総務企画課長	まず、２点ほどございまして、１点が野寄委員さんのほうより、東峰村高齢者運転免許証自主返納支援事業の、昨年度までの実績件数はというところでございました。 こちらの質問ですけど、平成２９年度より始まりまして、昨年度令和７年度まで合計１１２件の方が申請のほうをされたというところになっております。 内訳としましては、２９年が１３件、３０年が１５件、令和元年が１８件、２年が8件、3年が7件、4年が１２件、5年が１３件、6年が１１件、7年が１５件というところで、こちらの推移をしているというところになっております。 それから２点目でございます。 高橋委員のほうから、インボイスの村の状況はというところのご質問がございました。 今現在、村といたしまして発行しているものにつきましては、村有地の貸付料や自販機等の電気料、それから水道料金の納入、それからごみ袋や粗大ごみステッカー、こちら事業者さんに販売している分になりますけど、こちらのほうは毎回発行をしているというところにはなっております。 また、村の会計システムですね、こちらのほうから納入通知書等を発行することが可能でございますけど、こちらのほうを用いて納入のほうの通知を行った方については、インボイスの対応ができているというところになっております。 まだその他の分につきましてはですね、事業者さん等からの申し出がございましたら、別途ですね、インボイスの請求書また領収書等を発行することが可能ですので、数件ですね、そういった対応をさせていただいている場合もありますというところでございます。以上です。
委 員 長	農林建設課長
農林建設課長	昨日、農林建設課の案件の際に、高橋議員からまず簡易水道におきます、この監査資料の中で、有収率が前年度より低下している理由、というところでの質問がありましたので、ご回答させていただきます。 まず、有収率については、ご存知かと思いますけども、年間の有収水量を年間の配水水量で除したものを百分率で表したもので、配水した水のうち料金収入に繋がった水の割合になります。この数値が低いほど、供給したのに収益に繋がらなかった水が多いことを意味しています。 この有収率は、簡易水道だと７０％前後が望ましい数字とされておりますので、東峰村の簡易水道の実態から言いますと、かなりこれを下回る数値になっているのが現状です。 次に、有収率の低下についてですけども、主に老朽化した管路や宅内給水管からの漏水によるものと認識しております。浄水場におきまして、観測データからもですね、夜間で、本来であれば水をほとんど使用してない時間帯に、常時配水量が計測されているところもありますので、数字上においても漏水があることは分かって

	おります。 ただ、本村の簡易水道は山間部で広く管路が延びておりまして、漏水箇所を特定するのが非常に難しいところがあります。路面に染み出してきた漏水であれば対策もできるのですが、表面に出ていないところでの漏水発見は非常に困難なところであります。 今後についてですけども、新技術等で漏水発見の調査というのもございますので、そうしたところ導入するなりですね、そうしたところで発見して修繕に努めて、老朽管の計画的な敷設替え、更新も検討しながら、有収率の改善を図ってまいりたいと考えております。 続いてもう一つ、伊藤議員のほうからご質問いただきました、有害鳥獣防護柵設置工事の過去から実施してきているが、全体でどの程度必要で、そのうちどのくらい完了しているのか、というような質問がございました。 これについてですけども、本村における有害鳥獣防護柵の設置の整備は、平成２１年度より継続して実施してきておりまして、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しながら、朝倉広域鳥獣被害防止計画に基づいて、毎年度整備を進めてまいりました。 整備の必要量と進捗についてですけども、村全体としてですね、これまで設置した防護柵の総延長については、約６４㎞で４億２千万ほど今までかかっております。 全体計画で、何キロ整備しないといけないというものについてはですね、調べましたところ、計画というものはございませんでしたが、設置が始まった平成２１年度ごろは、林道など山側を中心に整備され、その後被害が拡大するにつれて、地区からの新たな設置要望箇所があった農地側にですね、設置範囲を広げ、現在に至っている状況です。 近年の整備実績としましては、年間１，５００ｍから３，０００ｍの規模の金網柵の整備など行っております。令和７年度におきましても、稗畑、釜床、中原、馬場、真加田、尾崎、中崎、高平、葛生、辻地区など、複数地区で設置工事を実施しているところです。 課題としましては、やはり防護柵を設置してもですね、開口部等から侵入がみられることから、猟友会等とも協力し捕獲にも努めてまいります。 今後の計画につきましては、令和６年度から８年度の朝倉地域広域鳥獣被害防止計画におきまして、東峰村としても年間で引き続き金網柵の設置を計画しております。引き続き国の交付金を最大限活用しながらですね、新設設置と施設補修の維持管理に努めてまいりたいと思っております。以上です。
委 員 長	説明が終わりました。
日程第１	
委 員 長	日程第１　認定第１号「令和７年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」 総括質疑を行います。 総括質疑につきましては、全体及び各課にまたがる質疑のみといたします。 なお、各課における答弁で、回答が得られていない件についての質疑は許可します。 質疑はありませんか。 ２番　野寄委員
２　　番	説明では３５ページ辺りになるかとは思いますが、戸籍住民登録、それから電算に係るものかと思いますので、２つの課にまたがるという意味合いでございますが。 要するに、住民票や戸籍、印鑑証明とかを、これ広域交付というんでしょうか、全国の市町村の窓口で交付を受けられるということはあると思いますが、これは、

	コンビニではどうでしょうか。
委 員 長	住民福祉課長
住民福祉課長	住民票等の交付について、コンビニ等では交付は、東峰村の方については、交付ができないようになっております。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	これは、ちょっと調べただけだから分かりませんけど、地方公共団体情報システムですかね、Ｊ－ＬＩＳとか、そういうデータベースとか管理するところに、たぶん年間いくらか負担金払ったり、もしくはオプション的にですね、住民票とか印鑑証明とか戸籍とかというのがあるかと思いますけど、そこを管理しているところであれば、年間いくらぐらいお支払いしているかとか分かりますか。
委 員 長	２番　野寄委員
２　　番	すみません、ちょっと質問を変えるといいますかですね。 最終的な私の質問としてはですね、今度コンビニ、買い物拠点が整備されるというところで、これ来年のことで、事業者さんとのお話もあるかと思いますけど、そこで交付ができるということになればですね、一般的に２４時間のコンビニでも６時半から２３時とかですね、行政証明サービスを端末で交付できるというようなサービスがあると思うんですね。 すべてを交付できるかというと、ちょっと、戸籍とかは特になんか、非常に難しいらしいんですが、近隣においてもですね、朝倉市さんとか筑前町さんでも住民票とか印鑑証明はコンビニで取れるというふうに、私の手元の資料ではですね、ありますので、ぜひ、そうした端末というかですね、ＡＴＭもそうなのかもしれませんけど、コンビニにそういう事業者さんとの、これからの協議になるかもしれませんけど、そうした要望をさせていただきたいと思いますので、どちらか所管の方、いらっしゃいましたらご答弁願います。
委 員 長	住民福祉課長
住民福祉課長	コンビニができるということで、皆様のご期待等もこれから高まるのではないかと思っておりますが、設置には必ず費用等、かなり高額にかかるとは聞いております。その辺の調査をして、どのような経費がかかって、これをどうするのかというのは、また検討することになるかと思います。
委 員 長	６番　佐々木委員
６　　番	昨日も質問した中の延長になりますけれども、２８ページの村づくり基金事業、それと観光プロモーション事業になりますけれども。 毎年申請するとできるのかというところで、観光プロモーションと協働村づくりは回答が若干違っておりました。 村民の皆さんに配布している資料にもちゃんと載ってはいますが、いきいき資金は第三者が入った審査委員会で決定をされております。観光プロモーションそれから協働の村づくりについては、昨年度も同じような話があったんじゃないかと思いますが、そういう第三者が入った審査会で話し合っているものなんでしょうか。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	総務課所管の地域協働の村づくり事業におきましてはですね、申請されたものは、課長たちで作ります課長会、こちらのほうで諮りまして、協議して決定のほうをさせていただいています。というところでございます。
委 員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	観光プロモーション事業につきましては、審査につきましては、ふるさと推進課の係長以上で、申請者に直接ヒアリングを行いながらですね、要綱に基づきまして、審査表というものがございますので、審査表で点数を付け、基本７割以上の点数を

	得た場合にはですね、交付決定という形で審査をしているところでございます。
委員長	６番　佐々木委員
６　番	やっぱり昨日もちょっといろんな課で出て来たんですけども、公平性とか、あるいは何といいますかね、会をさらに盛り上げていくためには、やっぱり一部の関わっている職員だけでなく、やっぱり第三者を入れて、きちんと審査をしたほうがいいんじゃないかと思うんですが、そこ辺りいかがでしょうか。
委員長	副村長
副村長	ご提言ありがとうございます。 基本的に補助金全般に言えることではあるんですけれども、補助金を交付するにあたっての審査というのは、公平性はもちろんなんですけど、公平性を担保した形で策定している要綱に基づいて、この補助金の申請の内容が要綱で定める内容にきちんと合致しているか、こういったところは事務的に審査を行って、該当をしていれば交付すると。 要は、そこに変な価値観を入れずにですね、要綱に該当するか否かでしっかり審査をするという形を、これはどの補助金に関してもそうですけれども、取っております。 執行にあたって、第三者の目が必要だという判断が、こちらのほうである場合には、第三者を入れて審査する場合もあるというところでございます。 委員ご指摘の、公平性以外の部分の補助事業の活性化というところについては、村としてもしっかり取り組んでいかないといけないと思っておりまして、昨年度もいきいき基金でご指摘ございましたので、その成果を村の広報紙で広く公表するなどしてですね、補助事業がこういった形で行われましたというのを、広く村民に周知するような形で活性化を図っていきたいと思っております。以上です。
委員長	６番　佐々木委員
６　番	ちょっとすみません、聞き漏らしがあったかもしれません。 広く公表するというのは、いきいき基金を、去年の４月号でしたっけ、いきいき基金の報告がありました。 このように観光プロモーションそれから協働村づくりも広報していくということで、今、言われたんでしょうか。
委員長	副村長
副村長	そうですね、広く広報すべきものについてはですね、広報していきたいと思います。 例えばですけど、観光プロモーションを使った事業って、村のイベントで多いんですけれども、それをイベントが行われましたという形にするのか、そこに観光プロモーション事業を活用して、とかいう文言を入れるかどうかは、ちょっと要検討にはなりますが、やっぱりどう使われていったかというのは、広く周知を図っていきたいと思っております。以上です。
委員長	６番　佐々木委員
６　番	ぜひ、広報していただきたいと思いますけども、今、副村長が、この要綱に沿って審査しているということでした。 再度、もしよければですね、この要綱そのものを、第三者を入れて一度見直すということも考えられると思いますが、そこはいかがでしょうか。
委員長	村長
村　長	要綱自体の適格性という部分に課題があるという意味で言われたのであれば、当然行わなければいけないと思っております。 ただ、設置する案にあたって、作った要綱、要領につきまして、村としては、この

	分についてはですね、しっかり取り組んでいるところでございますので、また、そういう課題意識があるのであれば、また、こういった場ではなくて、やっぱり常任委員会とかでご指摘等をいただければというふうに思っているところでございます。 どの部分において、第三者が必要なのかという部分については、村としては、はっきり言って、どういう意味なのかなというのはちょっと分かりません。以上です。
委員長	１０番　高橋委員
１０　番	総括的な意味合いで、質問を３点させていただきたいと思います。 今回の決算委員会の中でも多少出てきております物価高騰に対する部分、あるいは今後まだまだ人口減少する中での行政運営のあり方について、お尋ねをさせていただきたいと思います。 まず、１問目なんですけれども、昨日の質疑の中でも出てきました補助金のあり方、今も佐々木議員より補助金についてありましたけれども、この物価高騰、人口減少を踏まえた中での補助金のあり方について、お尋ねをしたいと思います。 現在、物価高騰や最低賃金の上昇によって、各種団体がこれまでと同じ事業や活動を行うための経費というのは、確実に上昇してきているかと思います。 一方で本村では人口減少が進んでおり、各団体の構成員の人数であったり、あるいは活動を担う人材も減少しております。 このような状況の中で、物価や人件費が上がったからといって、これまでの補助金を一律に増額していくということも、持続可能と言えるかというと、なかなか難しいのかなという現状があります。 反対に、人口や構成員数が減ったからと言って、単純に補助金を減額するということも適切ではないということを、同時に申し上げておきたいなと思います。 そこで、昨日の質疑の折に、村長のほうから、補助金は２つの考え方があるというふうな形で、事業型そして運営型の補助金等々の考え方も示されたのかなと思っております。 今後の補助金についてですね、この団体があるから補助するという考え方から、その団体が担っている事業や機能ですね、これからの東峰村にとって必要なのかというところの視点をしっかり持ったうえでですね、考えていく形になっていっていただけないかというところの質問なんですけれども。 村として必要な事業であれば、しっかり物価や人件費の上昇というのはですね、適切に反映していくべきところでもあるかと思います。 その団体がですね、地域にとって必要な機能になっているのであれば、その機能を維持するために、やっぱり必要な運営費も考えていくべき話だと思います。 一方で、役割が重複しているものであったり、現在の形で維持する必要性が薄れているものについては、やはり補助金そのものについても、反対に統合や再編も考えていかなければならないというところがあると思います。 そこで質問なんですけれども、この物価高騰と、一方で人口が減少していくという同時に進む中で、団体そのものでなく、村として必要な機能ということを一つの基準としてですね、先ほど村長がおっしゃっておられる事業型、運営型という考えも含めて、今後補助金全般ですね、どういうふうに村として考えていくのか、その考え方についてお尋ねをしたいなと思います。
委員長	村長
村　　長	団体等への補助金のあり方という部分において、先ほど議員さん申されました、運営型というのは、その団体が存続するための必要経費に対してやってるという部分で、過去、もう十数年前になりますが、一律５％カットとか、そういったことを

	行った経緯はございますが、現状においては、現状維持の中で行っている分でございます。 　そういった部分においても、ちょっと村のほうから、その団体が村のためになっているのかという判断というのは、なかなか難しい。やっぱりそれぞれの立場において、地域のことを考えて地域のために活動していただいている。これについての支援については、何らかの形で行いたいというふうに思っておりますけど、それが実際に物価高騰等にあたるのかという部分については、団体の運営については、そこまではないのかな。だから現状維持の中で、皆さんそれぞれの団体の活動を支援していきたいなというふうに思っております。 　ただ事業型と申しますが、観光プロモーション等の事業もそうなんですけど、やっぱりそれぞれの事業において行う分についてはは、やはり申請がある中で。物価高騰等については、やはり反映された中で申請が行われているという部分で、そういう対応はできてるのかなというふうには思っているところでございます。 　村として、自分もそうなんですけど、最終的な考え方としては、今、地域コミュニティ協議会行っております。地域コミュニティの中での活動に、一つはですね、地域に根差す活動については集約し、その中での活動というのが、存在というか、に位置付けできればというふうに思っておるところでございます。 　また、それ以外にいろんな、さまざまな任意団体等ございます。これについては、村としてそういった団体についての存続、必要性についての評価は差し控えるべきであるというふうに思っているところでございます。
委 員 長	１０番　高橋委員
１０　番	２点目です。今後の行政経営について、お尋ねをしていきたいなと思います。 　先ほど村として必要な機能、役割を基準に変えるという視点で質問させていただいたんですけれども、これについて行政、あるいは地域のあり方という部分についても共通するものだと思っております。 　現在、村長もおっしゃられましたけれども、地域コミュニティ協議会の設立というものが検討されております。人口減少や担い手不足の中で、地域側の組織や役割を見直していくのであれば、同時にですね、行政も同じように事業、組織、公共施設、補助金などをしっかり棚卸しをしてですね、考えていく必要があるんじゃないかなと思っております。いわば、行政も断捨離をしていかなければならない時期に来ているんじゃないかなと。 　ただし単純に削るということではなくて、人口が減少しても、村民がこの村で暮らしていくために必要な機能はしっかり残していくと。そのために重複するものや今後見直していくものを整理し、限られた人材や財源を必要なところに振り向けていく。これはちょっとカタカナで申し訳ありません。スマートシュリンクという考え方でもあるんですけれども。 　村長が示されている強い財政、強い行政、強い地域ということを掲げられておりますが、これをただ個別的に進めるのではなくて、村全体としてしっかりと一つの方向性の中で、進めていく必要があるんじゃないかなと。 　その中で、人口減少を前提として、必要な機能を残すというううえで、どのように財政と行政と地域が一体的に捉えて動いていけるのか。それをしっかり横断的に進めていくことができるのか、その辺に関して、改めて村長から考えをお聞かせください。
委 員 長	村長
村　　長	自分がずっと言ってる部分、これはもう非常に壮大なテーマでございますので、一つ一つの部分をですね、全体についてご説明申し上げる部分については、非常に

	分かりづらいのかなというふうに思っているところでございます。 　強い財政についてはですね、先ほど議員さんも申されました。やはり無駄をなくすという部分は当然のことでございます。究極的には、やっぱり公共施設の統廃合、また庁舎一本化、これはもう絶対に避けては通れない部分の中で行っていく。 　それを進めるにあたって、やはりそれぞれの地域の行政機能、相談機能等が失われるという不安がございます。これについては、やはり地域コミュニティの中にそういった支所機能と申しますか、相談機能についてはしっかり持たせる中で続けていきたい。 　そういった部分で皆様の不安等の解消を行っていかなければいけない。これを最小限の経費の中で最大限の効果を発揮する。 　これについて、なかなかコミュニティって何なのっていう部分の中で、入口ですごく分からないという部分があるんですけど、実際にこれって、具体的に作った中で、どういうふうになっていけばいいのかという部分をですね、やっぱり実感する部分がなかなか分かりづらい。 　これ口で言っても、ものすごく分からないんで、実際、今取り組んでいる中で、今後もう作るというふうに方針は定めております。その方針の中で作ったときに、実際に行政機構がどうなるのか、今２つの庁舎がございます。そういった部分もどうなるのか、そういった部分が見えてくるというふうに思っております。 　これは、ここで、口でなかなか言っても、分かりづらい部分がございますので、やっぱり丁寧に今年度の協議の中でもですね、共有していきたいというふうに思っているところでございます。 　何より強い地域という部分、自分がず一っと課題意識としてあるのが、やっぱり地域の皆さんって、ものすごく危機意識がないというふうに思っています。 　やっぱり危機感をどう持つか、やっぱりすぐ自分のところにもですね、いろんな話をする中で、「これこれせんかったら、もう村は、もう潰れるばい。」とか「どうしようもないばい。」とか自分のときが良かったら、やっぱり次の世代にどういい村を残していくかという視点が、なかなか自分の周りの中でも話が出てこない。 　これを続けていくことで、村自体の元気を続けていく、それの発端として、今、観光局を作り、来年から企業を起こす、そういった取り組みもですね、すべてがリンクしているところでございます。 　こういった部分についても、なかなか一つ一つのパーツは分かりにくいんですけど、すべてが繋がっている。ただ、これを、すみません、自分としてもごあいさつの中、また、広報紙の年頭のごあいさつ等で伝えているところでございますけど、これがもうちょっとですね、分かりやすく伝えることができればというふうに思っております。 　こういった部分についてですね、しっかり皆さんと課題意識というか、すぐ自分が言うんですけど、福岡の東峰村って、福岡市高速使えば１時間で行ける、北九州市も１時間半で行ける、なんかその中で、やっぱり村の中、なんとかしないと、村はこのままどうなるんだろうという不安、議員の皆様も皆さん持たれてると思いますけど、そういった部分を解決するというのは、一人一人の住民の皆さんの底力しかないと思っております。 　これを一つ一つですね、作り上げていく、意識改革を行う。自分がネガティブマインドと言いますけど、すぐ後ろ向きの考え方をですね、やっぱり子どもたちのためにどう残していくか、そういった部分をですね、しっかり一つ一つの分をやりながら、その中で村としては、しっかり財政をですね、続けていく。 　実際に２９年大雨の災害等があった中で、財政状況というのは非常に厳しくなっ

	ている部分はございます。 　ただ、この分について、災害復旧費、２９年災害もあと２年ぐらいでですね、償還が終わって、少しずつ良くなっていく分については見えておりますけど、この辺りについても一つ一つ説明をしながら、やっぱり皆さんと共有をする。 　この事業というか、村として行っているものがどういう意味を持つのか、村が説明すべきという分ではございますけど、やっぱりそういった部分についても、どちらかというと、それぞれの方がいろんなところで話をする中で、やっぱり疑問というのを投げかけていただいて、それにお答えできるような場がですね、行政懇談会等もございます。 　そういった中の部分で取り組んでいたところということでございますけど、やっぱり分かりづらい部分がある。これをどう伝えていくか、これが一番の課題だと思っておりますが、そういった部分について、それぞれが密接に関わっておりますので、一つ一つの部分をしっかりステップを踏みながら続けていく、それをお知らせをしていく。 　ただ、どういう形で、１枚のワークシートみたいにお知らせできる部分が、なかなか難しゅうございますので、しっかり説明と共有という部分については、課題として認識させていただいて、今後取り組ませていただきたいというふうに思っております。
委 員 長	質問もありますけれども、なかなか説明も難しいと思うんですけど、もう少し簡潔にお願いいたします。 １０番　高橋委員
１０　番	ちょっと問題もコンパクトにさせていただこうかなと思います。 　最後になるんですけれども、総務常任委員会でも今回の決算でも出てきました地域コミュニティの関係についてです。 　なかなかやはり村長の口からも出てきておりますけれども、なかなか地域が盛り上がっていない、なかなか危機意識という部分が醸成されてきていないという部分に大きな課題というのが、この議論が始まってからもずっと続いているんじゃないかなという部分は、議員間でもよく話す部分がございます。 　その中で、先ほどから申し上げているとおり、地域の方々に地域だけのことを考えてと言っても、なかなか全体像見えてこなくて、私たちは何を話せばいいんですか。 　さっき言ったみたいに、行政があって、地域があって、いろんな動いている人たちがいて、すべてで東峰村って完結していると思うんですけれども。その全体像がない中で、地域の方々集まって、地域のことだけ話してくださいと言っても、なかなか未来像が見えてこないんですよね。 　今、村長、いろいろ答弁していただきましたけれども、やっぱそういった、今後村がどうしていくのか、あるいはどうなっていくのかという部分も、見えてこないとなかなか議論にもならなくて、そういった、今後東峰村自体、全体をどうしていくかという議論になってきた中で、じゃあ、地域はどうしていくべきなのか、私たちは、住民一人一人はどういう気持ちを持ってやっていくのか、というところに行きついてこないのが、すごくいろんなワークショップなり会議に出るたびに思うところであります。 　どうしていくかという部分においては、一つ申し上げさせていただきたいのは、今後１０年後、２０年後、要は、将来この村、しっかりと担っていく世代を含めたうえでも、そういった村全体の議論をしていきながら、先ほど庁舎の統合等々もいろいろ話されてはおりましたけれども、やっぱりこの村をどうしていく、どうして

	いきたいという部分が、住民の方々に意識付けられ、考えていくということを一緒にやっていかないと、なかなか地域コミュニティもその一部として、機能していかないのじゃないかなという疑問提起でございます。 それも踏まえて、いま一度地域コミュニティの話し方の進め方ですね。ただ地域のことだけを考えるんじゃなくて、もう少し視野を広げて、先ほど村長言われた。要は行政の、どういうふうに進んでいくのか。行政としてはこうやっていくから地域もこうやっていきましょう、そういった言い方なのか。 そういった、要は村全体を通して地域はどうなのかという視点を持った地域コミュニティのあり方について、やっていく必要があるんじゃないかなというところで、最後お尋ねを申し上げます。
委員長	村長
村　長	議員さんの考え方、非常に共感するものでございます。 実際に、地域コミュニティって何じゃろという話の中のはじめの中から、少しずつご理解というかですね、は進んでるのかな。 ただ、これを行うことによるやっぱり効果、良いことか悪いことか。悪いことというか、プラス面なのかマイナス面なのか。これについては東先生というアドバイザーの方も言いましたけど、全員がオッケー、全員が一丸となって進むものというよりは、やっぱり引っ張っていける人がそういった組織づくりをして地域を引っ張り、その中でいろんな意識改革を行っていくという取り組み方でないと、なかなか皆さんと共有をして、それの合意のうえで地域コミュニティを作るというのは、非常に、先ほども議員さんも言った分ではございますが、非常にハードルと申しますか、高いというふうに思っております。 それはもう、ちょっと考え方を変えなければいけないという部分で、それぞれ東先生も言っておりましたので、そこについては自分も共感するし、そういう形で取り組んでいきたいというふうに思っているところではございますが。 やっぱりその取り組みの中で、しっかり伝わることと共有すること、この部分については、やっていかなければいけないというところは、もう重々分かっているところでございます。 ただ、そういった部分について、どういう形ですれば一番皆様の共感が得られるのかという部分については、ちょっと少し手探りの部分もありまして、ちょっと絶対的なこれをやれば、みんな「あっ、そうか、分かった。じゃあ、これするといいんだな。」という部分が分かりづらいという部分についてはですね、反省をするところでございますけど、しっかり地域、東峰村が持続するため、存続するためにですね、取り組まなければいけないという部分、しっかり伝えながら進めさせていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。
委員長	ないようですから、質疑を終結します。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 （討論なし）
委員長	ないようですから、討論を終結いたします。 認定第１号「令和７年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」を、お諮りします。 本案を認定することに賛成の方、挙手でお願いいたします。 （賛成者挙手）
委員長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり認定するものと決定いたしました。

日程第２	
委 員 長	日程第２　認定第２号「令和７年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について」 総括質疑を行います。 総括質疑につきましては、全体及び各課にまたがる質疑のみといたします。 なお、各課における答弁で、回答が得られていない件についての質疑といたします。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
委 員 長	ないようですので、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 （討論なし）
委 員 長	ないようですから、討論を終結いたします。 認定第２号「令和７年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について」を、お諮りします。 本案を認定することに賛成の方、挙手でお願いします。 （賛成者挙手）
委 員 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり認定するものと決定しました。
日程第３	
委 員 長	日程第３　認定第３号「令和７年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 総括質疑を行います。 総括質疑につきましては、全体及び各課にまたがる質疑のみといたします。 なお、各課における答弁で、回答が得られていない件についての質疑といたします。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
委 員 長	ないようですので、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 （討論なし）
委 員 長	ないようですから、討論を終結いたします。 認定第３号「令和７年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、お諮りします。 本案を認定することに賛成の方、挙手でお願いします。 （賛成者挙手）
委 員 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり認定するものと決定いたしました。
日程第４	
委 員 長	日程第４　認定第４号「令和７年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」 総括質疑を行います。 総括質疑につきましては、全体及び各課にまたがる質疑のみといたします。 なお、各課における答弁で、回答が得られていない件についての質疑といたします。

	質疑はありませんか。 （質疑なし）
委 員 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 （討論なし）
委 員 長	ないようですから、討論を終結いたします。 認定第４号「令和７年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を、お諮りします。 本案を認定することに賛成の方、挙手でお願いします。 （賛成者挙手）
委 員 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり認定するものと決定しました。
閉　　会	
委 員 長	以上で、本決算特別委員会に付託されました案件の審査が終了いたしました。 これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会したいと思います。 ご異議ありませんか。 （異議なし）
委 員 長	異議なしと認めます。 本委員会の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 （異議なし）
委 員 長	異議なしと認めます。 皆様のご協力により、付託されました案件の審査が無事終了いたしました。厚く御礼申し上げます。 これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。 次は本会議でございますので、１０時３０分まで休憩いたします。 （１０時１６分）
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。 委 員 長